

東吾妻町地域防災計画

【一般災害対策計画】

東吾妻町防災会議

目 次

第1部 一般災害対策計画

第1編	総則	1
第1節	計画作成の趣旨	1
1	計画の目的	1
2	地域防災計画の策定及び修正	1
3	防災会議	1
4	計画の構成	2
第2節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	3
1	東吾妻町	3
2	群馬県	3
3	吾妻広域消防本部	4
4	指定地方行政機関	5
5	陸上自衛隊	6
6	指定公共機関	7
7	指定地方公共機関	8
8	警察	8
9	その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	9
第3節	東吾妻町の概況	10
1	自然的条件	10
2	社会的条件	13
第4節	過去の災害	18
1	風水害	18
2	火山災害	19
3	雪害	20
4	火災	21
第5節	予想される災害	22
1	風水害	22
2	土砂災害	22
3	火山災害	22
4	雪害	22
5	火災	23
6	複合災害	23
7	その他	23
第6節	東吾妻町防災ビジョン	24

1. 防災ビジョン	24
第2編 災害予防計画	25
第1章 強くしなやかな防災基盤の整備	25
第1節 水害予防計画	26
1 治水対策	26
2 河川対策	26
3 河川の巡視	26
4 気象・水象情報の把握	26
5 道路、橋梁の浸水対策	26
6 備蓄資材	26
第2節 地すべり、土石流、山崩れ及び急傾斜地等災害危険区域予防計画	27
1 土砂災害警戒区域等の指定	27
2 警戒避難体制の整備	27
3 ハザードマップの作成	28
4 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化	28
5 土砂災害の危険区域の周知	28
6 要配慮者への配慮	28
7 予防対策の推進	29
8 土地利用の誘導	30
9 宅地防災対策	30
第3節 火災予防計画	31
1 組織対策	31
2 対象物の防火対策の強化	32
3 消防活動体制の整備	32
4 防災訓練の実施	33
5 防火思想の普及徹底	33
第4節 林野火災予防計画	34
1 林野火災予防体制の整備	34
2 林野火災消防計画	34
3 火災警報発令時の措置	34
4 防火思想の普及	34
第5節 建築物の安全確保計画	35
1 防災上重要な施設の堅ろう化	35
2 一般建築物の災害予防	35
3 建築基準の遵守指導	35
第6節 ライフライン施設の機能確保計画	36
1 設備の防災化	36
2 防災体制の整備	36

3	応急復旧用資機材の整備	36
4	需用者への防災意識の普及	36
第7節	二次災害の予防計画	37
1	構造物に係る二次災害予防対策	37
2	倒木の流出対策	37
3	山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策	37
4	資機材の備蓄・活用	37
第2章	自助・共助による地域防災力の向上	38
第8節	防災訓練計画	39
1	総合訓練の実施	39
2	各種訓練の実施	39
3	保育所・幼稚園、小中学校における防災訓練の実施及び支援	39
4	広域的な訓練の実施	40
5	事後評価の実施	40
第9節	防災知識普及計画	41
1	防災知識の普及	41
2	職員に対する防災教育	42
3	学校教育による防災知識の普及	43
4	防災知識の普及啓発資料の作成・配布等	43
5	防災訓練の実施指導	43
6	要配慮者への配慮	43
7	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立	43
8	災害教訓の伝承	43
第10節	住民、事業所等による防災活動推進計画	44
1	災害時の役割分担	44
2	住民の果たすべき役割	44
3	自主防災組織の活動（行政区等）	45
4	災害時救援ボランティア活動の環境整備	46
5	事業所（企業）防災の促進	47
第11節	防災コミュニティの育成強化に関する計画	49
1	災害時の地域での助け合いの体制づくり	49
2	地域コミュニティの再生による安全・安心な地域づくり	49
第12節	要配慮者安全確保計画	50
1	要配慮者の把握と支援	50
2	避難行動要支援者への対応	50
3	緊急連絡体制の整備	52
4	福祉避難所の指定・整備	52
5	要配慮者入（通）所施設における安全確保	53
6	消防機関及び警察署の支援	53

7	地域住民及び自主防災組織の支援	53
8	在住外国人の安全確保	54
9	防災教育及び啓発	54
第3章	災害応急対策への備えの充実	55
第13節	情報の収集・連絡体制の整備計画	56
1	気象・水象情報の収集・伝達の迅速化	56
2	情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化	56
3	情報収集・連絡に係る初動体制の整備	56
4	多様な情報の収集体制の整備	56
5	メール配信サービスの拡充	56
第14節	通信手段の確保計画	57
1	通信施設の整備及び保守管理の徹底	57
2	災害時優先電話の指定	57
3	代替通信手段の確保	57
4	通信の多ルート化	57
5	通信訓練への参加	57
第15節	応急活動体制の整備計画	58
1	職員の応急活動体制の整備	58
2	連携体制の整備	58
3	防災中枢機能の確保	59
第16節	救助・救急及び医療活動体制の整備計画	60
1	救助・救急活動体制の整備	60
2	医療活動体制の整備	60
第17節	緊急輸送活動体制の整備計画	61
1	輸送拠点の確保	61
2	ヘリポートの確保	61
3	緊急交通路の整備	61
4	消防活動の困難を解消するための道路整備	61
5	運送事業者等との連携	61
第18節	避難収容活動体制の整備計画	62
1	避難所・避難路の整備	62
2	避難誘導體制の整備	63
3	防災上特に必要とする施設の避難計画の策定	65
4	応急仮設住宅等	65
5	帰宅困難者への対応	65
6	児童生徒等への対応	65
第19節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備計画	67
1	備蓄計画	67
2	調達計画	67

第20節	広報・広聴体制の整備計画	68
1	広報体制の整備	68
2	広聴体制の整備	69
第21節	孤立化集落対策	70
1	孤立化のおそれのある集落の把握	70
2	孤立化の未然防止対策	70
第3編	災害応急対策計画	73
第1章	活動体制の早期確立	73
第1節	組織計画	74
1	災害対策本部の設置	74
2	災害対策本部の組織・運営	75
3	小災害の場合の組織、編成、事務分掌	77
4	自衛隊連絡室の設置	77
第2節	動員計画	78
1	災害対策本部設置前の警戒配備	78
2	職員の配備体制	78
3	動員指示の伝達系統	78
4	動員の方法	79
5	動員割合	79
6	職員の派遣	80
第3節	事前措置及び応急措置に関する計画	81
1	町長の事前措置	81
2	町の委員会並びに委員の応急措置	83
3	警察官の応急措置	83
第4節	気象注意報・警報等の伝達計画	84
1	前橋地方気象台が発表する気象予報等	84
2	気象業務法に基づく県気象情報等	87
3	消防法に基づく警報等	88
4	水防法に基づく洪水予報・洪水警報	88
5	気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報	88
6	気象情報の伝達系統	90
7	町における措置	91
8	異常現象発見時の措置	91
第5節	通信計画	92
1	災害対策本部の通信施設	92
2	一般加入電話の優先利用	92
3	他機関が保有する通信設備の利用	93
4	孤立地帯の通信の確保	93

第6節	避難・誘導計画	94
1	避難準備（要配慮者避難）情報.....	94
2	避難の勧告・指示.....	94
3	避難勧告・避難指示等の発令基準の策定.....	95
4	避難誘導.....	97
5	避難行動要支援者への配慮.....	97
6	警戒区域の設定.....	97
第7節	災害情報収集及び被害報告取扱計画	98
1	被害報告等取扱責任者.....	98
2	被害等の調査.....	98
3	町における災害情報の連絡.....	99
4	情報連絡体系.....	101
第8節	自衛隊災害派遣要請計画	102
1	自衛隊の災害派遣活動の範囲.....	102
2	自衛隊に対する災害派遣要請.....	102
3	自衛隊の自主派遣.....	103
4	派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限.....	103
5	災害派遣活動の総合調整.....	104
6	派遣要請後の変更手続.....	104
7	派遣部隊等の撤収要請.....	104
8	費用負担区分.....	105
9	派遣部隊の受入れ.....	105
第9節	相互応援対策計画	106
1	応援要請.....	106
2	職員の派遣要請.....	107
3	受援体制の確立.....	108
4	派遣職員の接遇及び経費の負担.....	108
5	応援要請に対する措置.....	108
6	相互応援協定等.....	109
7	防災ヘリクターの要請.....	110
第10節	災害救助法の適用に関する計画	112
1	災害救助法に基づく救助の実施.....	112
2	災害救助法に基づく救助の実施.....	112
3	災害救助法の適用基準.....	112
4	滅失（り災）世帯の算定基準.....	113
5	救助の種類.....	113
6	適用手続き.....	114
7	救助の実施機関.....	114
8	災害救助法による救助の基準.....	114
9	費用負担.....	114
第2章	初動期の迅速な応急活動の展開	115

第11節	広報及び広聴計画 ……………	116
1	広報活動……………	116
2	広聴活動……………	118
3	安否情報照会への回答……………	118
4	報道機関に対する代表取材の要請……………	119
第12節	消防活動計画 ……………	120
1	町・消防機関における災害情報の収集・連絡……………	120
2	消火活動……………	120
3	応援要請……………	121
4	二次火災の防御……………	121
5	林野火災応急対策……………	121
第13節	水防計画 ……………	123
1	水防本部の組織と機構……………	123
2	水位の観測及び通報……………	123
3	非常配備と水防活動……………	124
4	地域住民への周知……………	125
5	浸水被害の拡大の防止……………	125
第14節	避難収容活動計画 ……………	126
1	避難所の収容対象者……………	126
2	避難所の開設……………	126
3	避難者の受け入れ……………	127
4	避難所の運営・管理……………	127
5	避難者への配慮……………	128
6	良好な避難所生活環境の確保……………	129
7	避難所の早期解消……………	130
8	広域避難対策……………	130
9	帰宅困難者対策……………	130
第15節	救助・救急及び医療活動計画 ……………	131
1	救助・救急活動……………	131
2	医療・救護活動……………	132
第16節	要配慮者の災害応急対策計画 ……………	135
1	災害に対する警戒……………	135
2	在宅の要配慮者対策……………	135
3	社会福祉施設等における要配慮者対策……………	136
第17節	交通確保・輸送計画 ……………	138
1	交通の確保……………	138
2	輸送計画……………	139
第3章	安定期の円滑な応急活動の展開 ……………	142
第18節	食料・飲料水の供給計画 ……………	143

1	食料供給計画	143
2	給水計画	145
第19節	生活必需品等物資給与計画	147
1	実施責任者	147
2	生活必需品等の給与又は貸与	147
3	災害救助法による供給	148
第20節	行方不明者の捜索・収容・埋葬計画	149
1	実施責任者	149
2	行方不明者の捜索	149
3	遺体の処置	149
4	遺体の埋火葬	150
5	災害救助法による措置	150
第21節	障害物の除去計画	152
1	住居関係障害物の除去	152
2	道路関係障害物の除去	152
3	河川関係障害物の除去	153
4	障害物の集積及び処分	153
5	災害救助法による障害物の除去	153
第22節	環境衛生計画	154
1	保健衛生活動	154
2	防疫活動	155
3	清掃活動	156
4	動物愛護	158
第23節	要員確保計画	159
1	労務供給計画	159
2	公共的団体等の活用計画	160
3	ボランティアの受入れ計画	160
第24節	応急住宅対策計画	163
1	被災建築物応急危険度判定士による使用の適否判定	163
2	応急仮設住宅の建設	163
3	応急仮設住宅の運営管理	164
4	公営住宅及び民間賃貸住宅の利用	164
5	住宅の応急修理	164
6	資機材の調達と要員の確保	165
7	住宅の応急復旧活動の推進	165
8	要配慮者への配慮	165
第25節	文教対策計画	166
1	学校の災害応急対策	166
2	文化財施設の災害応急対策	167

第26節	農業関係災害応急対策計画	169
1	農作物関係	169
2	畜産関係	169
第27節	義援物資、義援金の受入れ・配分計画	170
1	義援物資の受入れ	170
2	義援金の受入れ	170
第4章	暮らしを支える社会基盤の応急復旧	172
第28節	公共土木施設の応急復旧計画	173
1	迅速な応急復旧の実施	173
2	重要施設の優先復旧	173
3	関係業界団体に対する協力の要請	173
第29節	ライフライン施設の応急復旧計画	174
1	電力施設の応急復旧計画	174
2	ガス施設の応急復旧計画	174
3	水道施設の応急復旧計画	175
4	電気通信施設の応急復旧計画	176
第4編	その他の災害対策計画	177
第1節	雪害対策計画	177
1	雪害予防計画	177
2	雪害応急対策計画	179
第2節	火山災害対策計画	182
1	火山災害予防計画	182
2	火山災害応急対策計画	189
第3節	事故災害対策計画	192
I	航空災害対策計画	193
1	災害予防計画	193
2	災害応急対策計画	194
II	鉄道災害対策計画	197
1	災害予防計画	197
2	災害応急対策計画	197
3	災害復旧計画	199
III	道路災害対策計画	200
1	災害予防計画	200
2	災害応急対策計画	201
3	災害復旧計画	204
IV	危険物等災害対策計画	205

1	災害予防計画	205
2	災害応急対策計画	207
3	災害復旧計画	210
V	県外の原子力施設事故対策計画	211
1	災害予防計画	211
2	災害応急対策計画	211
3	災害復旧計画	213
第4節	複合災害対策計画	214
1	災害予防計画	214
2	応急対策計画	214
第5編	災害復旧・復興計画	217
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	217
1	災害復興対策本部の設置	217
2	基本方向の決定	217
3	住民の参加	217
4	国等に対する協力の要請	217
第2節	原状復旧	218
1	被災施設の復旧等	218
2	災害廃棄物の処理	218
第3節	計画的復興の推進	219
1	復興計画の作成	219
2	防災まちづくり	219
第4節	被災者等の生活再建の支援	221
1	被災者台帳の作成	221
2	り災証明の発行	221
3	災害弔慰金の支給等	222
4	税の徴収猶予及び減免等	223
5	雇用の確保	223
6	住宅再建・取得の支援	223
7	恒久的な住宅確保の支援	223
8	安全な地域への移転の推奨	224
9	復興過程における仮設住宅の提供	224
10	支援措置の広報等	224
11	災害復興基金の設立等	224
第5節	被災中小企業等の復興の支援	225
1	中小企業者に対する低利融資等の実施	225
2	農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施	225
3	地場産業・商店街への配慮等	225

4	支援措置の広報等	225
第6節	公共施設の復旧	227
1	災害復旧事業計画の作成	227
2	早期復旧の確保	227
3	財政援助の活用	228
第7節	激甚災害法の適用	229
1	激甚災害の早期指定の確保	229
2	激甚法に定める事業	229
第8節	復旧資金の確保	233
1	復旧資金の確保	233
2	関東財務局の協力	233
3	日本郵便（株）の協力	233

第 1 部 一般災害対策計画

第1編 総則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

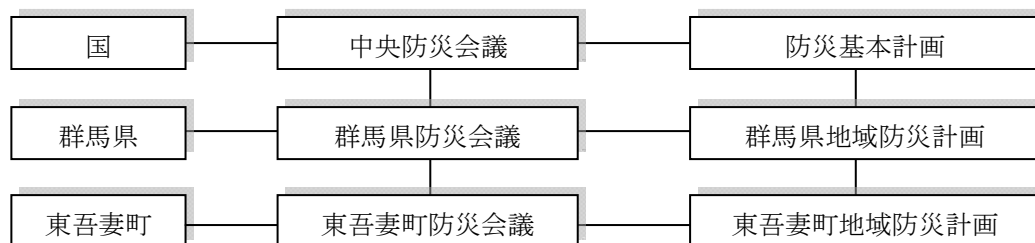
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、東吾妻町防災会議が策定するものであり、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して町の地域における風水害、雪害、火山災害、事故災害及び複合災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

さらに、住民が自ら行う事項、自主防災組織や行政区をはじめとした地域における各種団体が行う事項、自治体間の広域応援体制の整備事項等について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

2 地域防災計画の策定及び修正

町は、防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。また、防災会議は地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対策基本法によって定められている国、県、町の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。



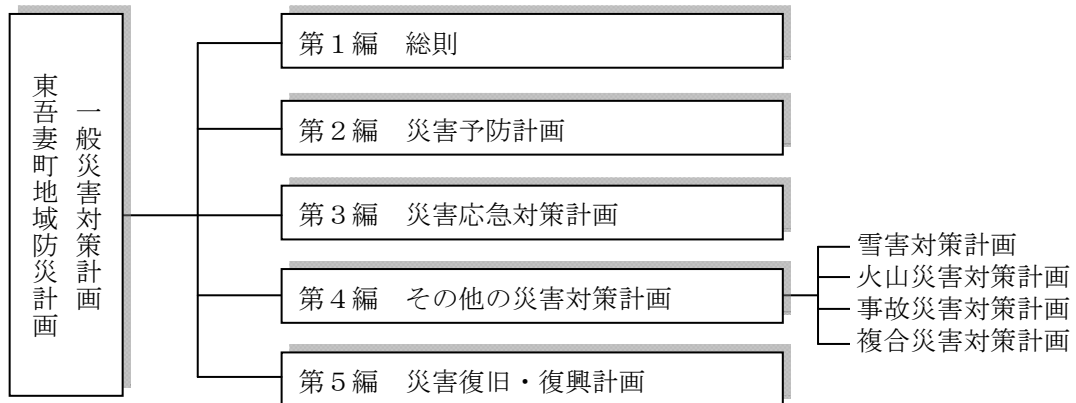
3 防災会議

町防災会議の組織及び運営については、関係法令、町防災会議条例の定めるところによる。その任務については、次のとおりである。

- (1) 東吾妻町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- (2) 東吾妻町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

4 計画の構成

一般災害対策計画の構成は、次のとおりである。



【関係資料】

- <資料編1-1 東吾妻町防災会議委員名簿>
- <資料編2-1 東吾妻町防災会議条例>

第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

町、指定地方行政機関等及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事務又は業務を処理する。

1 東吾妻町

処理すべき事務又は業務の大綱	
	(1) 防災に関する組織の整備に関すること (2) 防災に関する訓練に関すること (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること (4) 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること (5) 予報・警報の伝達に関すること (6) 避難の勧告又は指示に関すること (7) 消防、水防その他の応急措置に関すること (8) 被災者の救難、救助その他保護に関すること (9) 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること (10) 施設及び設備の応急復旧に関すること (11) 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること (12) 緊急輸送の確保に関すること (13) 災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関すること (14) 災害復旧及び復興計画に関すること (15) 町防災会議に関すること (16) 町内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること

2 群馬県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
吾妻振興局 吾妻行政県税事務所	(1) 地方部内の総合調整に関すること (2) 気象情報の受領及び伝達に関すること (3) 人的被害及び住家被害を中心とする概括的な災害情報の収集に関すること (4) 庁舎その他県有財産に係る災害応急対策に関すること (5) 市町村との連絡調整に関すること (6) 車両の確認事務に関すること (7) 商工業に係る災害情報の収集に関すること (8) 商工業に係る災害応急対策に関すること (9) 生活必需品の調達及び供給に関すること (10) その他部内各班に属しない事項に関すること
吾妻振興局 吾妻保健福祉事務所	(1) 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害情報の収集に関すること (2) 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害応急対策に関すること (3) 飲料水の供給に関すること

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
吾妻振興局 吾妻農業事務所	(1) 農業に係る災害情報の収集に関する事 (2) 農業に係る災害応急対策に関する事
吾妻振興局 中之条土木事務所	(1) 公共土木施設に係る災害情報の収集に関する事 (2) 公共土木施設に係る災害応急対策に関する事 (3) 水防計画の実施に関する事
吾妻振興局 吾妻環境森林事務所	(1) 環境及びごみ・し尿に係る災害情報の収集に関する事 (2) 環境及びごみ・し尿に係る災害応急対策に関する事 (3) 治山、林道及び林産物に係る災害情報の収集に関する事 (4) 治山、林道及び林産物に係る災害応急対策に関する事
吾妻教育事務所	(1) 学校教育に係る災害情報の収集に関する事 (2) 学校教育に係る災害応急対策に関する事 (3) 県立学校が避難施設場所に使用される場合の市町村への協力に関する事

3 吾妻広域消防本部

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 消防組織の総合計画及び消防団との連絡調整 (2) 火災予防運動の総括 (3) 防火対象物及び消防設備等の査察指導 (4) 防火管理講習の実施 (5) 予防広報、建築物同意関係その他予防に関する事 (6) 危険物取締及び安全管理指導危険物関係法令関係に関する事 (7) 危険物製造所等の災害事故調査及び保安広報関係に関する事 (8) 消防力の整備運営、消防計画及び消防統計に関する事 (9) 火災、災害の警戒防護、救急救助関係に関する事 (10) 消防相互応援協定に関する事 (11) 消防水利・救急医療情報等に関する警防関係事務に関する事 (12) 消防通信及び気象観測に関する事 (13) その他消防業務に関する事

4 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 (前橋財務事務所)	(1) 金融機関に対する非常金融措置の斡旋、指導等に関する事 (2) 災害復旧事業費の査定立ち会いに関する事 (3) 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関する事 (4) 国有財産の貸付、譲与及び売り払いに関する事 (5) 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関する事
関東農政局 (前橋地域センター)	1 災害予防 (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事 (2) 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事 2 災害応急対策 (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 (2) 種もみ、その他営農資材の確保に関する事 (3) 主要食料の供給に関する事 (4) 生鮮食料品等の供給に関する事 (5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事 (6) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関する事 3 災害復旧 (1) 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関する事 (2) 被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する事 4 その他 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関する事
関東森林管理局 (吾妻森林管理署)	(1) 国有林の保安林、保安施設(治山施設)等の維持及び造成に関する事 (2) 災害復旧用木材(国有林材)の斡旋に関する事
関東地方整備局 (高崎河川国道事務所) (利根川水系砂防事務所) (八ッ場ダム工事事務所)	管轄する河川・道路・砂防・地すべり・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関する事 1 災害予防 (1) 防災上必要な教育及び訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 (5) 官庁施設の災害予防措置 (6) 豪雪害の予防 2 災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	(3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害発生が予想される時又は災害時における応急工事等 (6) 災害時のための応急復旧用資材の備蓄 (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 3 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること
東京管区气象台 (前橋地方气象台)	(1) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること (2) 気象、地象（地震を除く）及び水象の予報、警報・注意報の発表に関すること (3) 台風・大雨・竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達及びこれら機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること (4) 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに成果の発表に関すること (5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル及びハザードマップなどの作成に対する技術的な支援・協力に関すること (6) 災害の発生が予想される時や災害発生時における、県や市町村に対する気象状況の推移及びその予想の解説等に関すること (7) 県や市町村、その他の防災関係機関との連携による、防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発活動に関すること

5 陸上自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
第12旅団	1 災害派遣の準備 (1) 防災関係情報資料の整備に関すること (2) 防災関係機関との連絡、調整に関すること (3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (4) 防災に関する教育訓練の実施に関すること 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること

6 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株)	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事 2 災害特別事務取扱に関する事 (1)災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除 エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 (2)避難所における臨時の郵便差出箱の設置 3 その他、要請のあったもののうち協力できる事項
東日本電信電話(株) (群馬支店)	(1)電気通信設備の保全に関する事 (2)重要通信の確保に関する事
(株)NTTドコモ (群馬支店)	(1)携帯電話設備の保全に関する事 (2)重要通信の確保に関する事
日本赤十字社 (群馬県支部)	(1)医療救護班の編成及び医療救護の実施に関する事 (2)救護所の開設及び運営に関する事 (3)日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事 (4)輸血用血液の確保及び供給に関する事 (5)義援金品の受領、配分及び募金に関する事 (6)日赤医療施設等の保全及び運営に関する事 (7)外国人の安否の調査に関する事 (8)広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関する事
日本放送協会 (前橋放送局)	(1)防災思想の普及に関する事 (2)気象予報・警報の周知に関する事 (3)災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事 (4)放送施設に対する障害の排除に関する事 (5)避難所等における受信機の貸与・設置に関する事 (6)社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事
独立行政法人 水資源機構 (沼田総合管理所)	(1)水資源開発施設の新築(水資源機構移行時に着手済みの事業に限る。)又は改水資源機構築の実施に関する事 (2)水資源開発施設の保全(施設管理)に関する事
東日本旅客鉄道(株) (高崎支社)	(1)鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事 (2)鉄道車両による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事
日本通運(株) (群馬支店)	(1)貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事
東京電力(株) (渋川支社)	(1)電力施設の保安の確保に関する事 (2)電力の供給に関する事

7 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(社)群馬県医師会	(1) 医療及び助産活動の協力に関すること (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること (3) 医療救護活動の実施に関すること
(社)群馬県歯科医師会	(1) 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関すること (2) 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関すること
(公社)群馬県看護協会	(1) 救護活動に必要な看護の確保に関すること
(一社)群馬県L Pガス協会	(1) L Pガス設備の保安の確保に関すること (2) L Pガスの供給の確保に関すること (3) 会員事業者の連絡調整に関すること
群馬県石油協同組合	(1) 石油等燃料の供給に関すること
(一社)群馬県バス協会	(1) バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること (2) 被災地の交通の確保に関すること
(社)群馬県トラック協会	(1) 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること
放送機関 群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬	(1) 防災思想の普及に関すること (2) 気象予報・警報の周知に関すること (3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する こと (4) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関するこ と

8 警察

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
吾妻警察署	(1) 交通規制及び交通秩序の確保に関すること (2) 死体の捜索及び検視に関すること (3) 警察通信の防護に関すること (4) 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること (5) 被災者の救出、救助に関すること

9 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
J Aあがつま	(1) 共同利用施設の保全に関すること (2) 農業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関すること (3) 県又は町が行う農業関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関すること
社会福祉施設経営者	(1) 入所者及び通所者の安全の確保に関すること
東吾妻町社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者の生活の支援に関すること (2) 義援金品募集及び配分に関すること (3) ボランティア活動の支援及び推進に関すること
東吾妻町商工会	(1) 被災事業者に対する支援に関すること (2) 県又は町が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること (3) 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関すること (4) 物価の安定についての協力に関すること
金融機関	(1) 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること
病院等医療機関	(1) 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること (2) 被災傷病者の救護に関すること
危険物等施設の管理者	(1) 危険物等施設の保安の確保に関すること (2) 周辺住民の安全の確保に関すること
東吾妻町建設業クラブ	(1) 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること
農業用排水施設の管理者	(1) 水門、水路、ため池等の整備、防火管理及び災害復旧に関すること
報道機関	(1) 防火思想の普及に関すること (2) 気象予報・警報の周知に関すること (3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること (4) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること

【関係資料】

〈資料編 1 - 2 関係機関等連絡先〉

第3節 東吾妻町の概況

1 自然的条件

(1) 地形

本町は、群馬県の北西部に位置し、東は渋川市、西は長野原町、南は高崎市、北は中之条町に隣接している。

町域は、東西 95.90 km、南北 119.14 km で、総面積は 253.65 km² である。

本町の周囲には上毛三山の一つ榛名山や岩櫃山、浅間隠山等の 1,000m 級の峰々が連なっており、町内には吾妻川が東西に流れ、そこに温川等多くの支流が注いでいる。

本町の地形をみると、旧吾妻町は起伏の多い山岳高原であり、旧東村は榛名山北麓の傾斜地と吾妻川沿いの河岸段丘により形成され、地域の大部分が傾斜地となっている。集落は吾妻川をはじめとする河川沿いの平地に集中している。

町域内の地形の概要は次のとおりである。

ア 吾妻川北側

吾妻川の北側は、急斜面や緩斜面の山地となっており、地すべり地帯も点在する。岩櫃山（802.6m）は、南面に約 200m にわたる岩山の絶壁が連なるなど、急崖が断続しており、奇岩、怪岩も数多く荒々しい山容を呈している。

イ 吾妻川南側

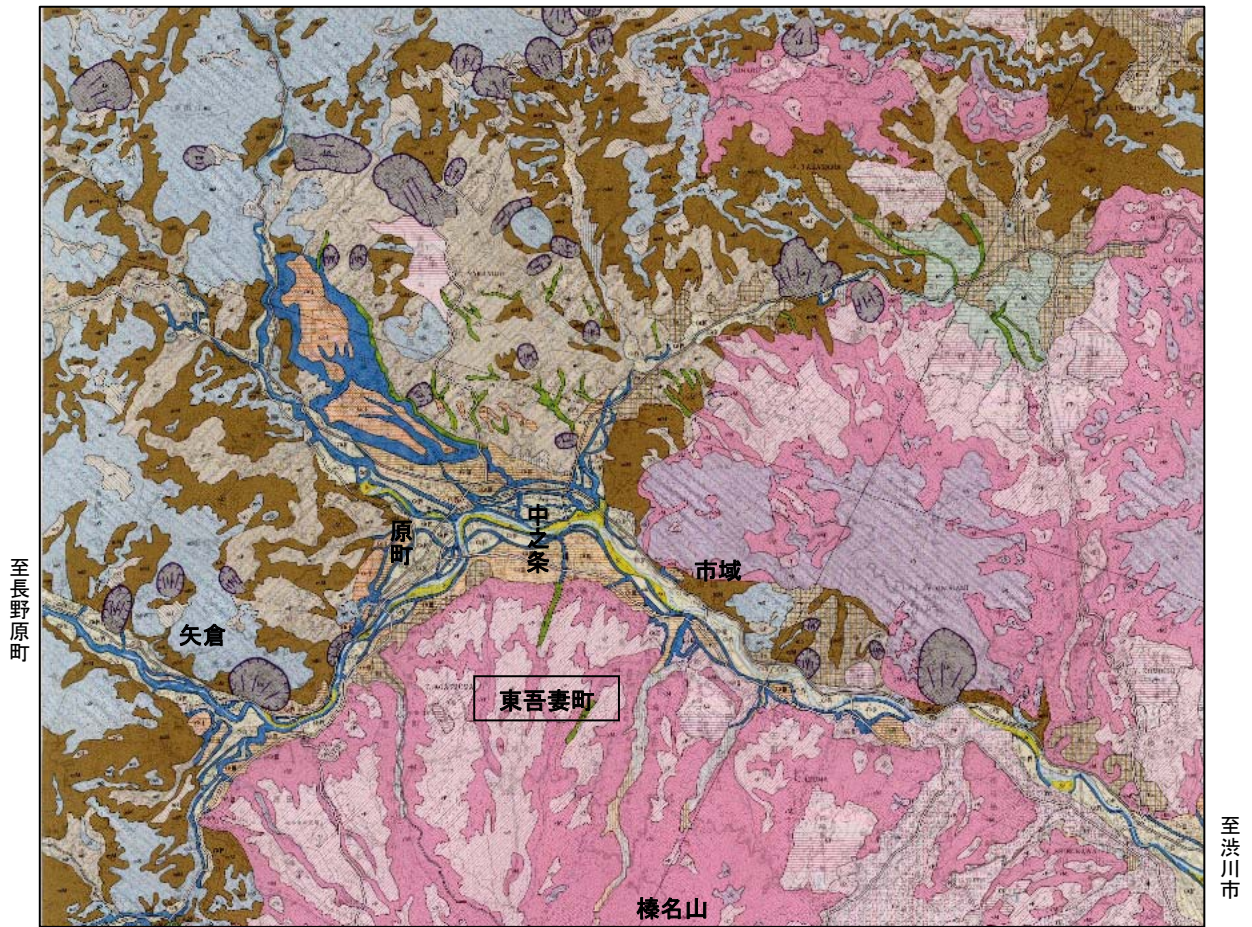
吾妻川の南側は、大部分が榛名火山の火山地となっており、幾筋もの河川の放射谷が山体をえぐり、火山麓扇状地を形成している。

榛名火山は、掃部ヶ岳（1,449m）を最高峰とする複式成層火山で、山頂部にはカルデラ、カルデラ湖、中央火口丘等が存在する。

ウ 吾妻川沿川

吾妻川沿いには河岸段丘が発達しており、河川の堆積作用によって形成されたものや、榛名山の放射谷が形成した複数の沖積錐が段丘化したものがみられる。

■地形平面図



出典：5万分の1 都道府県土地分類基本調査（国土交通省）



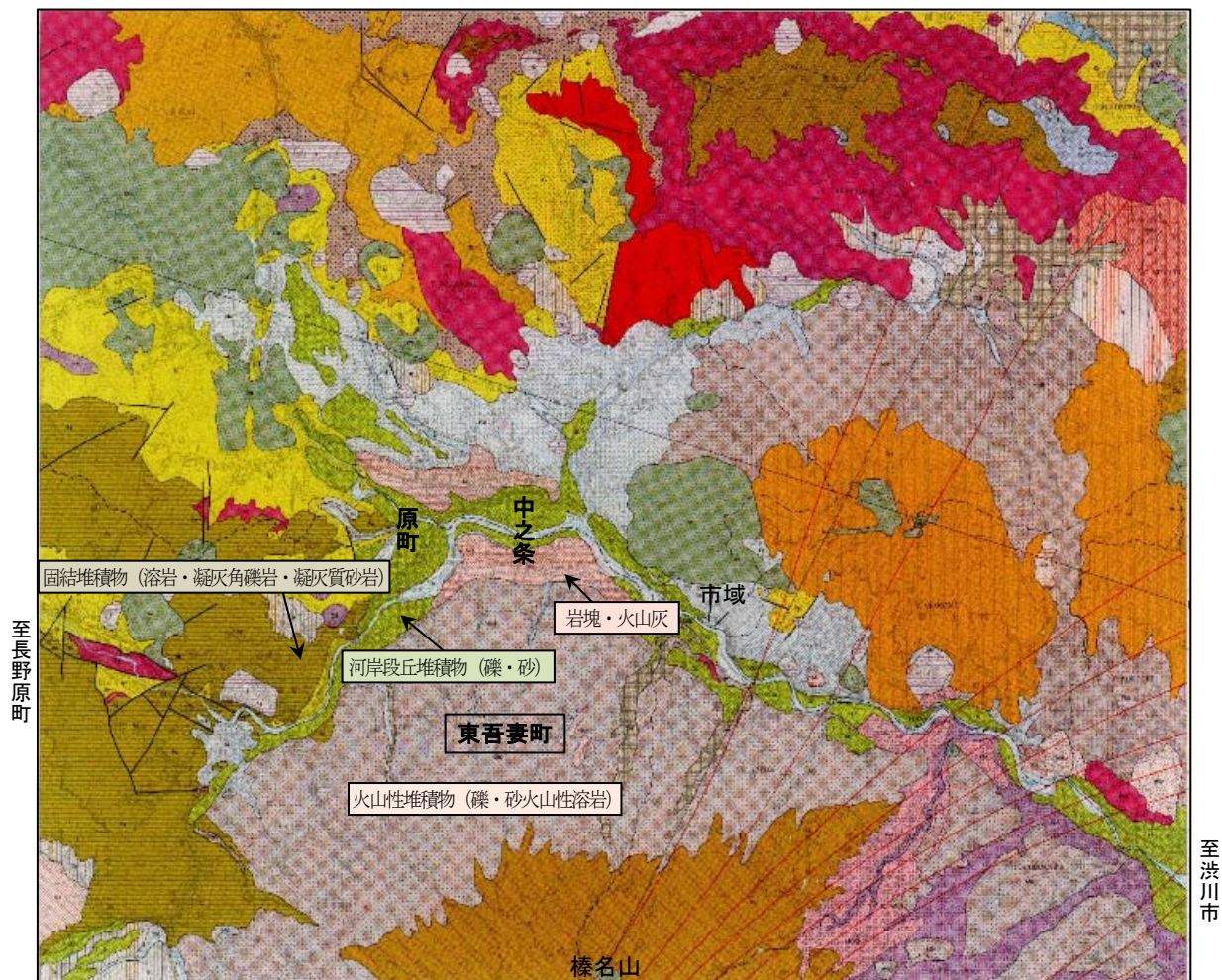
(2) 地質・土壌

本町の地質は、火成岩、火山噴出物、軽石流堆積物等から成り立っており、河川沿いの平坦地では、河岸段丘堆積物（礫・砂）が分布している。

町内には、岩下のモザイク状節理等溶岩が冷えて固まる際に体積減少に伴って生じた規則的な割れ目がみられる岩体が点在している。

土壌については、黒ボク土を主とし、一部褐色森林土もみられる。黒ボク土は、大部分が火山灰を母材とする土壌であり、一般に腐植が多く保水力が高いなどの特徴を持つ。

■地質平面図



出典：5万分の1 都道府県土地分類基本調査（国土交通省）

(3) 河川

町内を東西に流れる吾妻川は、群馬県と長野県の県境に位置する鳥居峠に源を発し、そこから東に流れ下り、渋川市で利根川に合流する一級河川である。

流域面積は 1,352.1 km²、流路延長は 76.2 km で、吾妻川本川沿いは平均河床勾配 1/30～1/60 程度、各支川においては平均河床勾配 1/10～1/20 程度と非常に急峻な地形を呈している。

また、流域内の大部分が火山噴出物からなる脆弱な地質で形成されており、上流域には多数の崩壊地が存在し、土砂の流出が活発である。

(4) 気象

本町の気象条件は、標高差と複雑な地形により地域差があるが、過去30年間の平均気温は11.9℃、年平均降水量は1,290.8mmと年間を通して比較的過ごしやすい気候風土となっている。

積雪については、例年は20cm前後と比較的少ないものの、平成26年2月には大雪に見舞われ、一部地域で孤立化集落が発生した。

■気象概況（中之条地域気象観測所の平年値）

	平均気温 (℃)	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
1月	0.2	30.9	0.2	6.8	-5.0	1.4	161.6
2月	0.9	37.7	0.9	7.3	-4.5	1.5	156.5
3月	4.3	66.2	4.3	10.8	-1.3	1.7	173.2
4月	10.5	83.2	10.5	17.2	4.0	1.6	171.8
5月	15.5	112.3	15.5	22.0	9.4	1.3	164.3
6月	19.5	159	19.5	24.9	14.9	1.0	129.3
7月	23.2	184.9	23.2	28.6	19.1	0.9	132.0
8月	24.4	215.2	24.4	30.2	20.3	1.0	147.2
9月	20.1	213.0	20.1	25.5	16.2	0.9	107.5
10月	13.6	111.6	13.6	19.9	8.8	1.0	128.8
11月	7.5	51.4	7.5	14.7	2.1	1.2	144.4
12月	2.6	28.3	2.6	9.8	-2.6	1.3	158.9
年	11.9	1,290.8	11.9	18.2	6.8	1.2	1,765.9

※1981～2010年の30年間の平均値

出典：前橋地方気象台

※日照時間のみ1986～2010年の25年間の平均値

2 社会的条件

(1) 人口

本町の平成26年10月1日現在の人口は15,317人で、平成2年と比べて約4,000人減少するなど、減少傾向が続いている。

また、年齢3区分別の人口動向をみると、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少する一方で、老年人口（65歳以上）の割合が増加傾向にあり、少子高齢化が進行しており、高齢化率は県平均を大きく上回っている。

さらに、世帯数別でも、高齢単身世帯や高齢夫婦のみ世帯が年々増加しており、災害時に支援を必要とする世帯が増加していることがうかがえる。

■人口と世帯数の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
人口（人）	19,169	18,420	17,689	16,847	15,622	15,317
世帯数（世帯）	5,299	5,319	5,489	5,581	5,519	5,728

出典：国勢調査、平成26年のみ住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

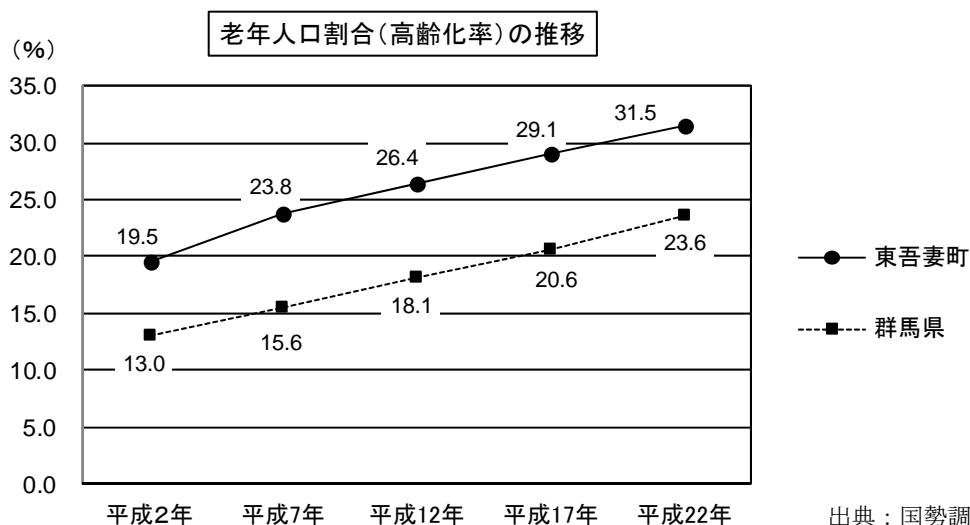
■年齢3区分別人口割合の推移

(人)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
年少人口 (15歳未満)	3,441 (18.0%)	2,979 (16.2%)	2,520 (14.2%)	2,131 (12.6%)	1,714 (11.0%)
生産年齢人口 (15～64歳)	11,986 (62.5%)	11,049 (60.0%)	10,502 (59.4%)	9,814 (58.3%)	8,855 (56.9%)
老年人口 (65歳以上)	3,742 (19.5%)	4,392 (23.8%)	4,667 (26.4%)	4,901 (29.1%)	4,914 (31.5%)

※年齢不詳の人数があるため、年次により比率合計が100%とならない。

出典：国勢調査



■一般世帯の世帯人員別世帯数

(世帯)

世帯人員	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯 ^{※1} 総数	5,479	5,570	5,507
世帯人員が1人	879	992	1,130
うち高齢単身世帯 ^{※2}	433	522	596
世帯人員が2人	1,456	1,655	1,745
うち高齢夫婦世帯 ^{※3}	633	753	836
世帯人員が3人	1,085	1,105	1,067
世帯人員が4人以上	2,059	1,818	1,565

出典：国勢調査

※1 一般世帯とは、総世帯数から「施設等の世帯」(寮、病院や療養施設等の入院(入所)者等を差し引いた世帯である。

※2 高齢単身世帯とは、65歳以上の一人のみの一般世帯である。

※3 高齢夫婦世帯とは、夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦一組の一般世帯である。

(2) 土地利用

本町の土地利用状況は、山林が約62%を占めるなど、町域の大部分が山地である。農地は約10%、宅地は約2%となっている。

■土地利用の状況（平成24年度）

	面積	割合
農地	2,600ha	10.3%
宅地	540ha	2.1%
山林	15,761ha	62.1%
その他	6,464ha	25.5%
合計	25,365ha	100.0%

出典：群馬県市町村要覧

(3) 交通

本町は、県庁所在地の前橋市へ約40km（車で約1時間）、高崎市へ約50km（車で約1時間20分）、東京都心まで約170km（関越自動車道を利用して約3時間）の距離にある。

鉄道は、渋川市と嬭恋村を結ぶJR吾妻線が通り、JR上越線を経由して高崎駅で新幹線に接続している。

また、道路は長野原町や沼田市へ通じる国道145号、県道渋川東吾妻線、高崎市や草津町へ通じる国道406号、県道高崎東吾妻線が通過しているほか、現在整備中の地域高規格道路（上信自動車道）や国道353号で関越自動車道渋川伊香保インターチェンジと結ばれ、鉄道・道路とも約40分で高速交通網の利用が可能である。

(4) 産業

本町の平成22年現在の就業者（15歳以上）は、第一次産業就業者数1,202人（15.8%）、第二次産業就業者数1,967人（25.8%）、第三次産業就業者数4,445人（58.4%）で、第三次就業者数が過半数を占めている。

本町は、県下でも第一次産業就業人口割合が高く、農林業の盛んな地域といえるが、近年は就業者数並びに就業人口割合の減少が著しく、替わって第三次産業就業人口の割合が増加傾向にある。

■産業別就業人口の推移

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
就業者数（人）		9,643	9,080	8,711	7,625
第一次産業	実数（人）	2,283	1,876	1,769	1,202
	構成比（%）	(23.7%)	(20.7%)	(20.3%)	(15.8%)
第二次産業	実数（人）	2,935	2,778	2,291	1,967
	構成比（%）	(30.4%)	(30.6%)	(26.3%)	(25.8%)
第三次産業	実数（人）	4,425	4,426	4,631	4,456
	構成比（%）	(45.9%)	(48.8%)	(53.2%)	(58.4%)

出典：国勢調査

(5) 観光入込客数

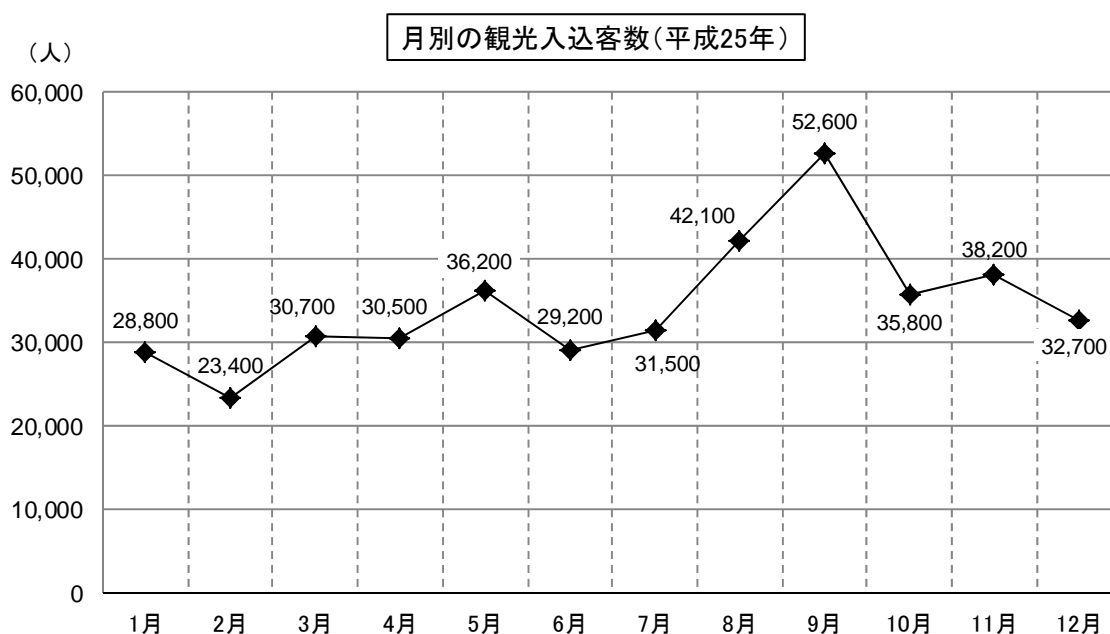
平成 25 年度の本町の観光入込客数は 402,300 人で、近年は、年間約 400,000 人の観光客が訪れている。

また、平成 25 年の月別の入込客数をみると、9 月が 52,600 人で最も多く、次いで 8 月の 42,100 人となっており、入込客は秋口に多く、1 月～2 月の冬期にやや落ち込む傾向にある。

■東吾妻町の観光入込客数の推移

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
入込客数 (人)	425,800	401,600	395,200	399,900	405,500

出典：群馬県観光局物産課



出典：群馬県観光局物産課

(6) 防災をめぐる社会構造の変化と対応

人口の減少、少子高齢化、情報通信技術の発達等本町を取り巻く社会情勢は大きく変化しつつあり、町は、防災対策の推進にあたり、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮する必要がある。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図る必要がある。

ア 人口減少への対応

本町は、人口が減少傾向にあり、今後、限界集落の増加等集落機能の衰退や行政職員の不足、地域経済力の低下等が危惧される。これらへの対応として、地域の防災対応力向上に向けた取り組みや災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援等の対策が必要である。

イ 要配慮者への対応

本町は、高齢者の占める割合が高く、災害時において配慮を要する人、いわゆる要配慮者（とりわけ独居高齢者）への対応が必要である。

このため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

また、平常時から避難行動要支援者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導や安否確認等を行えるようにする必要がある。

ウ 産業構造の変化への対応

現代社会は、ライフライン、コンピュータ、携帯電話やインターネット等の情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられ、災害発生時におけるこれらの被害は、日常生活や産業活動に深刻な影響をもたらす。

このため、これらの施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

エ 地域コミュニティの活性化と相互扶助機能の強化

近年、住民意識や社会環境の変化に伴い、近隣扶助の意識の低下がみられる。

本町においても、人口減少や少子高齢化、核家族化等に伴い、地域コミュニティが弱体化し、地域での相互扶助機能が低下しつつある。

このため、地域コミュニティの活性化や自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による定期的な防災訓練や防災意識の徹底等を図る必要がある。

オ 男女共同参画の視点による防災体制の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るべく、男女双方の視点に配慮し、女性の参画を拡充する必要がある。

このため、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

カ 大規模事故災害の予防強化

我が国における近年の高度な交通・輸送体系の形成、トンネル、橋梁等道路構造の大規模化、多様な危険物等の利用増大、原子力発電所事故の発生等に伴い、大規模事故災害への対応が必要とされている。このため、大規模事故災害の予防及び応急対応について一層の充実強化を図る必要がある。

第4節 過去の災害

1 風水害

過去に発生した風水害のうち、本町も含め、県内の被害の大きかったもの又は社会的に影響の大きかったものは、次のとおりである。

年	月日	災害種別	地域	被害状況
昭和10	9月24日～25日	台風及び副低気圧	県全域	死者218人、負傷者190人、行方不明者39人、家屋全壊467戸、半壊460戸、流失859戸、床上浸水4,011戸、床下浸水13,320戸、堤防決壊380箇所、橋梁流失200箇所、道路損壊800箇所、田畑流失浸水8,636町、稲作風水害9,050町
昭和22	9月14日～15日	カスリーン台風	県全域	紀伊半島南海上より北進し、房総をかすめた台風で降水量が多く、既往の大水害である。 死者592人、負傷者1,231人、行方不明107人、家屋全壊1,936戸、半壊1,948戸、床上浸水31,247戸、床下浸水39,808戸、水田流失5,063町歩、田畑冠水24,403町歩、畑流失5,255町歩、堤防決壊341箇所、橋梁流失336箇所、道路損壊484箇所、鉄道被害178件、稲作被害22,300町、減収量23万石
昭和24	8月30日～9月1日	キティ台風	県全域	八丈の西方より北上し前橋の西方を通り、佐渡の東へ抜けた台風。 死者44人、負傷者89人、行方不明5人、家屋全壊326戸、半壊1,834戸、流失114戸、床上浸水758戸、床下浸水2,535戸、水田流失494町、水田冠水1,216町、堤防決壊193箇所、橋梁流失339箇所、道路損壊555箇所、鉄道被害50箇所、稲作被害19,210町、減収量66万石
昭和34	8月12日～14日	台風7号	県全域	駿河湾から富士川河口付近に上陸し、長野の西を通り直江津から日本海へ抜けた台風 死者7人、負傷者26人、行方不明3人、家屋全壊90戸、半壊280戸、流失7戸、一部損壊1,546戸、床上浸水126戸、床下浸水1,369戸、水田流失11ha、畑流失11ha、橋梁被害18箇所、道路損壊280箇所、がけ崩れ163箇所、鉄道被害6箇所
〃	9月26日～27日	伊勢湾台風	県全域	伊勢湾に大きな被害を出した台風で、県内でも風雨とも強く、死者10人、負傷者27人、家屋全壊536戸、半壊1,826戸、一部損壊8,226戸、床上浸水847戸、床下浸水5,254戸、農産物被害52,200ha、田畑冠水567ha、堤防決壊4箇所、橋梁流失13箇所、道路損壊52箇所、がけ崩れ33箇所、通信施設被害1,894件、被世帯数3,004戸
昭和41	9月24日～25日	台風26号	県全域	24日夜半頃に御前崎付近に上陸した後、25日3時前後に群馬県の中央部を通過した台風で、死者15人、負傷者92人、家屋全壊447戸、流失2戸、全焼4戸、半壊1,436戸、一部損壊19,332戸、床上浸水519戸、床下浸水3,143戸、田畑冠水5729ha、堤防決壊240箇所、橋梁流失17箇所、道路損壊244箇所、土石流等10箇所
昭和56	8月22日～23日	台風15号	県全域	大型で並の台風で強風と強雨を伴い、県内各地に被害をもたらした。 死者1人、負傷者2人、家屋全壊6戸、半壊6戸、一部損壊132戸、床上浸水176戸、床下浸水2,293戸、文教施設損壊10件、農地被害17.54ha、農業用施設被害254件、林道被害89箇所、治山被害10箇所、林産被害114箇所、土木施設被害2,427件、農作物被害5,797.1ha、山崩れ437件
昭和57	7月31日～8月2日	台風10号	県全域	台風の本州横断により激しい暴風雨に見舞われ、土砂崩れ等で多くの死傷者を出した。吾妻郡六合村では豪雨による土砂崩れにより、国道292号と県道が寸断され、孤立状態となったため、4日陸上自衛隊のヘリコプターが食料と軽油の空輸を行った。 死者5人、行方不明1人、負傷者52人、家屋全壊56戸、半壊219戸、一部損壊3,621戸、床上浸水613戸、床下浸水5,121戸、田畑冠水3,317.22ha、田畑流失埋没20.55ha、文教施設損壊55件、道路損壊1,734箇所、橋梁損壊68箇所、河川損壊2,162箇所、崖崩れ1,220箇所、鉄道不通8箇所、通信被害1,541箇所、砂防被害109箇所

年	月日	災害種別	地域	被害状況
平成 13	9月9日 ～11日	台風 15 号	県全域	台風の影響で、県内は激しい風雨に見舞われ、各地で被害が相次いだ。上信越自動車道では点検作業中の作業員が土砂崩れに巻き込まれ、2人が死亡し、3人が負傷した。 嬭恋村では、万座川に男性が流され行方不明。また、万座温泉へ通じる道路が不通となり、観光客ら780人余りが足止めされた。 死者3人、行方不明者1人、負傷者3人、床上浸水11戸、床下浸水111戸、農業被害123ha
平成 19	9月5日 ～7日	台風 9 号	県全域	風に伴う強い雨を伴い、降雨量が多く被害も甚大だったが、死者・行方不明者はいなかった。 負傷者4人、家屋全壊6戸、半壊39戸、一部損壊13戸、床上浸水62戸、床下浸水223戸、田畑冠水278ha、田畑流失埋没70ha、文教施設損壊8件、道路損壊723箇所、橋梁損壊3箇所、河川損壊125箇所、崖崩れ155箇所、鉄道不通2箇所、砂防被害1箇所、通信被害48箇所、停電5,812戸、断水3,873戸

出典：群馬県地域防災計画、吾妻川流域情報マップ（利根川水系砂防事務所）

2 火山災害

浅間山は代表的な日本の活火山であり、天仁（1108年）や天明（1783年）の噴火をはじめ、多くの火山災害をもたらしてきた。近年では、平成21年に小規模な噴火が発生し、首都圏や伊豆大島への降灰も観測された。

火山名	年	月日	要因	詳細
草津白根山	昭和 7	10月1日	噴火	湯釜北東壁に大小10余個の火孔を生じ、この割目は最長500mに達し水蒸気を噴した。湯釜の水は、火山灰及び硫黄を交え泥流となり毒水沢に流出した。また、草津でわずかに降灰があった。 火口付近で死者2名、負傷者7名、山上施設破損甚大
	昭和 17	2月2日	噴火	火口付近の施設破損
	昭和 46	12月27日	硫化水素ガス噴出	温泉造成のボーリング孔のガス(硫化水素)もれによる中毒死、死者6名
	昭和 51	8月3日	滞留火山ガス発生	本白根山白根沢(弁天沢)で滞留火山ガスにより登山者3名死亡
	昭和 58	11月13日	噴火	1時40分と12時08分の2回湯釜で水蒸気爆発 人頭大の噴石を600m～700mの範囲に放出。降灰は東南東に流れ、渋川まで達した。湯釜北側火口壁下部に亀裂(幅30cm、長さ45m)を生じた。 駐車場、道路、地震計用埋設ケーブル等が損壊
浅間山	享保 6	6月22日	噴石	登山者15名死亡、重傷者1名
	天明 3	8月5日	火砕流、岩屑なだれ、溶岩流	天明大噴火。吾妻火砕流、鎌原岩屑なだれ、北麓に流下、下流では泥流に変化して吾妻川を塞ぎ、決壊し利根川流域の村落を流失した。鎌原火砕流発生直後に鬼押出溶岩が北側斜面を流下。死者1,151名、流失家屋1,061棟、焼失家屋51棟、倒壊家屋130余棟
	享和 3	11月7日	噴石	分去(わかさり)茶屋倒壊
	※1900年(明治33年)頃～1970年(昭和46年)頃まで爆発により、ガラス戸、障子破損被害が継続したが、このうち人的被害のあったものは以下のとおりである。			
			噴石・空振	明治44年5月8日：噴石により死者1名、負傷者2名。空振による家屋の被害
		噴石	明治44年8月15日：死者2名、重軽傷者数十名	
		噴石	大正2年5月29日：登山者1名死亡、負傷者1名	
		噴石	大正9年12月14日：峰の茶屋焼失	

火山名	年	月日	要因	詳細
			噴石・空振	昭和3年2月23日：噴石により分去(わかさり)茶屋焼失、屋根の破損多数。群馬県倉渕村川浦で風に流されて降る噴石により児童負傷。山麓で空振のため戸障子破損
			噴石	昭和5年8月20日：火口付近で死者6名
			噴火	昭和6年8月20日：登山者遭難3名(重症1名、負傷2名)
			噴火	昭和11年7月29日：登山者1名死亡
			噴石	昭和11年10月17日：登山者1名死亡
			噴石、降灰	昭和13年7月16日：登山者若干名死亡。農作物被害
			噴石	昭和16年7月13日：死者1名、負傷者2名
			噴石	昭和22年8月14日：湯の平で山火事、登山者11名死亡
			噴火	昭和24年8月15日：噴火時に転倒して登山者4名負傷
			噴石・空振	昭和25年9月23日：登山者1名死亡、負傷者6名。山麓でガラス破損
			噴石	昭和36年8月18日：行方不明1名。耕地、牧草に被害
平成16年	9月1日～12月	空振・降灰	中爆発、噴煙の高さは雲のため不明、軽井沢測候所で大きな爆発音と空振(205パスカル)を観測。火口周辺に直径3～4mの噴石、火口の北東6km付近に3cm程度の火山礫降下。北東方向の嬭恋村をはじめ、県内13市町村及び栃木県、福島県の一部にも降灰。その後、9月23日、9月29日、11月14日にも中爆発 農作物、ガラス等に被害	
平成21年	2月2日	空振・降灰	小規模な噴火が発生し、噴煙の高さが火口縁上約2,000mに達して南東方向に流れ、長野県軽井沢町のほか、埼玉県、東京都、神奈川県等関東地方南部及び伊豆大島でも降灰が確認された。弾道を描いて飛散する大きな噴石が山頂火口の北西1～1.2km程度まで達した。その後、5月27日までに、ごく小規模な噴火が十数回発生した。降灰により農作物に被害	

出典：気象庁火山災害年表、群馬県地域防災計画

3 雪害

本町において発生した雪害のうち、被害の大きかったもの又は社会的に影響の大きかったものは次のとおりである。

要因	発生日	積雪量	警報・注意報の発表	本町の被害状況
大雪	平成26年 2月14日～15日	前橋市73cm (歴代1位) 草津162cm (歴代1位)	14日：大雪警報、なだれ注意報の発表 15日：風雪注意報の発表	負傷者1人(重傷)、全壊1棟(非住家)、住宅やパイプハウス等の農業施設に被害 孤立化集落の発生、災害救助法の適用

出典：前橋地方気象台

4 火災

本町の過去5年間の火災発生状況は、下表に示すとおりであり、年平均10件程度の火災が発生している。種別では、建物火災とその他の火災が多くを占めている。

■東吾妻町の過去5年間の火災発生状況

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
火災件数（件）		11	7	13	11	8
種別（件）	建物	3	5	4	5	5
	林野	2	1	1	-	1
	車両	-	1	2	1	-
	その他	6	-	6	5	2
死傷者（人）	死者	1	1	-	-	-
	負傷者	1	1	2	1	3

出典：平成25年度版消防年報（吾妻広域消防本部）

第5節 予想される災害

この節では、本町の特性から今後、予想される災害について整理する。

1 風水害

夏の終わりから秋の初めにかけて台風の通過が多くなり、特に本州中部、関東地方を通過し、北東の進路を取る台風は暴風雨が強く、これまでも各地に大きな被害を及ぼしてきた。

本町を流れる吾妻川は、過去において、大雨によって増水し氾濫したこともあり、今後も台風や集中豪雨等により、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による浸水被害が引き起こされる可能性がある。

風害では、強風、突風による住家被害やパイプハウス等の農業施設、農作物への被害、樹木等の倒壊による二次災害の発生が予想される。

また、こうした災害により、水道、電気等のライフラインへの被害が町内で広域的に発生することが予想されるほか、道路損壊等による孤立集落の発生も予想される。

2 土砂災害

吾妻川沿川は河岸段丘が発達しており、河川沿いに急崖部が点在しているほか、山間部の傾斜地に立地する集落も多いことから、集中豪雨が発生した場合、土砂崩れや土石流災害、地すべりの発生、道路の崩壊等をもたらす可能性がある。

特に山間部では、土砂崩壊の危険箇所が多数点在しているため、斜面崩壊等により道路が寸断され、孤立集落が発生することが予想される。

3 火山災害

本町の南西にそびえる浅間山は、有数の活火山として知られている。平成21年5月以降噴火は発生していないものの、大規模な噴火が発生した場合は、小規模な火砕流が発生する可能性がある。天明3年(1783)の噴火では、溶岩が吾妻川に流れ込み、本町を含む吾妻川流域の集落で多くの犠牲者が発生した。

また、大量の火山灰が広範囲に堆積し、農産物の生育等に影響を及ぼす可能性がある。現在も浅間山は火山活動が継続しているため、避難準備情報が出た際には早めの避難行動が求められる。

一方、榛名山は記録に残る火山活動はないが、噴出物と考古遺跡との関係から3回の噴火が知られている。火山噴火予知連絡会による活動度は、ランクB(100年活動指数あるいは1万年活動指数が高い火山＝高い活火山)であり、注意が必要である。

草津白根山については、近年、火山活動が活発化しており、今後、小規模な噴火が発生する可能性があるとされているが、近年の噴火活動はすべて水蒸気爆発であり、本町には直接的な被害が及ぶことはないと思われる。

4 雪害

本町は、平成26年2月に大雪に見舞われ、道路交通網の混乱や孤立集落が発生するなど大きな被害を受けた。

今後も記録的な大雪が発生した場合は、交通網や住民の生活機能の麻痺、着雪による送電線の被害、なだれの被害等が想定される。

また、山間部では積雪による生活道路等のインフラ機能の停止による孤立集落のが発生が想定される。

さらに、積雪による農業用ハウスの倒壊や農作物被害、雪かきができない高齢者宅の孤立等も想定される。

5 火災

火災は、低温で火気使用率が高い冬季から春季にかけて多数発生しており、出火原因の多くは火気取扱いの不注意や不始末等であるため、火気取扱いには十分注意を払う必要がある。

また、木造住宅が密集する区域では、火災延焼の危険性が高いほか、山間部の山の斜面に接した住宅の火災は、山林に延焼するおそれがある。

林野火災では、本町は森林率が高いため、林野火災発生の可能性が高く、急峻な山地では水源の確保が困難なため、大規模な火災に拡大するおそれがある。

6 複合災害

本町では、地震と風水害及び土砂災害の同時発生、火山活動の活発化に伴う地震災害や土砂災害等の複合災害の可能性もある。複合災害が発生した場合は、被害の大幅な拡大が想定されるため、それぞれの災害単独ではなく、下記のような、複数の災害が重なった場合の対策を想定しておく必要がある。

(1) 地震と風水害・土砂災害による複合災害

地震による河川堤防の崩壊等の後に、大雨等による洪水が発生した場合、あるいは、洪水の危険性がある中で地震が発生した場合は、河川の機能が損なわれ、その被害が拡大する可能性がある。

また、地震によって生じた土砂災害や河道閉塞により、地震後の大雨は山間部等においては山崩れや土石流等様々な複合災害に発展する可能性がある。

(2) 火山災害に伴う複合災害

火山災害自体が地震や土石流等を伴う複合災害であり、火山災害の規模が大きくなるにしたがって、複数の災害事象が同時に発生したり、別の災害を誘因し二次災害、三次災害が発生する可能性がある。

例えば、火山噴火に伴う地震、泥流・土石流の流出、土砂崩れ、火山火災等の同時発生や群発地震→火山噴火→溶岩の流失→火山噴石物の大崩壊という災害が拡大していく場合がある。いずれの場合においても、建物被害や人的被害、経済被害が甚大になることが想定される。

7 その他

上記の災害以外では、石油類等の危険物の事故や鉄道網が町域内を通過しているため、列車事故の発生の可能性等が考えられる。

また、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故では、広域に渡り大量の放射性物資が拡散され、遠方の自治体においても空間放射線量率の上昇が観測されるとともに、農産物の出荷制限等といった影響が発生した。

このため、本町においても、県外の原子力施設の事故が発生した場合は、災害対応の必要性が生じるものと予想される。

第6節 東吾妻町防災ビジョン

住民の生命・財産を守り、安全で安心できる住民生活を確保することは、まちづくりの最も基本的な条件である。

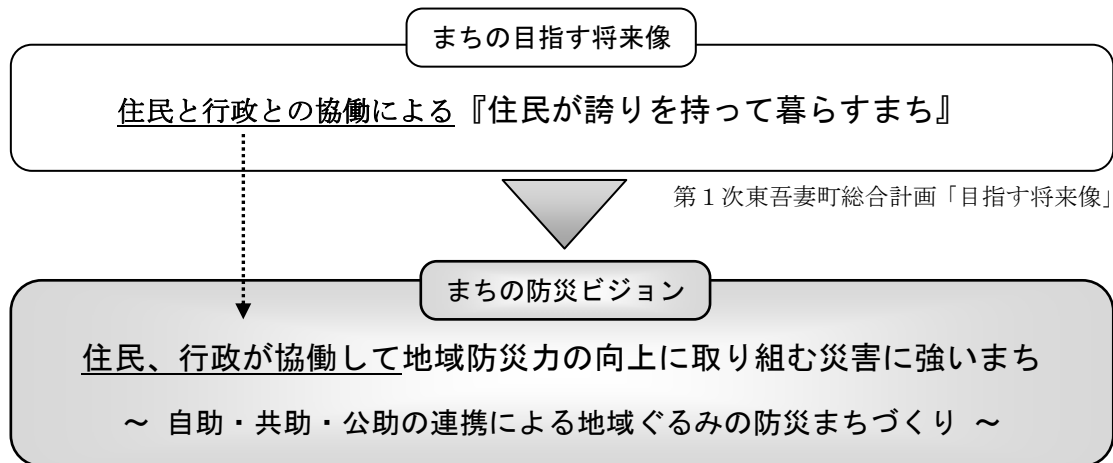
このため、過去の災害を教訓とし、本町の地理的特性や人口構造、生活環境等を踏まえた“より災害に強いまちづくり”を推進するため、対策の基本方針となる「東吾妻町防災ビジョン」を定める。

1. 防災ビジョン

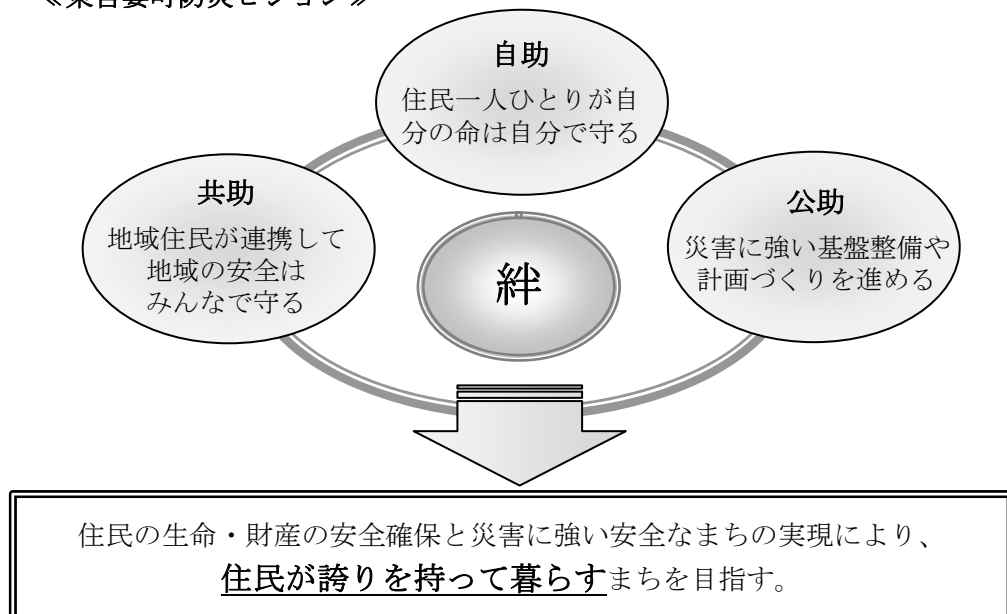
東吾妻町第1次総合計画（計画期間：平成20年度～29年度）では、住民と行政との協働によって達成するまちの将来像を『住民が誇りを持って暮らすまち』と定めている。

東日本大震災等では、行政が全ての被災者を迅速に支援することが難しいこと、行政自身が被災して機能が麻痺するような場合があることが明確となり（「公助」の限界）、大規模災害時の被害を少なくするためには、住民自身による「自助」、地域コミュニティ等における「共助」が災害対策に重要な役割を果たすことが示された。

このため、本町の防災対策においても、総合計画の将来像で記されている住民と行政との協働によって、まちの防災対応力の向上を図ることとし、防災ビジョンを次のように定める。



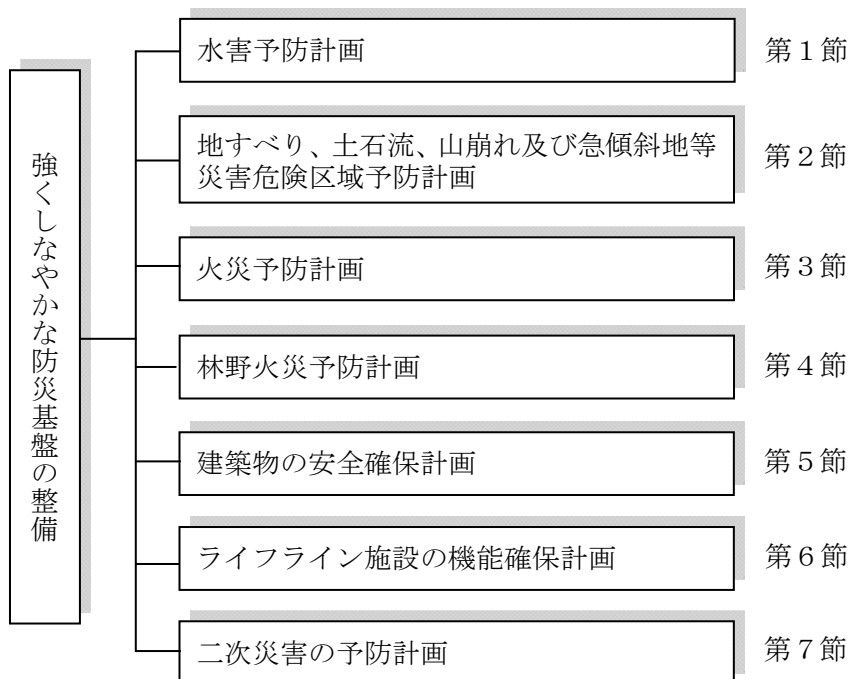
《東吾妻町防災ビジョン》



第2編 災害予防計画

第1章 強くしなやかな防災基盤の整備

水害や土砂災害、大規模火災等から町土を保全し、災害に強い安全な町土を次世代に継承するため、水害や土砂災害、火災等の各予防対策を推進するとともに、ライフライン施設、建築物等の安全化等防災構造の強化を図る。



第1節 水害予防計画

1 治水対策

町は、水源かん養保安林等の造林事業を引き続き推進し、森林の公益的機能を高め、林地の保全、災害の未然防止と水源かん養に努める。

2 河川対策

- (1) 河川管理者は、堤防護岸、水路等の現状を常に把握し、施設の維持管理に努める。
- (2) 河川管理者は、河川の改修により、雨水処理対策を促進する。
- (3) 河川管理者は、河川の流木防止措置を講ずる。

3 河川の巡視

河川管理者は、異常降雨等に伴って河川の水位が上昇しているときは、危険区域に常時巡視員を設け、随時区域内を巡視するとともに、特に次の状態に注意し、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、中之条土木事務所若しくは水防本部長（町長）に連絡して必要な措置を求め、水防作業を実施する。

- (1) 堤防の溢水状況
- (2) 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け・漏れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 裏法の漏水または湧水による亀裂
- (5) 樋門の両袖又は底部よりの漏水及び扉の締め具合
- (6) 橋梁その他の構造物の取付け部分の異状

4 気象・水象情報の把握

町は、県及び前橋地方气象台と連絡を密にし、雨量、出水の程度等の気象、水位等の水象の把握に努める。

5 道路、橋梁の浸水対策

- (1) 道路管理者は、道路、橋梁の現状を常に把握し、施設の維持管理に努める。
- (2) 道路管理者は、危険道路箇所等に適切な表示を行う。

6 備蓄資材

町は、応急資材の備蓄場所を設け、応急資材等を準備しておくよう努める。

【関係資料】

- 〈資料編5－1 雨量観測施設〉
- 〈資料編5－2 水位観測施設〉

第2節 地すべり、土石流、山崩れ及び急傾斜地等災害危険区域予防計画

1 土砂災害警戒区域等の指定

本町において、「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下、「土砂災害防止法」という)に基づく指定区域は、現在22地区で568箇所が指定されており、このうちの503箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

■土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所数

指定区域数	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	計	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	計
新巻ほか 22地区	312	248	8	568	308	195	0	503

出典：群馬県土整備部砂防課

■土砂災害警戒区域・特別警戒区域の概要

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン） （土砂災害防止法施行令第二条）	土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン） （土砂災害防止法施行令第三条）
<ul style="list-style-type: none"> ○急傾斜地の崩壊 <ul style="list-style-type: none"> ・傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ・急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域 ○土石流 <ul style="list-style-type: none"> ・土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域 ○地滑り <ul style="list-style-type: none"> ・地滑り区域（地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域） ・地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は250m)の範囲内の区域 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>土砂災害特別警戒区域内の建築物については、木造・プレハブ等の建物が壊れ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域をいう。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により、建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域

出典：国土交通省

2 警戒避難体制の整備

(1) 円滑な警戒避難が行われるよう必要な事項を本計画に記載

町は、土砂災害防止法に基づき、警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について定める。

(2) 避難勧告等の伝達マニュアルの作成

町は、県及び河川管理者と連携して、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる

情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難勧告等の伝達マニュアル」の作成に努める。

(3) 土砂災害警戒情報の活用

町は、大雨による土砂災害等の発生の危険性が高まったときに、前橋地方気象台と群馬県県土整備部砂防課が共同で作成・発表する「土砂災害警戒情報・危険度情報」を避難勧告等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう、活用・周知に努める。

出典：群馬県HP

3 ハザードマップの作成

町は、前記2 警戒避難体制の整備（1）、（2）の事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民に配布する。

なお、配布にあたっては、住民がその意味を正しく理解し、災害発生時に的確な行動が取れるよう十分に説明する。

4 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

町は、斜面崩壊に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握・観察する。また、長雨、豪雨等が予想される場合は、関係機関と連携し、危険箇所のパトロールを随時行う。

5 土砂災害の危険区域の周知

町は、土砂災害から住民の生命、財産を保護するため、ハザードマップの作成や広報紙への掲載、説明会の開催、さらには現場への標識の設置等の方法により、地区住民に対し、土砂災害危険区域の位置及び予想される災害の態様を周知する。

6 要配慮者への配慮

町は、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、地域防災計画において、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

■土砂災害の前兆現象の種類

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視 覚	山・斜面・がけ	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流付近の斜面が崩れ出す ・落石が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・がけに割れ目がみえる ・がけから小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	<ul style="list-style-type: none"> ・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・表面流が生じる ・がけから水が噴出す ・湧水が濁り出す 	<ul style="list-style-type: none"> ・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・濁水に流木が混じり出す 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流内の火花 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴 覚		<ul style="list-style-type: none"> ・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音がする 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする
臭 覚		<ul style="list-style-type: none"> ・腐った土の臭いがする 	—	—

出典：国土交通省

7 予防対策の推進

(1) 地すべり対策

本町の地すべり危険箇所は山地部を中心に分布しており、これらの地すべり危険箇所については、国、県と連携しながら、順次工事を実施し災害の未然防止を図る。

(2) 土石流の予防対策

本町の土石流が発生するおそれのある溪流は 259 箇所あり、危険度の高いものより砂防指定地の指定を受け、国、県と連携しながら、順次工事を実施し災害の未然防止を図る。

(3) 急傾斜地崩壊の予防対策

本町の急傾斜による崩壊が発生するおそれのある箇所は 183 箇所あり、危険度の高いものより急傾斜地崩壊危険区域の指定を受け、国、県と連携しながら、順次崩壊防止工事を実施し災害の未然防止を図る。

(4) 山地災害予防対策

本町の山腹の崩壊、山津波等により人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある山地災害危険箇所は 239 箇所（民有林）あり、山地部を中心に分布している。

町は、国、県と連携しながら、危険度の高いものより順次予防対策工事を実施し、台風や豪雨時等における被害発生 of 未然防止及び被害の軽減を図る。

(5) 道路災害予防対策

町は、町道の落石等危険箇所について、国、県と連携しながら、危険度の高いものより順次予防対策工事を実施する。

また、県と合同で危険箇所の警戒パトロールを実施する。

(6) 雪崩予防対策

本町における雪崩の発生するおそれのある箇所は27箇所（土木関係）あり、町は国、県と連携しながら、危険度の高いものより順次予防対策工事を実施する。

8 土地利用の誘導

町は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、県と連携しながら、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発を行う。

9 宅地防災対策

町は、宅地災害の防止を図るため、パトロール等の巡視を行い、がけ崩れ等のおそれのある危険宅地を発見した場合は、擁壁の改善、保全について所有者に勧告するなど宅地の災害防止に努める。

【関係資料】

- 〈資料編2-1 東吾妻町山地災害防止要綱〉
- 〈資料編4-1 土石流危険溪流〉
- 〈資料編4-2 地すべり防止区域（林務関係）〉
- 〈資料編4-3 地すべり危険箇所（土木関係）〉
- 〈資料編4-4 急傾斜地崩壊危険区域〉
- 〈資料編4-5 急傾斜地崩壊危険箇所〉
- 〈資料編4-6 雪崩危険箇所（土木関係）〉
- 〈資料編4-7 山地災害危険地区数（民有林）〉
- 〈資料編4-8 土砂災害（特別）警戒区域指定状況〉
- 〈資料編4-9 災害危険区域に関する類似用語の説明〉

第3節 火災予防計画

1 組織対策

(1) 常備消防力

町は、「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）、「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づき、消防施設の拡充強化を図るため、消防力の機械化、科学化、水利施設の整備充実に努める。

(2) 自衛消防力

町は、会社、工場及び事業所等の自衛消防力の充実強化を図るため、必要な消防体制と施設の整備充実に指導する。

(3) 予防消防力

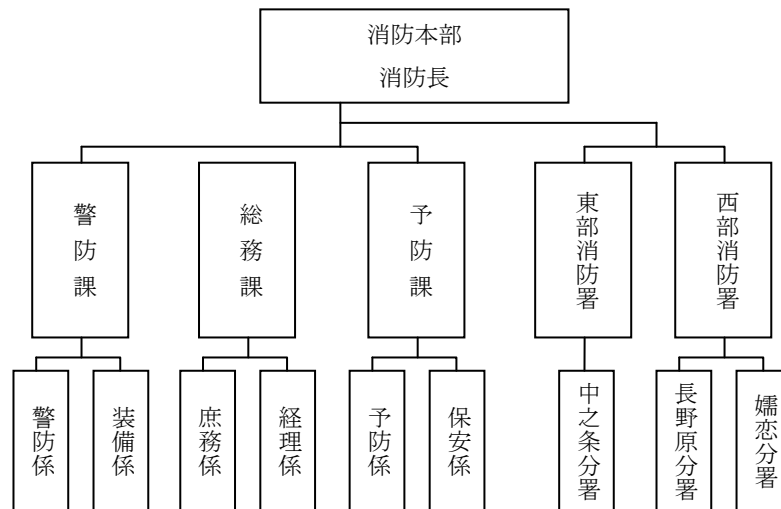
町は、住民に対し、自主防災組織等を指導し、防火思想の普及徹底に努め、予防消防力を充実強化する。

(4) 消防団の機能強化

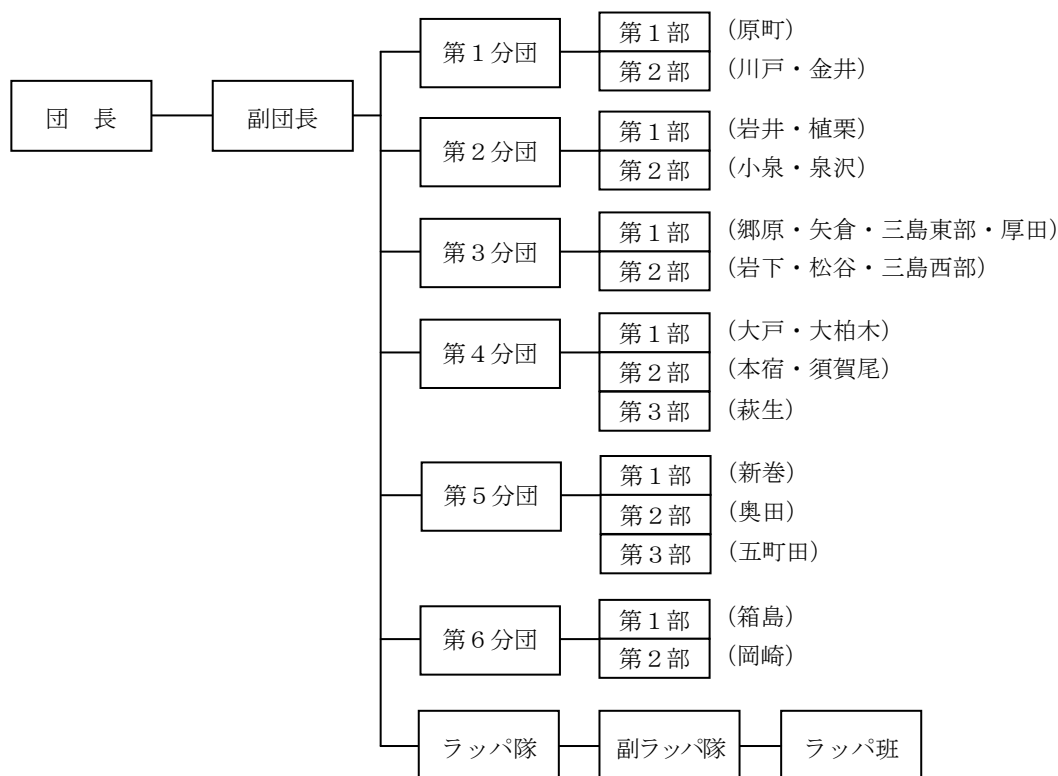
消防団は、消防本部と並んで地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしている。本町の消防団は、6分団とラップ隊より構成されており、定員333人に対し、実員は310人（H26.4.1現在）である。

今後は、消防団員充足率100%を目指し、青年層の団員への参加促進を図るとともに、消防団の施設・装備の整備充実に推進し、消防団の活性化を図る。

消防本部組織図



東吾妻町消防団組織図



2 対象物の防火対策の強化

- (1) 消防本部は、消防法の規定に基づき、防火管理者の養成に努める。
- (2) 消防本部は、防火対象物ごとの消防計画に基づき、防火管理を指導する。特に温泉施設や観光施設に対して、その徹底を期する。
- (3) 消防本部は、危険物貯蔵所等に対する査察指導を強化し、災害を未然に防止する。

3 消防活動体制の整備

町は、地域の被害を軽減し、災害発生時の応急消防活動を円滑に実施するため、消防本部、消防団、自主防災組織等の関係機関を網羅した実施体制を整備する。

(1) 危険区域等の事前調査及び周知徹底

町は、災害に伴う危険区域のうち、概ね次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、災害発生直後は直ちに警戒、巡視等を行う。

- ア 住宅密集地等の火災危険区域
- イ がけ崩れ等の危険区域
- ウ 浸水危険区域

(2) 火災対策計画の樹立

町は、災害による火災の防御活動及び住民救出活動を適切かつ効果的に実施するため、火災対策計画を整備する。

この場合、特に留意する点は概ね次のとおりである。

- ア 消防団等の動員体制の確立
消防活動を効果的に実施するため、消防職員等緊急参集体制を整備する。
- イ 消防水利の確保
災害発生時の消火栓等の使用不能に備えて、耐震性貯水槽、河川、湖沼等消防水利の確保を図る。
- ウ 初期消火対策
住民に対する災害発生時の火気の取扱い、初期消火の重要性の事前啓発の徹底を図る。
- エ 緊急救助体制の確立
災害発生時における家屋内の住民救出及び高齢者、子ども、障害者等の救急救助体制の確立を図る。

4 防災訓練の実施

- (1) 消防機関は、大規模火災を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。
- (2) 消防機関は、訓練にあたっては、町や警察、事業者、地域住民等と相互に連携して実施する。
- (3) 訓練を行うにあたっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫するなど、様々な条件を設定し実践的なものとなるよう工夫する。
- (4) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防火思想の普及徹底

- (1) 防災知識の普及
町及び消防機関は、住民に対し、大規模な火事の危険性を周知させるとともに、災害時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。
 - ア 防災行政無線、広報車、広報紙等の利用により実施する。
 - イ 春、秋の2回の火災予防運動を実施する。
 - ウ 年末年始及び林野火災多発期においては、広報巡視等を実施する。
また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。
- (2) 防災関連設備等の普及
町及び消防機関は、住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努める。特に、全ての家庭に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられていることから、町は、設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災警報器設置の推進を図る。
- (3) 防災訓練の実施指導
町及び消防機関は、地域、職場、学校等において、定期的な防災訓練を行うよう指導し、大規模な火事発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

第4節 林野火災予防計画

1 林野火災予防体制の整備

町は、林野火災予防のため、林野所有（管理）者に対し、次の事項について指導を行う。

- (1) 防火線、防火樹帯の設置
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (3) 森林法に基づく火入れの許可指導及び消防機関との連絡協調
- (4) 火災多発期における見廻りの強化
- (5) 普及啓発活動

2 林野火災消防計画

町は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画を策定し、林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。

林野火災消防計画には、森林の状況、気象条件、地理・水利の状況及び林内作業の状況等を調査検討のうえ、次の事項について計画する。

- (1) 消防計画
 - ア 消防分担区域
 - イ 出動計画
 - ウ 防御圧計画
- (2) 初期消火用機材の整備計画
- (3) 消火訓練の実施計画
- (4) その他消火に必要な事項

3 火災警報発令時の措置

町長は、前橋地方気象台から火災気象通報が発表されたとき又は気象の状況が火災予防上危険と認めるときは、火災に関する警報を発令して住民、入林者等に対し周知するとともに、屋外での火気使用の制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

4 防火思想の普及

町は、防災関係機関の協力を得て、一般住民並びに入山者に対し、森林愛護並びに防火思想の普及啓発を図る。

なお、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、火気取扱い注意の掲示等の措置を講ずる。

第5節 建築物の安全確保計画

1 防災上重要な施設の堅ろう化

町は、町が管理する施設のうち、次に掲げる防災上重要な施設について、風水害及び火災等の災害に対する建物の不燃・堅ろう化を図る。

- (1) 災害対策本部が設置される施設（役場（本庁））
- (2) 応急対策活動の拠点施設（役場（本庁）、東支所、各出張所等）
- (3) 救護活動の拠点施設（病院・医院、保健センター等）
- (4) 避難施設（保育所・幼稚園、小・中学校、体育館、公民館等）
- (5) 社会福祉施設（特別養護老人ホーム等）

2 一般建築物の災害予防

(1) 家屋密集地域の防災対策の推進

町は、木造家屋が密集している地域において、建築物の所有者に危険性等の啓発を行うとともに、延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進や災害時に活用できるオープンスペースの確保に努める。

(2) がけ地に近接する建築物の防災対策

町及び県は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

3 建築基準の遵守指導

町は、県と連携し、住宅をはじめとする建築物の風水害等に対する安全性の確保を促進するため、建築基準法に定める構造基準の遵守の指導に努める。

【関係資料】

〈資料編2-8 東吾妻町がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付要綱〉

第6節 ライフライン施設の機能確保計画

1 設備の防災化

ライフライン事業者は、次によりライフライン設備の防災化を図る。

- (1) 設備の設置又は改修にあたっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。
- (2) 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。

2 防災体制の整備

ライフライン事業者は、防災計画の作成に努め、次により防災体制の整備を図る。

- (1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- (3) 情報連絡体制を整備する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との相互応援体制を整備する。
- (5) 防災訓練を実施するとともに、県又は町が実施する防災訓練に積極的に参加する。

3 応急復旧用資機材の整備

ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに、同資機材の保守・点検を励行する。

4 需用者への防災意識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需用者が実施すべき安全装置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、需用者への防災知識の普及に努める。

第7節 二次災害の予防計画

1 構造物に係る二次災害予防対策

町は、道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災時に迅速な点検が行えるよう体制を整えておく。

2 倒木の流出対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が流路を閉塞し、鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もある。このため町は、情報収集体制の整備や流木除去体制の整備に努める。

3 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時には、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生等の危険性がある。町は、これらの二次災害予防のため、災害発生の危険性がある箇所をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。

また、併せて情報収集・警戒避難体制の整備を図る。

4 資機材の備蓄・活用

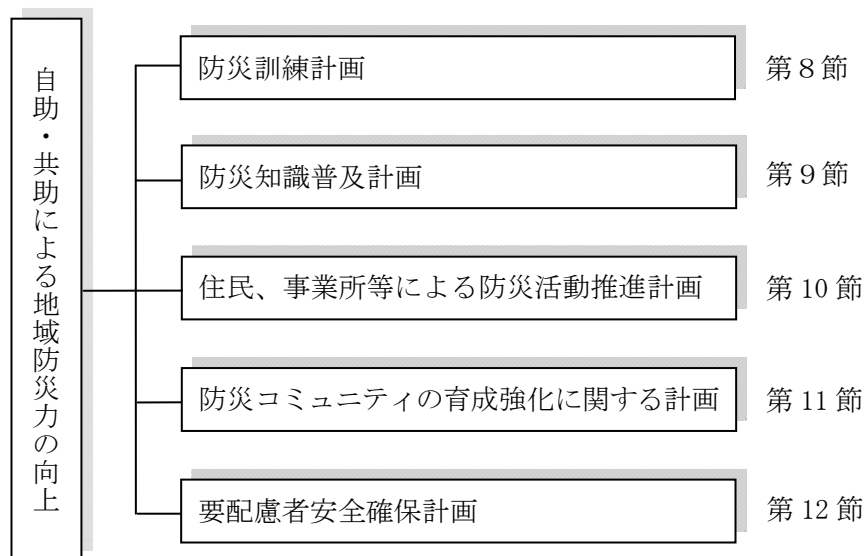
町は、災害現場における応急対策時の二次災害を防止するために、必要な資機材を平常時より準備しておくとともに、その適切な使用方法等についての習熟に努める。

第2章 自助・共助による地域防災力の向上

自助、共助の担い手となる住民や地域、事業所等に対し、防災知識の普及啓発や防災訓練・避難訓練の実施、自主防災組織活動の活性化等を推進し、住民や地域の防災対応力の向上を図る。

また、防災コミュニティの育成強化により、災害時に地域住民が助け合い・支え合いにより安否確認や避難誘導等が行える環境整備を図る。

さらに、災害時に配慮を必要とする要配慮者や避難行動要支援者について、平常時から支援体制や必要な安全対策を実施する。



第8節 防災訓練計画

1 総合訓練の実施

町は、地域における第1次的な防災機関として災害応急対策の円滑な実施を確保するため、他の防災関係機関、事業所及び住民の協力を得て、次のような総合的な訓練を実施する。

なお、訓練にあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行うよう努める。

また、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定することに努める。

■防災訓練の種目と実施機関

訓練の種目	訓練実施機関
注意報・警報等伝達訓練	気象機関、県、町、水防機関、警察機関、通信機関
通信訓練	通信機関
避難訓練	町、水防機関、消防機関、警察機関、自主防災組織
救出訓練	水防機関、消防機関、警察機関、自衛隊、自主防災組織
医療訓練	県、町、日赤、その他医療機関
防疫訓練	県、町
炊き出し救助訓練	県、町
水防訓練	水防機関、消防機関
消防訓練	消防機関

2 各種訓練の実施

(1) 災害通信訓練

町は、災害時の通信を確保するため、県の防災行政無線並びに町の防災行政無線等を使用した訓練を実施する。

(2) 非常招集訓練

町は、災害発生時に職員が迅速に登庁できるようにするため、非常招集訓練を実施する。

(3) 図上訓練

町は、職員の状況判断能力等災害対応能力の向上を図るため、図上訓練を適宜実施する。

3 保育所・幼稚園、小中学校における防災訓練の実施及び支援

児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

このため町は、保育所・幼稚園、小中学校における防災訓練の実施を推進するとともに、消防機関と連携して支援する。

4 広域的な訓練の実施

町は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施にあたっては、周辺市町村が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込む。

5 事後評価の実施

町及び防災関係機関は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第9節 防災知識普及計画

1 防災知識の普及

(1) 広報の担当者

防災知識の普及及び広報事務については、担当するそれぞれの機関において適宜行う。
町においては、総務課（安全対策室）をはじめとする関係課が実施する。

(2) 普及の方法

広報媒体等による普及	<ul style="list-style-type: none"> ○防災マップ、土砂災害ハザードマップの作成・配布による普及 ○防災行政無線、東吾妻あづまケーブルテレビ、町ホームページ、携帯電話等による普及 ○町広報紙、広報資料（テキスト、マニュアル、パンフレットの配付、ポスターの掲示等）による普及 ○広報車による普及 ○消防団による巡回指導
その他による普及	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織の結成促進等を通じての普及 ○防災訓練、講習会、実地研修等の開催による普及 ○出前講座や生涯学習教育を通じての普及

(3) 広報の内容

町は、防災週間や防災関連行事等を通じて、関係職員や住民に対し以下の事項の周知・徹底を図る。

ア 東吾妻町地域防災計画の公表

町は、東吾妻町防災会議が東吾妻町地域防災計画を作成、又は修正したときは公表する。

イ 災害予防の概要等

町は、広報紙等により、気象、水象、地象その他の災害についての知識及びその特性や自主防災組織の活動、災害危険区域、避難所等の情報を提供する。

ウ 家庭防災会議の開催

いざというときに備えて、日頃から以下の事項について家族で話し合いをしておく。

- 災害が起きたとき又は災害の発生が切迫したときの各自の役割
(誰が何を持ち出すか、要配慮者の避難は誰が責任を持つか。)
- 家族間の連絡方法
- 避難所及び避難路の確認
- 安全な避難経路の確認
- 非常持出し品のチェック
- 要配慮者の避難方法
- 気象情報、避難準備（要配慮者避難）情報、避難勧告・避難指示等避難情報の入手方法

エ 非常持出し品の準備

- 3日分の食料、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料）
- 貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）
- 応急医薬品等（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾、携帯トイレ、トイレットペーパー等）
- 携帯ラジオ
- 照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））
- 衣類（下着、上着、タオル等）

オ 避難時の留意事項

- がけや川べりに近づかない。
- 避難方法
 - ・徒歩で避難する。
 - ・携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
 - ・山ぎわや急傾斜地では、山崩れ、がけ崩れが起こりやすいので、すばやく判断し、避難する。
- 応急救護
対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
- 避難協力
自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。

カ 正しい情報の入手

ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。
また、町、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。

キ 電話に関する留意事項

- 不要不急な電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。
- 輻そう等により電話がつながりづらくなったときは、東日本電信電話㈱が提供する「災害用伝言ダイヤル（171）」及び携帯電話の「災害用伝言板」を利用する。

2 職員に対する防災教育

町は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に実施できるよう災害対応マニュアルの作成・配布や研修会、講習会等を実施する。

(1) 教育の内容

- ア 災害に対する基礎知識の修得
- イ 東吾妻町地域防災計画の内容の周知
- ウ 町の実施すべき災害時の応急対策の内容の周知
- エ 災害用備蓄資機材使用方法の周知

- オ 災害時における職員の具体的役割と行動
- カ 非常招集マニュアルの作成及び周知
- キ 夜間・休日における情報の収集・連絡体制の確保

3 学校教育による防災知識の普及

町は、学校教育を通じて災害に対する知識の普及を図るとともに、避難訓練を実施するなど、児童生徒の防災意識の高揚を図る。

4 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するなど防災知識の普及啓発に努める。

5 防災訓練の実施指導

町は、消防機関と協力し、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

6 要配慮者への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

7 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

8 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、防災まちづくりに活かす。

第10節 住民、事業所等による防災活動推進計画

災害時においては、町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身に付け、これを家庭、地域、職域等で実践しなければならない。

さらに、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努めることが重要である。

1 災害時の役割分担

(1) 住民の役割（自助）

「自らの命は自らが守る」といった考え方にに基づき、住民一人ひとりが自分の命や生活を守る活動をいう。

(2) 地域の役割（共助）

地域連携による防災活動をいい、住民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動をいう。

(3) 行政の役割（公助）

行政が実施責任者となる防災対策で、災害に強いまちづくりを実現する活動をいう。

2 住民の果たすべき役割

住民は、自らの安全は自らの手で守る意識を持ち、平常時から防災対策を着実に実施するよう努める。

■住民の果たすべき役割

平常時から実施する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○防災に関する知識の吸収 ○家庭における防災の話し合い ○避難所、避難路及び最寄りの医療救護施設の確認 ○電源の確保（耐震自動消火装置付石油ストーブ、ガス器具等の導入） ○家屋の補強等 ○家具その他落下倒壊危険物の対策 ○飲料水、食料、日用品、衣料品等生活必需品の備蓄（3日間備蓄の励行） ○非常持ち出し物資の準備、点検
災害発生時に実施する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○正確な情報把握 ○予防措置 ○適切な避難 ○自動車運転の自粛
災害発生後に実施が必要となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ○出火防止及び初期消火 ○負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 ○秩序ある避難生活 ○自力による生活手段の確保

3 自主防災組織の活動（行政区等）

（1）組織の育成

平成 24 年 4 月 1 日現在の本町における自主防災組織の組織率は 100%（平成 25 年度消防防災・震災対策現況調査、総務省消防庁）であり、町は、今後も自主防災リーダーの育成や防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努め、自主防災組織の育成と活動の活性化を図る。

（2）活動内容

自主防災組織は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って、次の事項を中心に活動の充実強化を図るものとし、活動内容は地区の実情にあわせ、各組織で決定する。

■自主防災組織の活動例

平常時の活動	災害時の応急活動
<ul style="list-style-type: none"> ○防火知識の普及 ○火気使用設備器具等の点検 ○防災に必要な物資（防災資機材、非常食、医薬品等等）の備蓄 ○防災訓練の実施 ○地域における危険箇所の把握と周知 ○地域の要配慮者の把握 ○情報収集・伝達体制の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の収集及び伝達 ○出火防止及び初期消火活動 ○地域住民の安否確認 ○避難行動要支援者をはじめとする住民の避難・誘導 ○被災者の救護・救出、その他の救助 ○給食及び給水の実施及び協力 ○避難所の運営に関する協力

（3）防災資機材の整備

町は、自主防災組織等が災害時に負傷者を一時的に収容及び保護するための応急的な措置に必要なバール、ノコギリ、スコップ、斧、ジャッキ、発動発電機等の資機材とこれらを収納する倉庫等の設備を図る。

（4）地区防災計画の策定

平成 25 年の災害対策基本法の改正では、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設された。（平成 26 年 4 月 1 日施行）これにより、自主防災組織や一般住民は、地区防災計画の策定を町防災会議に提案することができる。

防災計画－計画的防災対策の整備・推進

- | | |
|----------------|----------|
| ・中央防災会議 | : 防災基本計画 |
| ・指定行政機関・指定公共機関 | : 防災業務計画 |
| ・都道府県・市町村防災会議 | : 地域防災計画 |
| ・市町村の居住者・事業者 | : 地区防災計画 |

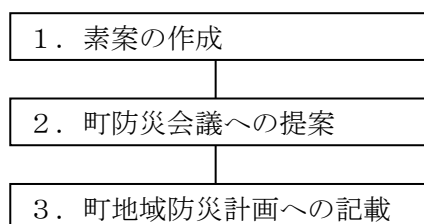
ア 地区防災計画の記載事項

地区防災計画は次の事項について定める。

- 地区居住者等（地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者）が共同して行う防災訓練に関する事項
- 地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄に関する事項
- 災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援に関する事項
- その他、当該地区における防災活動に関する事項

イ 地区防災計画の策定手順

地区防災計画の策定は、次の手順で行う。



(ア) 素案の作成

地区居住者等は、地区防災計画の策定を要求する際には、あらかじめ地区防災計画の素案を作成しておかなければならない。なお、地区防災計画の素案は町地域防災計画に抵触するものであってはならない。

(イ) 町防災会議への提案

地区居住者等は、町防災会議に対し、内閣府令で定める方法により計画の提案を行う。

(ウ) 地域防災計画への記載

町防災会議は、地区居住者等により地区防災計画の提案がなされた場合には、遅滞なく、当該計画策定の必要性を判断し、必要があると認められたときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

また、計画策定の必要がないと判断した場合においては、遅滞なくその旨及びその理由を地区居住者等に通知する。

ウ 地区防災計画による防災活動の実施

地区防災計画が定められた場合において、地区居住者等は、地区防災計画に従って防災活動を実施するよう努めなければならない。

4 災害時救援ボランティア活動の環境整備

町は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、県と連携しながら災害時に備えたボランティアネットワークの確立等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。また、専門分野における行政とボランティアの連携体制を確立する。

(1) 災害時救援ボランティア活動の啓発

町は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発に努める。

(2) ボランティアネットワークづくり

町は、災害時の被災地における一般ボランティアの受入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体、日本赤十字社、社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議を設置し、情報交換等を行う連絡体制（ネットワーク）を確立する。

また、他の地域のボランティア拠点との連絡調整を円滑に行うことができるようにするため、非常用電話、パソコン等の整備を図り、拠点相互のネットワークを構築する。

(3) 専門領域におけるボランティア登録制度を創設

町は、通信や建物危険度判定等の専門分野においてボランティア登録制度を創設し、災害時の連携体制を確立する。

(4) 災害時ボランティアコーディネーターの養成

町は、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、災害時に対応できるボランティアコーディネーターの養成に努める。

5 事業所（企業）防災の促進

(1) 事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直しを実施するとともに、事業継続計画（BCP）を策定するなどの防災活動の推進に努める。

(2) 平常時の備え

事業所においては、自主的な自衛防災組織を作り、概ね次の自主防災活動をそれぞれの事業所等の実情に応じて行う。

ア 従業員等の防災教育

イ 情報の収集、伝達体制の確立

ウ 火災その他災害予防対策

エ 避難体制の確立

オ 防災訓練の実施

カ 応急救護等

キ 飲料水、食料、生活必需品、燃料等災害時に必要な物資の確保（備蓄）

ク 予想被害からの復旧計画や事業継続計画（BCP）の策定

ケ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応

コ 取引先とのサプライチェーン（供給網）の確保

(3) 地域住民との連携強化

事業所も地域コミュニティの一員であることから、平常時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

(4) 町との連携強化

事業所は、町が行う災害対応について協力や応援が可能な場合は、あらかじめ町と協定を締結するなど、平常時から町との連携に努める。

また、町は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスをを行う。

(5) 業務継続計画策定への支援

町は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。

第11節 防災コミュニティの育成強化に関する計画

災害による被害を未然に、又は最小限に抑えるためには、「自助」、「共助」、「公助」の連携が重要である。さらに近年は、「自助」と「共助」の間を埋める「近助」（向こう三軒両隣が助け合う精神）という新しい概念も生まれている。

大規模な災害時には、行政機能が大きく低下してしまう可能性があり、また、行政の対応能力にも一定の限界が生じることが考えられる。

このため、災害時に「近助」、「共助」の力が発揮され、地域の誰もが安全に避難誘導でき、災害による被害を最小限に抑えられるような地域の絆づくりを日頃から構築しておく必要がある。

1 災害時の地域での助け合いの体制づくり

集落の住民同士による助け合いの仕組みづくりをはじめ、地域住民、民生委員・児童委員、行政区、自主防災組織等が連携して避難行動要支援者を助け合う支援体制づくりを推進し、地域防災力の強化や要配慮者等の安心確保を図る。

■地域での助け合いの体制づくりの事例

名 称	概 要
防災隣組	各集落内において、3～5世帯、20人前後を基本とした防災隣組を編成し、災害時に隣近所で助け合う仕組み。
地域の絆づくり登録制度	避難行動要支援者に、あらかじめ登録してもらい、地域の支援団体（自主防災組織、行政区、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等）とその情報を共有し、平常時の見守りや災害が発生したときの避難支援活動、安否確認に役立てる。
黄色いハンカチ作戦	高齢者の安否を黄色いハンカチの有無により確認する仕組み。住民同士で、短時間で安否を確認することができる。

2 地域コミュニティの再生による安全・安心な地域づくり

(1) 自治会（行政区）の維持と活性化

地域コミュニティの基礎となる自治会（行政区）の維持に努めるとともに、活動維持に向けた組織体制の整備等により活性化を図る。

(2) リーダーの発掘・養成

団塊の世代をはじめ若年層まで、幅広い世代の地域住民がそれぞれの立場に合わせて地域活動に参加できる環境を整備するなど、地域活動を担うリーダーの発掘・養成に努める。

(3) 交流、親睦の推進

地域の祭りや伝統行事、スポーツ等のレクリエーション活動等を通じて住民同士の親睦を深めることにより、日頃から地域の絆や連帯感を醸成し、災害時に助けあえる関係づくりを進める。

第12節 要配慮者安全確保計画

近年の高齢化等社会構造の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等の要配慮者が被害を受けやすい状況にある。

このため、町及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設、要配慮者利用施設等の関係機関は、平素より連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行う。

1 要配慮者の把握と支援

町は、行政区、自主防災組織、福祉関係者、消防機関等と連携・協力し、地域の一人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者の把握に努めるとともに、福祉関係者と協力して、要配慮者の支援体制づくりを図る。

2 避難行動要支援者への対応

町は、要配慮者のうち、災害が発生し又はそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者（以下「避難行動要支援者」という。）に対し、発災時の適切な対応に役立てるため、町が把握している要配慮者情報を積極的に活用し、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護職員等と協力して避難行動要支援者に関する情報を把握する。

■要配慮者及び避難行動要支援者の範囲

【要配慮者】

災害対策基本法第8条第2項第15号では「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されているが、一般的には高齢者、障害者、外国人、妊産婦、乳幼児、人工呼吸器使用者や人工透析患者等を含む難病患者等を主な対象とする。

【避難行動要支援者】

要配慮者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者である。

避難行動要支援者の要件は、各市町村の地域防災計画に定めることとなっている。

※平成25年6月の災害対策基本法の改正により、これまで使用されていた「災害時要援護者」という表現に代わって「要配慮者」、「避難行動要配慮者」という表記が使用されることとなった。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うために避難行動要支援者名簿を作成する。

ア 名簿に登載する者の範囲

町が整備する「避難行動要支援者名簿」の対象範囲は、次のとおりとし、生活の基盤が自宅にある者とする。

- 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- 療育手帳Aの交付を受けている者
- 要介護認定3～5の認定者
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 難病患者や上記以外の者で、自力での避難が困難である旨を町に申出した者

イ 名簿作成に必要な情報の収集

町は、名簿作成にあたって、福祉担当課において把握している次の台帳等に記載されている情報を対象者リスト作成のために内部収集する。

- 住民登録基本台帳
- 要介護認定名簿
- 身体障害者手帳所持者名簿
- 療育手帳所有者名簿
- 精神障害者保健福祉手帳所有者名簿

ウ 名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。

- 氏名
- 年齢（生年月日）
- 性別
- 住所又は居所
- 行政区、班
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

エ 避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係課で把握している情報によるほか、町で把握していない情報については、必要に応じて県やその他の関係機関に対して要配慮者に関する情報提供を求める。

オ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

- (7) 町は、災害の発生に備え、避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等のため、避難行動要支援者本人に十分な説明を行い、原則、書面による同意を得たうえで、避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供する。

なお、避難行動要支援者本人が重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関して判断できる能力を有していない場合には、親権者や法定代理人等から同意を得ることとする。

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な名簿情報を提供することができる。

(イ) 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- 消防署
- 警察署
- 民生委員・児童委員
- 町社会福祉協議会
- 自主防災組織又は行政区
- その他避難支援等の実施に携わる関係者

カ 避難行動要支援者名簿の管理

(ア) 情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策について、常時適正な管理が行われるよう徹底する。

また、災害の規模等によっては町の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の整備に努める。

(イ) 名簿の定期的な更新

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、毎月1回を目処に更新を行う。

キ 名簿情報の利用及び提供

(ア) 町は、避難支援等関係者に、避難行動要支援者名簿の副本を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(イ) 町は、名簿提供の際には、名簿情報の漏えい等に十分配慮するものとし、避難支援等関係者に守秘義務を厳守させるとともに、更新時に古い名簿等を回収し、粉碎して処分する。

3 緊急連絡体制の整備

町は、避難行動要支援者が災害発生のおそれがある時や災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の避難行動要支援者の実態にあわせ、家族や地域の協力のもとに避難行動要支援者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

また、町、福祉関係者等は、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入に努める。

4 福祉避難所の指定・整備

町は、福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するよう努める。

福祉避難所の指定にあたっては、民間の社会福祉施設等との協定締結等も検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。

また、整備にあたっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう、資機材や人的支援体制等の整備に努める。

5 要配慮者入（通）所施設における安全確保

(1) 施設の安全性の強化

要配慮者利用施設の管理者は、定期的に防災設備の点検を実施するなどにより、施設の安全性の維持、強化を図る。

(2) 施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備する。

ア 自施設の立地環境による災害危険性(洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり、雪崩等)の把握及び職員への周知

イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備

ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備

エ 施設周辺のパトロール体制の整備

オ 避難所及び避難経路の確認

カ 避難、救出及び安否確認体制の整備

キ 町、消防、警察等防災関係機関との連絡体制の整備

ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備

ケ 防災訓練等防災教育の充実

コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄

サ 燃料の調達体制の確保

(3) 町の支援

ア 町は、施設の立地環境による災害危険性(洪水、土石流、急傾斜、地すべり、雪崩等)を把握し、当該情報を施設に提供する。

イ 町は、施設との緊急連絡体制を整備する。

ウ 町は、施設に避難勧告等の避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。

エ 町は、施設に防災気象情報の提供を行う。

6 消防機関及び警察署の支援

消防機関及び警察署は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、町と協力して次の支援を行う。

(1) 緊急時における消防機関、警察署と避難行動要支援者との連絡体制の整備

(2) 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備(地域住民や自主防災組織の協力を含む。)

(3) 避難行動要支援者への防災教育・啓発への協力

7 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力する。

8 在住外国人の安全確保

町は、町内在住外国人が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の取組みを推進する。

- (1) 防災知識の普及
- (2) 防災訓練への参加
- (3) 出火防止、初期消火の指導、知識の普及等
- (4) 避難場所の周知
- (5) その他必要と思われる事項

9 防災教育及び啓発

町は、避難行動要支援者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

【関係資料】

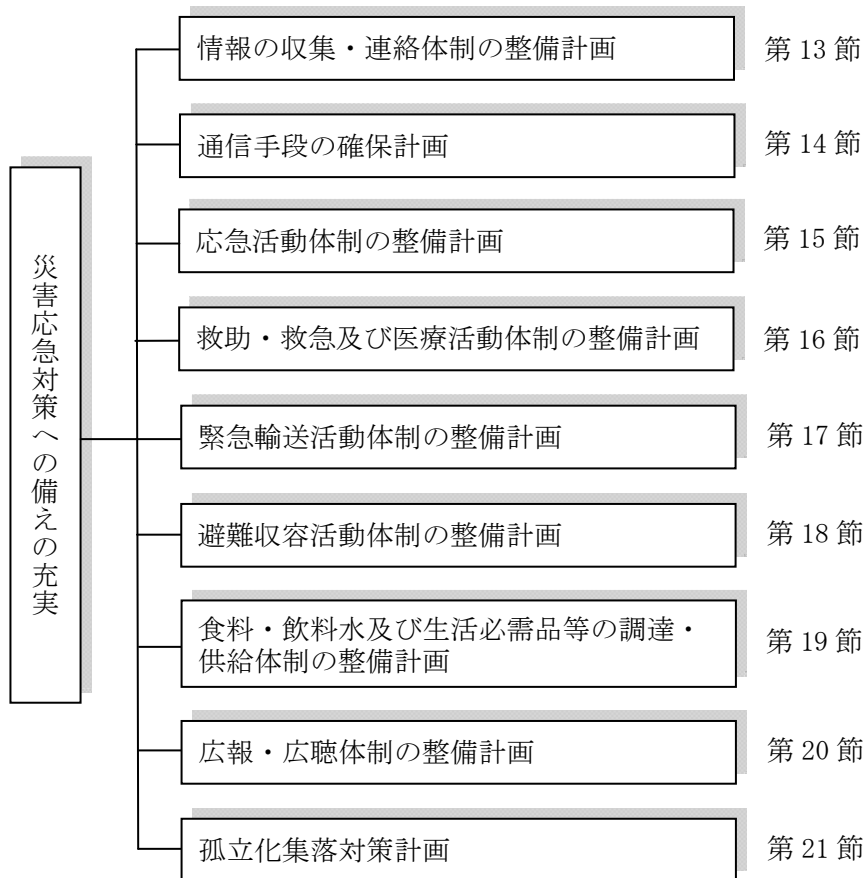
〈資料編 7－2 要配慮者施設〉

第3章 災害応急対策への備えの充実

大規模な災害に際して、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するためには、事前対策を十分に講じておく必要がある。

このため、平常時より、情報収集・連絡体制や通信手段の確保、医療・緊急輸送体制、避難収容体制、食料・物資の調達等の活動体制の整備を図る。

また、災害により孤立が予想される集落について、その対策を講じておく。



第13節 情報の収集・連絡体制の整備計画

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであることから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

1 気象・水象情報の収集・伝達の迅速化

気象観測又は水象観測を行う防災関係機関は、雨量等の気象、河川水位等の水象の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設の充実に努める。

2 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

町は、災害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実にできるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、情報収集・連絡体制の明確化に努める。

3 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

町は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等を整備する。

4 多様な情報の収集体制の整備

町は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに、ヘリコプターテレビシステム、インターネット等による情報収集体制を整備する。

5 メール配信サービスの拡充

町は、地震・火災情報や気象情報（警報、注意報）等を円滑に住民に提供するため、「東吾妻町メール配信サービス」を実施しており、本サービスの利用を住民に促し、サービス利用者の拡充を図る。

第14節 通信手段の確保計画

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、町は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておく。

1 通信施設の整備及び保守管理の徹底

町は、大規模災害発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び構造の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底する。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化する。

2 災害時優先電話の指定

町は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実にできるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておく。

3 代替通信手段の確保

町は、災害による一般電話回線の途絶又は輻そうにより通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努める。

4 通信の多ルート化

町は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと町防災行政無線の接続を推進する。

5 通信訓練への参加

町及び防災関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練（防災訓練の際に実施されるものを含む。）への積極的な参加に努める。

【関係資料】

- 〈資料編 2 - 5 東吾妻町防災行政無線局管理運用規則〉
- 〈資料編 6 - 1 東吾妻町防災行政無線局一覧表（固定系）〉
- 〈資料編 6 - 2 東吾妻町防災行政無線局一覧表（移動系）〉

第15節 応急活動体制の整備計画

1 職員の応急活動体制の整備

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めしておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。

(1) 職員の非常参集体制の整備

ア 町は、次により職員の非常参集体制の整備を図る。

(ア) 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。

(イ) 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。

(ウ) 必要に応じ参集のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。

イ その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じアに準じた体制の整備を図る。

(2) 職員に対する応急活動内容の周知徹底

ア 町は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

イ その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じアに準じた体制の整備を図る。

2 連携体制の整備

町及び関係機関は、大規模災害発生時における相互の応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。

(1) 町における応援体制の整備

ア 町は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での応援協定の締結に努める。

イ 協定の締結にあたっては、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮する。

ウ 町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県との連絡調整窓口等を取り決めておくなどの必要な準備を行う。

(2) 一般事業者等との連携体制の整備

町は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進する。

(3) 救援活動拠点の整備

町は、関係機関相互の応援が円滑に行われるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の整備に努める。

3 防災中枢機能の確保

町及び関係機関は、次の対策を行う。

(1) 防災中枢機能の整備

町及び関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備、推進に努める。

(2) 災害応急対策に当たる機関の責任

町及び災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、代替エネルギーシステムの活用を含め、自家発電設備等の整備及び燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能になるよう努める。

(3) 災害活動拠点の整備・確保

町は、地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、避難所等の機能を持つ施設の整備に努める。

【関係資料】

- 〈資料編 3-1 東吾妻町災害時における相互支援に関する条例〉
- 〈資料編 3-2 消防組織法第 39 条に基づく相互応援協定書〉
- 〈資料編 3-3 火災又は地震等の災害時における応援に関する協定書〉
- 〈資料編 3-4 火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定書〉
- 〈資料編 3-6 杉並区及び東吾妻町の防災相互援助協定書〉
- 〈資料編 3-7 杉並区及び東吾妻町の防災相互援助協定書実施細目〉
- 〈資料編 3-8 愛荘町、藍住町災害協定書〉
- 〈資料編 3-9 南相馬市及び東吾妻町の災害時相互援助に関する協定書〉
- 〈資料編 3-10 災害時における LP ガス等供給協力に関する協定書〉
- 〈資料編 3-11 災害時における生活物資の供給協力に関する協定〉
- 〈資料編 3-12 災害時における救援物資の提供協力に関する協定書〉
- 〈資料編 3-13 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書〉
- 〈資料編 9-1 東吾妻町ヘリコプター離着陸場〉
- 〈資料編 10-3 物資の保管場所〉

第16節 救助・救急及び医療活動体制の整備計画

1 救助・救急活動体制の整備

(1) 救急・救助用資機材の整備

ア 町及び消防本部は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努める。

イ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、町はこれを資金面で支援する。

2 医療活動体制の整備

(1) 救護所の設置・運営体制の整備

町、吾妻郡医師会及び地域災害拠点病院（原町赤十字病院）は、救護所の設置・運営体制、県や消防等の関係機関との連携体制を具体化し、訓練等により点検、見直しを行う。

(2) 医薬品、医療資機材の備蓄

町、吾妻郡医師会及び地域災害拠点病院（原町赤十字病院）は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄や災害時の調達体制の整備に努める。

(3) 消防と医療機関等との連携

ア 救急搬送を受け持つ消防本部と医療機関は、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図る。

イ 災害時において救急患者を医療機関に搬送する場合、被災地に近い医療機関への搬送が望ましいが、被災地に近い医療機関が被災した場合には遠隔地の医療機関へ迅速に患者を搬送するシステムが必要となる。

このため、医療機関及び消防本部は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防機関相互の連携体制の整備を図る。

ウ 町は、町の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送にあたり広域搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、広域的な救急医療体制の整備に努める。

なお、広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関（県、厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

(4) 災害医療の研究

原町赤十字病院、吾妻郡医師会、医療機関等の災害医療に関係する者は、連携してトリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等について、研究、研修に努める。

【関係資料】

〈資料編 8-1 医療機関〉

〈資料編 8-2 薬局〉

〈資料編 8-3 トリアージタグ〉

第17節 緊急輸送活動体制の整備計画

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設（道路、ヘリポート等）及び輸送拠点（物資の集積、配分スペース）が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

1 輸送拠点の確保

町は、災害時の物資集配拠点施設をあらかじめ定めておくとともに、集配体制を整備する。

2 ヘリポートの確保

大規模災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、町及び消防本部は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておく。また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知する。

3 緊急交通路の整備

(1) 道路管理者は、緊急交通を確保するために、トンネル、盛土、切土、落石危険箇所、崩壊危険箇所等で地震により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良や災害防除及び橋梁の整備等を図る。

(2) 道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の警戒が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておく。

(3) (2) については、緊急輸送道路を優先して実施する。

(4) 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

4 消防活動の困難を解消するための道路整備

町は、住宅密集地等で道路が狭く、消防活動が困難である地域の拡幅改良等道路の整備を図る。

5 運送事業者等との連携

町は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど、体制の整備に努める。

【関係資料】

〈資料編9-1 東吾妻町ヘリコプター離着陸場〉

〈資料編9-3 異常気象時の通行規制区間及び規制基準〉

第18節 避難収容活動体制の整備計画

1 避難所・避難路の整備

(1) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

ア 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定し、地域住民への周知徹底を図る。

イ 町は、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所を指定し、地域住民に周知徹底を図る。指定の際には、要配慮者のプライバシー等への配慮や女性への配慮、愛玩動物等の保護可能性等の検討を行う。

■避難場所と避難所の相違

用途（目的）	区分	町が指定したもの
		指定緊急避難場所
災害の危険が切迫した場合における安全な避難先（災害の危険が及ばない場所又は施設。一時的な避難先）	避難場所	指定緊急避難場所
被災者が一定期間滞在する施設	避難所	指定避難所

※なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができるとされている。

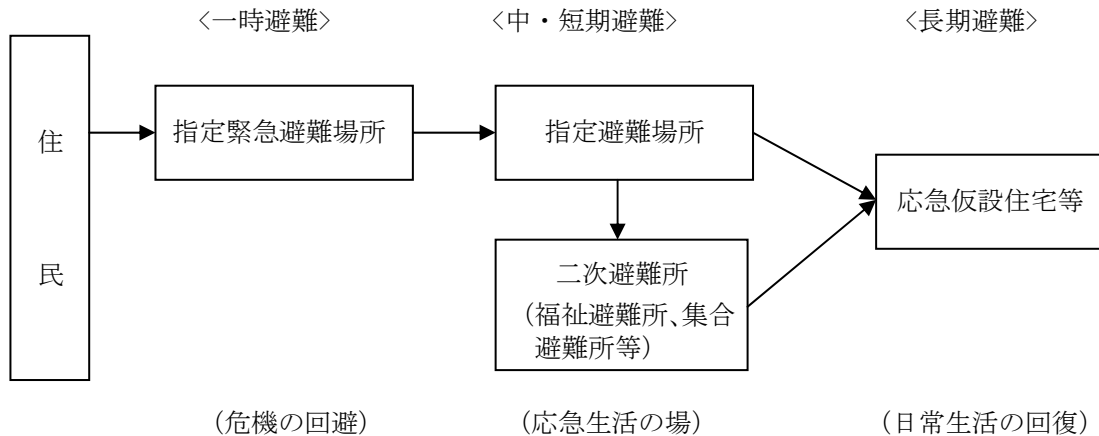
（災害対策基本法第49条の8）

■指定緊急避難場所と指定避難所の指定基準（災害対策基本法第49条の4～9）

指定緊急避難場所	指定避難所
<ul style="list-style-type: none"> ○異常な現象の種類 <ul style="list-style-type: none"> ①地震 ②洪水・内水氾濫 ③がけ崩れ・土石流・地滑り ④高潮 ⑤津波 ⑥大規模な火事 ⑦噴火に伴う火山現象 ○指定基準 <ul style="list-style-type: none"> ①：安全な構造であり、周辺に危険を及ぼすおそれがある物が無いこと。 ②～⑦：安全区域内※であるもの。ただし安全な構造であることに加え、洪水等の場合は浸水想定以上の階を有し避難が可能である場合はこの限りではない。 ①～⑦共通：災害が切迫した状況において速やかに開設可能であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定基準 <ul style="list-style-type: none"> ①規模条件 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模 ②構造条件 速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を配布できること ③立地条件 想定される災害の影響が比較的少ない ④交通条件 車両等による輸送が比較的容易 ※福祉避難所の場合 上記に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられている ・要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備される ・主として要配慮者を受け入れるための居室が可能な限り確保される

※安全区域内：災害が発生した場合において、生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域のこと。

避難所体系



福祉避難所：要配慮者収容可能施設

集合避難所：長期にわたる避難の場合に避難所を数箇所に集約したもの

(2) 避難所の整備

- ア 町は、避難してきた住民等が良好な避難所生活を過ごせるよう、避難所となる体育館、公民館、学校等の公共施設の整備に努める。
- イ その際には、建築後著しく年数を経過した建物等被災のおそれの高い建物は除くほか、耐震度調査を行うなどして安全性を確認して指定する。
- ウ また、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。
- エ 町は、避難所において、被災者が災害情報を入手する手段としてテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。
- オ 町は、避難施設に収容しきれない場合に備え、テント、簡易住宅等の活用を考慮しておく。
- カ 町は、避難施設が被災し、あるいはその他の理由により使用することが不適當となった場合に備え、あらかじめ近隣市町村の協力を得るなどして、移転先・移転方法等を考慮しておく。

(3) 避難路の整備

町は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる都市計画道路、農道、林道その他の道路の整備及び避難誘導標識等の整備に努める。

2 避難誘導體制の整備

(1) 警報等伝達体制の整備

- ア 町は、警報等を住民等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておく。
- イ 町は、警報及び避難勧告又は指示の内容を住民に迅速かつ確実に伝達できるよう、防

災行政無線、有線放送、サイレン、広報車等の整備充実に努める。

ウ 町は、様々な環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ（ワンセグ放送を含む。）、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

（2）避難誘導計画の作成

ア 町は、消防本部、警察等と協議して、次の事項を定めた避難誘導に係る計画を作成する。その際には要配慮者の視点に配慮する。

- 避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示を行う基準
- 避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示の伝達方法
- 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 避難経路及び誘導方法

イ 町は、避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示を行う基準の設定にあたっては、当該基準の具体化に努める。

（3）避難誘導訓練の実施

町は、消防本部、警察等と協力して住民の避難誘導訓練を実施する。

（4）避難所等の周知

町は、住民に対し広報紙、防災マップ、ハザードマップ等を活用し、指定避難場所及び指定避難所の周知とともに、次の事項を周知する。

- 避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示を行う基準
- 避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示の伝達方法
- 避難所の名称、所在地、対象地区
- 避難経路
- 避難時の心得

（5）案内標識の設置

ア 町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、避難所の案内標識の設置に努める。

イ 町は、案内標識の作成にあたっては、観光客等地域の地理に不案内な者でも理解できるように配慮する。

（6）要配慮者への配慮等

町は、要配慮者を速やかに避難誘導するため、これら要配慮者の住所、電話番号等を把握するとともに、消防本部、警察、地域住民及び自主防災組織の協力を得て避難誘導時の連絡方法・誘導方法を定めておくなど、平常時から要配慮者に係る避難誘導体制の整備に努める。なお、把握した住所等の個人情報の取扱いには、十分留意する。

（7）住民による確認事項

災害の態様は同一ではなく、各地区において、また災害の種類、規模により様々である。

したがって、住民は災害が発生した場合は、避難に際して、次の事項を事前、事後に行うよう努める。

- 家から最も近い避難場所又は避難所を2箇所以上確認しておき、避難場所又は避難所に至る経路も複数の道路を設定しておく。
- 避難場所又は避難所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認しておく。
- 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難場所又は避難所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶ。
- 避難行動要支援者に対しては、日頃から避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるように訓練を通じ、周知徹底しておく。

3 防災上特に必要とする施設の避難計画の策定

次に掲げる施設の管理者は、利用者等を安全に避難させるための防災責任者を定めておくとともに、避難計画を策定しておく。

- 学校及び幼稚園
- 社会福祉施設
- 保育所
- その他不特定多数の者が利用する施設

4 応急仮設住宅等

(1) 資機材の調達・供給体制の整備

町は、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

(2) 用地供給体制の整備

町は、応急仮設住宅の建設に要する用地に関し、災害危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

(3) 住居の斡旋及び民間賃貸住宅の借り上げ

町は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等についてあらかじめ定めておく。

5 帰宅困難者への対応

町は、災害発生のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

6 児童生徒等への対応

町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

また、保育所、幼稚園の児童の安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所、幼

稚園の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

【関係資料】

〈資料編 7-1 緊急避難場所・避難所一覧〉

〈資料編 7-2 要配慮者施設〉

第19節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備計画

1 備蓄計画

- (1) 町は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄を推進する。食料及び生活必需品の具体的な備蓄品目については、災害発生後2日間に最低限必要な物資を前提に、次の品目を備蓄対象とする。

■備蓄品目

食料	アルファ米、乾パン、飲料水、粉ミルク、アレルギー対応の食料 等
生活必需品	毛布、簡易トイレ、肌着、炊事用具、食器、日用品 等

- (2) 備蓄にあたっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせを行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努める。
- (3) 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮する。
- (4) 町は、各家庭において最低3日分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努める。
- (5) 備蓄倉庫の整備
町は、災害において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫の整備を図る。
- (6) 町は、飲料水の確保等に必要となる井戸、貯水槽、水泳プール、浄水器等の施設及び設備の整備を図る。

2 調達計画

町は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておく。

【関係資料】

- <資料編3-10 災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書>
- <資料編3-11 災害時における生活物資の供給協力に関する協定>
- <資料編3-12 災害時における救援物資の提供協力に関する協定書>
- <資料編3-13 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書>
- <資料編10-1 補給水利の所在、水量>
- <資料編10-2 食料調達可能性在庫場所、販売店一覧>
- <資料編10-3 物資の保管場所>

第20節 広報・広聴体制の整備計画

1 広報体制の整備

(1) 町、ライフライン事業者等は、災害関連情報の広報を迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図る。

ア 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。

イ 広報する事項をあらかじめ想定しておく。

■ 広報事項例

- 気象・水象状況
- 被害状況
- 二次災害の危険性
- 応急対策の実施状況
- 住民、関係団体等に対する協力要請
- 避難の勧告又は指示の内容
- 避難所の名称・所在地・対象地区
- 避難時の注意事項
- 受診可能な医療機関・救護所の所在地
- 交通規制の状況
- 交通機関の運行状況
- ライフライン・交通機関の復旧見通し
- 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
- 各種相談窓口
- 住民の安否

ウ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。

■ 広報媒体例

- テレビ、ラジオ(コミュニティFM含む)
- 防災行政無線
- インターネット
- 掲示版
- ツイッター等のソーシャルメディア等
- 東吾妻町あづまケーブルテレビ
- 広報車
- 新聞、チラシ
- 携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)

エ 広報媒体の整備を図る。

- 防災行政無線
- 東吾妻町あづまケーブルテレビ
- 広報車
- 携帯電話

オ 災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。

2 広聴体制の整備

町、ライフライン事業者その他防災関係機関は、住民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図る。

第21節 孤立化集落対策

大規模な土砂災害等による道路や通信の途絶による孤立化のおそれのある集落については、事前に集落の状況を把握し、通信連絡手段の確保や道路危険箇所の補強等の防止策を検討しておく必要がある。

1 孤立化のおそれのある集落の把握

町は、道路の状況や通信手段の状況から孤立化が予測される集落について、事前に把握するとともに、県、消防、警察等の関係機関との当該情報の共有化が常に図られるよう努める。なお、孤立化のおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

- (1) 集落につながる道路等において迂回路がない。
- (2) 集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。
- (3) 集落につながる道路においてトンネルや橋梁の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- (4) 地すべり等土砂災害危険箇所及び雪崩危険箇所が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い。
- (5) 架空線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- (6) 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

■孤立集落の可能性のある地区

地区	大字	集落名
岩島	松谷	大平
		中尾
		高日向
	三島	大竹
坂上	須賀尾	須賀尾5区（飯米場）

出典：東吾妻町

2 孤立化の未然防止対策

- (1) 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（行政区長、消防団員等）を災害時の連絡担当者としてあらかじめ決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整備する。
また、自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。
- (2) 集落内に学校や駐在所等の公共機関及び通信会社や電力会社等の防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。
- (3) アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との

連携に努める。

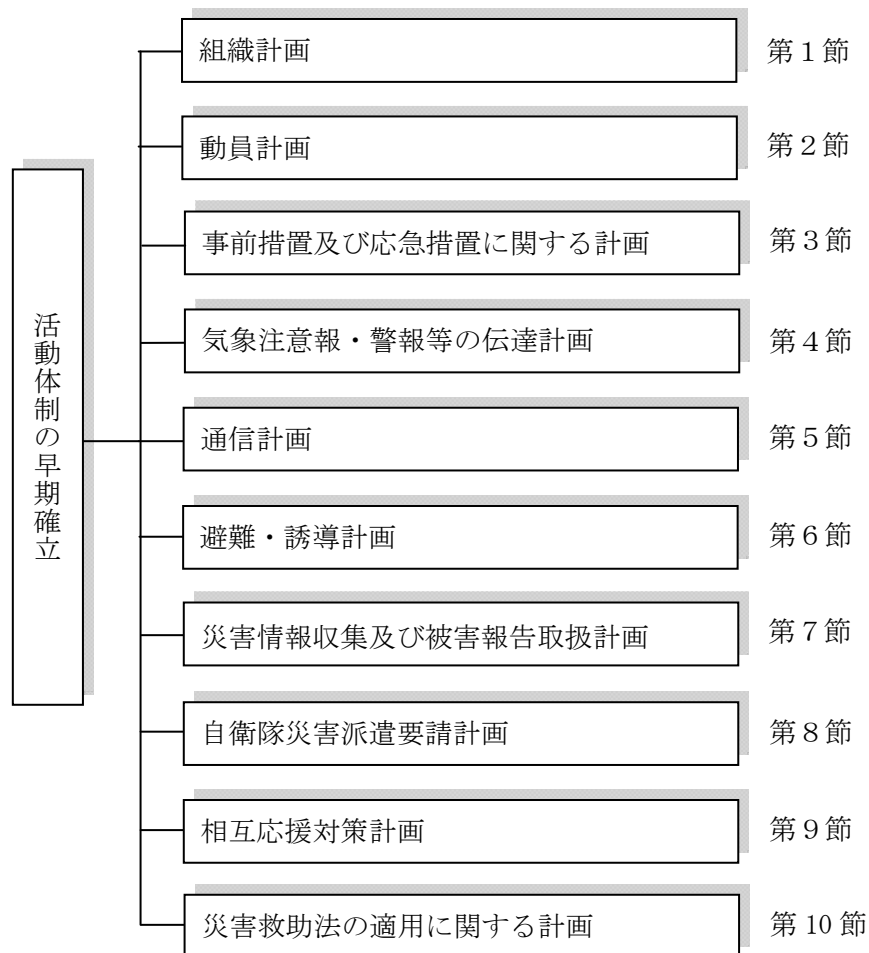
- (4) 停電時でも、防災行政無線の使用が可能となるよう、非常用電源設備の整備を行う。
- (5) 孤立化のおそれのある集落においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話を配置する。
- (6) 孤立化のおそれのある集落においては、救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地を確保しておく。
- (7) 孤立化の可能性に応じて、水、食料等の生活物質、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。この際、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄も積極的に行う。
また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充を進める。
- (8) 孤立化するおそれのある集落に通じる道路の災害危険箇所の防災工事に計画的に取り組む。

第3編 災害応急対策計画

第1章 活動体制の早期確立

発災直後においては、的確な初動対応を行うことが極めて重要であり、災害応急活動体制を速やかに整える必要がある。

このため、災害対策本部の設置基準や職員の動員計画、気象情報の伝達計画、避難誘導計画等をあらかじめ定めておき、発災時には早期に初動体制を確立し、災害の拡大防止と被害の軽減を図る。



第1節 組織計画

東吾妻町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の編成及び組織等は「東吾妻町災害対策本部条例」（平成18年条例第15号）並びに本計画の定めるところによる。

1 災害対策本部の設置

（1）設置基準

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると町長が認めたとき、災害対策本部を設置する。

（2）設置場所

災害対策本部は、東吾妻町役場内に設置する。なお、激甚災害等により役場内に災害対策本部を設置できない場合には、岩櫃ふれあいの郷施設内に設置する。

（3）災害対策本部長

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は町長とする。ただし、町長が不在で直ちに連絡がとれない場合や事故等により、その職務を遂行できないときは、副本部長がその職務を代理する。

（4）標識の掲示

本部の標識を災害対策本部を設置する施設（役場内又は岩櫃ふれあいの郷施設内）の正面玄関及び本部室前に掲示する。

（5）廃止基準

災害のおそれがなくなり、災害発生後における応急対策が概ね完了したと災害対策本部長が認めるとき、災害対策本部を廃止する。

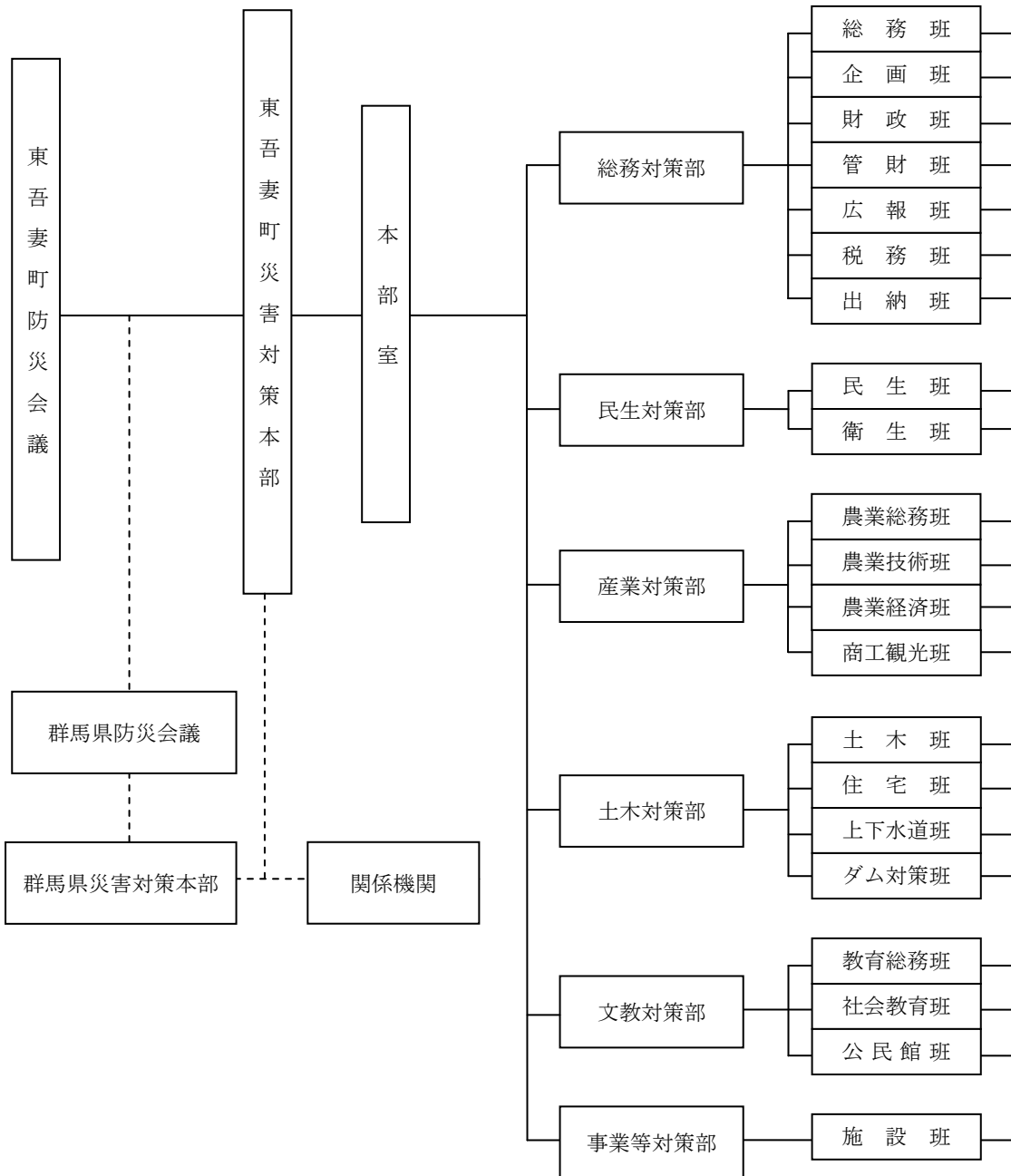
（6）設置及び廃止の通知

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに県、消防機関、警察機関、報道機関、市民その他関係機関に対し、その旨を通知する。

2 災害対策本部の組織・運営

(1) 系統

災害対策本部は、行政組織を基に機能別に班を置く。



(2) 災害対策本部における任務

ア 本部長、副本部長、本部員の任務

職名	主な任務
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議、本部会議の議長となること ・ 避難の勧告・指示、警戒区域の指定を行うこと ・ 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、住民、事業者、団体等への支援協力要請を行うこと ・ その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について、基本方針を決定すること ・ 本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各対策部間の調整に関すること ・ 本部長が不在又は事故等により職務を遂行できないときは、本部長の職務を代理すること
本部員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策部長として、担当部の職員を指揮監督すること ・ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること ・ 本部長、副本部長が不在又は事故等により職務を遂行できないときは、本部長、副本部長の職務を代理すること <p>※本部員が事故等により、その職務を遂行できないときは、当該本部員があらかじめ指定した者がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、当該本部員があらかじめ指定した順位とする。</p>

イ 各部各班の所掌事務

各部各班は、本計画に定めるところにより、町防災会議と緊密な連絡のもとに、所掌事務を遂行する。

(3) 本部会議

ア 災害対策本部に本部会議を置く。

イ 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要な事項を決定し、その推進を図る。

ウ 本部会議は、本部長が必要の都度招集する。

■災害対策本部会議構成員

災害対策本部会議	
災害対策本部長	町長
災害対策副本部長	副町長
災害対策本部員	教育長、総務課長、企画課長、地域政策課長、税務課長、会計課長、町民課長、保健福祉課長、農林課長、建設課長、上下水道課長、教育課長
本部連絡員	総務課員

(4) 本部連絡員の設置

- ア 本部長は、災害対策本部に本部連絡員を若干名を配置する。
- イ 本部連絡員は、本部長の命を受けて、各部相互間の連絡及び各種の情報収集の事務を担当する。

(5) 関係機関に対する要請等

- 本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請する。

3 小災害の場合の組織、編成、事務分掌

災害対策本部を設置するに至らない災害発生時に対しては、その規模、実態に応じて災害対策本部の組織、編成、事務分掌の例に準じて適宜計画するものとするが、その概要は次のとおりである。

(1) 警戒本部の設置

- ア 警報の発令等により災害情報の収集等警戒体制を必要とした場合、総務課長及び災害関係課長協議のうえ、必要に応じ警戒本部を設置する。
- イ 警戒本部の組織、編成については、総務課長及び災害関係課長が協議のうえ、必要最小限の所要人員をもって対処するものとし、主として情報収集、関係機関との連絡調整、その他所要の警戒措置を行う。

(2) 小災害における配置の場合

- 災害の種別により判断し、最も被害の多い関係課を主体とし対処する。

4 自衛隊連絡室の設置

町は、知事に対し、自衛隊の応援要請を要請したときは、自衛隊との情報交換を迅速、的確に行うとともに、自衛隊の活動等が適切に実施されるよう、必要に応じ、災害対策本部内に自衛隊幹部が常駐する自衛隊連絡室を設置し、災害対策本部と自衛隊の連絡を強化する。

【関係資料】

- 〈資料編 2－2 東吾妻町災害対策本部条例〉
- 〈資料編 2－3 災害対策本部の事務分掌〉

第2節 動員計画

災害応急対策のための動員は、本計画に定めるところによる。

1 災害対策本部設置前の警戒配備

各部長は、災害対策本部設置前においても常に気象状況その他の災害現象に注意し、災害発生に対処できるよう体制を整えておく。

2 職員の配備体制

災害が発生することが予想される場合、又は災害が発生した場合における町職員の配備体制は次の基準による。

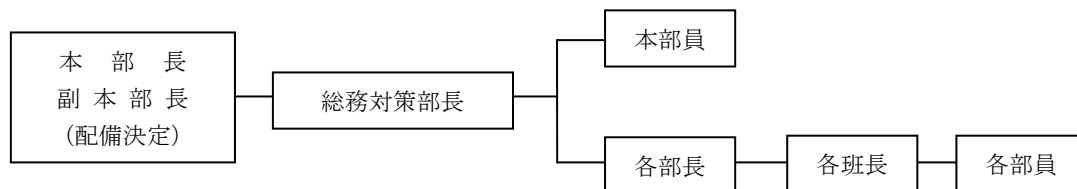
■職員の参集・配備基準

配備体制	状況	配 備 体 制
初期動員	大雨、洪水、暴風等の警報が発令又は伝達され、災害が発生するおそれが認められるなど、警戒体制を取る必要があるとき	本部設置前の警戒体制とし、情報収集活動等が円滑に行い得る必要最小限度の配備をする。 (原則として全職員の10%)
1号動員	小規模の災害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき	原則として本部設置の配備体制とし、各部の必要人員をもって、小規模災害に対処し得る体制とする。 (原則として全職員の25%)
2号動員	中規模の被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき	本部を設置し、中規模災害に対処し得る体制とする。 (原則として全職員の50%)
3号動員	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき	本部を設置し、大規模災害に対処し得る体制とする。 (全職員)

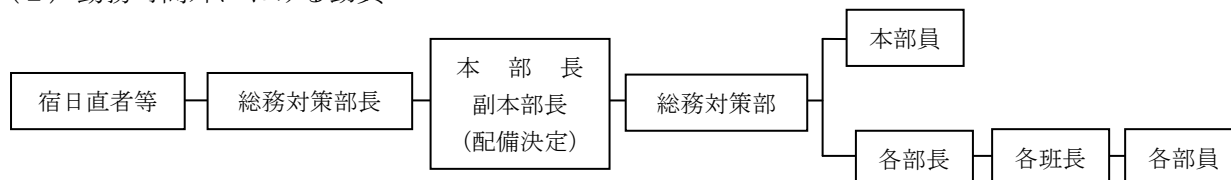
3 動員指示の伝達系統

職員の動員は、本部長の配備決定に基づき、次の系統で伝達し動員する。

(1) 勤務時間中における動員



(2) 勤務時間外における動員



4 動員の方法

動員を要する各部は、動員職員の動員順位及び連絡の方法について具体的に計画しておく。

(1) 動員の伝達

動員の伝達は、勤務時間内においては庁内放送、庁内電話等で伝達し、勤務時間外においては、防災行政無線、電話、メール等で伝達する。

(2) 登庁場所

動員の伝達を受けた職員は、東吾妻町役場に登庁する。ただし、所属長の指示があるときは、その指示に従う。

(3) 登庁の方法

登庁にあたっては、被害の状況、道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段の他、徒歩あるいは自転車、オートバイ等の活用に配慮する。

(4) 登庁時の留意事項

登庁にあたっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部（総務班）に報告する。

(5) 登庁の免除等

ア 災害により、本人又は家族が怪我を負い、あるいは住居が損壊するなど自らが被災した場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁の免除を受ける。

イ 東吾妻町役場に登庁することができない場合には、所属長にその旨を報告し、登庁可能になるまでの間、地域の自主防災活動に従事する。

5 動員割合

各班の配備体制の基準に応じた動員割合は、次のとおりとする。

部 名	課 名	初期 動員 (%)	1号 動員 (%)	2号 動員 (%)	3号 動員 (%)	動員責任者
総務対策部	総 務 課	50	10	100	100	総務課長
	企 画 課	10	30	60	100	企画課長
	地域政策課	20	50	60	100	地域政策課長
	税 務 課	10	10	50	100	税務課長
	会 計 課	10	10	50	100	会計課長
	議会事務局	50	50	100	100	議会事務局長
民生対策部	東 支 所	10	20	50	100	東支所長
	保健福祉課	10	20	50	100	保健福祉課長
農業対策部	町 民 課	10	30	50	100	町民課長
	農 林 課	10	30	50	100	農林課長
農業対策部	農業委員会	0	50	50	100	〃
	建 設 課	10	20	50	100	建設課長
土木対策部	上下水道課	20	20	40	100	上下水道課長
	教 育 課	10	30	40	100	教育課長
文教対策部						
合 計		12	27	47	100	

6 職員の派遣

- (1) 町長は、災害応急対策実施のため職員の派遣を求める必要のあるときは、地方自治法第252条の17、もしくは災害対策基本法第29条第2項の規定に基づき行うものとし、又は職員の派遣の斡旋を求める必要があるときは、災害対策基本法第30条の規定に基づいて行う。
- (2) 派遣職員の取扱いについては災害対策基本法、地方自治法、群馬県の給与に関する条例、その他法令の定めるところによる。

【関係資料】

- 〈資料編 15-1 国からの派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担〉
- 〈資料編 15-2 県・市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担〉

第3節 事前措置及び応急措置に関する計画

災害が発生し、又は発生しようとしているときの事前措置及び応急措置に関する取扱いは次による。

1 町長の事前措置

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、次の措置をとる。

(1) 出動命令等（災害対策基本法第58条）

ア 消防機関等に対して出動準備をさせ、もしくは出動を命ずる。

イ 地域内の災害対策責任者（災害対策基本法第51条）に対して、応急措置の実施に必要な準備をするよう要請する。（警察官の出動を求める場合は、当該地域を管轄する警察署長を経て警察本部に対して行う。）

(2) 事前措置等（災害対策基本法第59条）

災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

(3) 避難の指示

本編第6節「避難・誘導計画」に準ずる。

(4) その他応急措置等

町長の応急措置に関する事項は、次のとおりとする。

ア 町長の応急措置に関しての責任（災害対策基本法第62条第1項）

イ 警戒区域の設定等（災害対策基本法第63条、消防法第23条の2、第28条、第36条、水防法第21条、道路交通法第6条第4項）

ウ 工作物等の使用、収用等（災害対策基本法第64条第1項）

エ 工作物の除去、保管等（災害対策基本法第64条、同法施行令第25条から第27条まで）

オ 従事命令（災害対策基本法第65条、消防法第29条第5項、水防法第24条、災害救助法第7条第1項、警察官職務執行法第4条、水害予防組合法第50条第2項）

従事命令及び協力命令は次に掲げるところにより執行する。

■ 従事命令等の種類と執行者

命令対象の作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防職員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者 消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用救助)	従事命令	災害救助法第 24 条	県知事
	協力命令	災害救助法第 25 条	
災害応急対策作業 (除災害救助)	従事命令	災害対策基本法第 71 条	県知事
	協力命令		
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項	町長
		災害対策基本法第 65 条第 2 項	警察官
		警察官職務執行法第 4 条	//
交通応急対策作業	従事命令	町長と吾妻警察署長との協定	警察署長

■ 従事命令又は協力命令の対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	町の区域内の住民又は水防作業の現場にある者
災害救助その他の作業 (災害救助法、災害対策基本法による知事の従事命令)	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 (6) 鉄道業者及びその従事者 (7) 軌道経営者及びその従事者 (8) 自動車運送業者及びその従事者
災害救助その他の作業 (知事の協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 (災害対策基本法による市町村長、警察官の従事命令)	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害緊急対策全般 (警察官職務執行法)	その場所に居合わせた者、その事物の管理者、その関係者

カ 災害対策基本法第 63 条第 2 項の「町長の委任を受けて町長の職権を行う吏員」は、地方自治法第 153 条第 1 項の規定に基づきあらかじめ定めておき、関係機関に通知しておく。

(5) 損失補償

町長は、ウによる工作物の使用、取用等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずべき損失を補償する。(災害対策基本法第 82 条第 1 項)

(6) 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

町は、警察官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、町内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族、もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償をする。
(災害対策基本法第84条第1項、同施行令第36条第1項)

2 町の委員会並びに委員の応急措置

町の委員会又は委員、町内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、町の地域に係る災害が発生し又はまさに発生しようとしているときは、町長の所轄下にその所掌事務もしくは所掌事務に係る応急措置を実施し、又は町長の実施する応急措置に協力しなければならない。(災害対策基本法第62条第2項)

3 警察官の応急措置

(1) 警戒区域の設定

警察官は、災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき、警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通知する。警察官が前記の措置をとったときは、当該措置の事後処理は町長が行う。

(2) 応急公用負担

警察官は、災害対策基本法第64条第7項又は同法第65条第2項に基づき、応急公用負担、工作物等の除去その他必要な措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知する。

第4節 気象注意報・警報等の伝達計画

気象業務法等関係法令に基づき発表される注意報・警報の伝達・周知方法を定める。

1 前橋地方気象台が発表する気象予報等

前橋地方気象台は、気象現象等により災害の発生が予想される場合は、気象業務法に基づき、注意報・警報等を発表し、注意を喚起し警戒を促す。

前橋地方気象台が発表する本町の注意報・警報の種類及び発表基準は、次のとおりである。

(1) 注意報・警報等

(平成22年5月27日現在)

種 類		発 表 基 準	
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気象注意報	風雪注意報	平均風速が 13m/s 以上で、雪を伴い、被害が予想される場合
		強風注意報	平均風速が 13m/s 以上で、強風による被害が予想される場合
		大雨注意報	今後大雨警報が発表されるような状況が見込まれる場合 雨量が次の基準に到達されることが予想される場合 1 時間雨量 50 mm、土壌雨量指数基準 65
		大雪注意報	大雪による被害が予想される場合 24 時間の降雪の深さが平地で 10 cm、山地で 40 cm 以上と予想される場合
		低温注意報	夏期：低温のため、農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温が -6℃ 以下と予想される場合
		濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合 視程が 100m 以下になると予想される場合
		雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
		乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 最小湿度が 25% 以下で、実効湿度が 50% 以下になると予想される場合
		なだれ注意報	なだれによる被害が予想される場合 次の条件に該当する場合 1. 積雪があつて、24 時間の降雪の深さが 30 cm 以上のとき 2. 積雪が 50 cm 以上で、日平均気温が 5℃ 以上、又は日降水量が 15 mm 以上の場合
		着氷（雪） 注意報	着氷（雪）が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合
	霜注意報	早霜、晩霜等により、農作物に著しい被害が予想される場合 早霜、晩霜期に最低気温が 3℃ 以下と予想される場合	
	地面現象注意報（※1）	大雨、大雪等に伴い山崩れ、地すべり等による被害が予想される場合	
	浸水注意報（※1）	大雨、長雨、融雪等に伴い、低い土地、田畑等が浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等の浸水により、被害が予想される場合	
洪水注意報	大雨、長雨、融雪等に伴い河川の水が増し、河川の堤防、ダムに損傷を与える等により、被害が予想される場合 雨量が次のいずれかを超えると予想される場合 1 時間雨量 50 mm 流域雨量指数基準 吾妻川流域：26、温川流域：12、四万川流域：14		

種 類		発 表 基 準	
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用大雨注意報(※2)	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ	
	水防活動用洪水注意報(※2)	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ	
一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風警報	平均風速が 18m/s 以上で、重大な被害が予想される場合
		暴風雪警報	平均風速が 18m/s 以上で、雪を伴い、重大な被害が予想される場合
		大雨警報	大雨により重大な被害が予想される発表雨量が次の基準に到達されることが予想される場合 1 時間雨量 80 mm、土壌雨量指数基準 109
		大雪警報	大雪により重大な被害が予想される場合 24 時間の降雪の深さが平地で 30 cm、山地で 100 cm 以上と予想される場合
	地面現象警報(※1)	大雨、大雪等に伴い、山崩れ、地すべり等により重大な災害が予想される場合	
	浸水警報(※1)	大雨、長雨、融雪等に伴い、低い土地、田畑等が浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等の浸水により、重大な被害が予想される場合	
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等に伴い河川の水が増し、河川の堤防、ダムに損傷を与える等により、重大な災害が予想される場合 雨量が次のいずれかを超えると予想される場合 1 時間雨量 80 mm 流域雨量指数基準 吾妻川流域：48、温川流域：16、四万川流域：17	
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用大雨警報(※2)	一般の利用に適合する大雨警報と同じ	
	水防活動用洪水警報(※2)	一般の利用に適合する洪水警報と同じ	

出典：前橋気象台

- (注) ア 発表基準欄に記載した数値は、群馬県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
- イ ※1…この注意報・警報は、標題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。
 ※2…水防活動の利用に適合する注意報・警報は、一般の利用に適合する注意報・警報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動の語は使用しない。
- ウ 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
- エ 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出する。
- オ 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指数で、対象のなる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出する。

(2) 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える災害が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、住民及び関係機関に最大限の警戒を促すために発表される。

特別警報が発表された場合は、数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあるため、ただちに命を守るための行動をとらなければならない。

現象	発表基準		指標
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に大雨特別警報が発表される。 ①48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲で50格子以上現れた場合 ②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲で10格子以上現れた場合
暴風	数十年に一度の強度	暴風が吹くと予想される場合	伊勢湾台風級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合
高潮	の台風や同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合	
波浪		高波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		

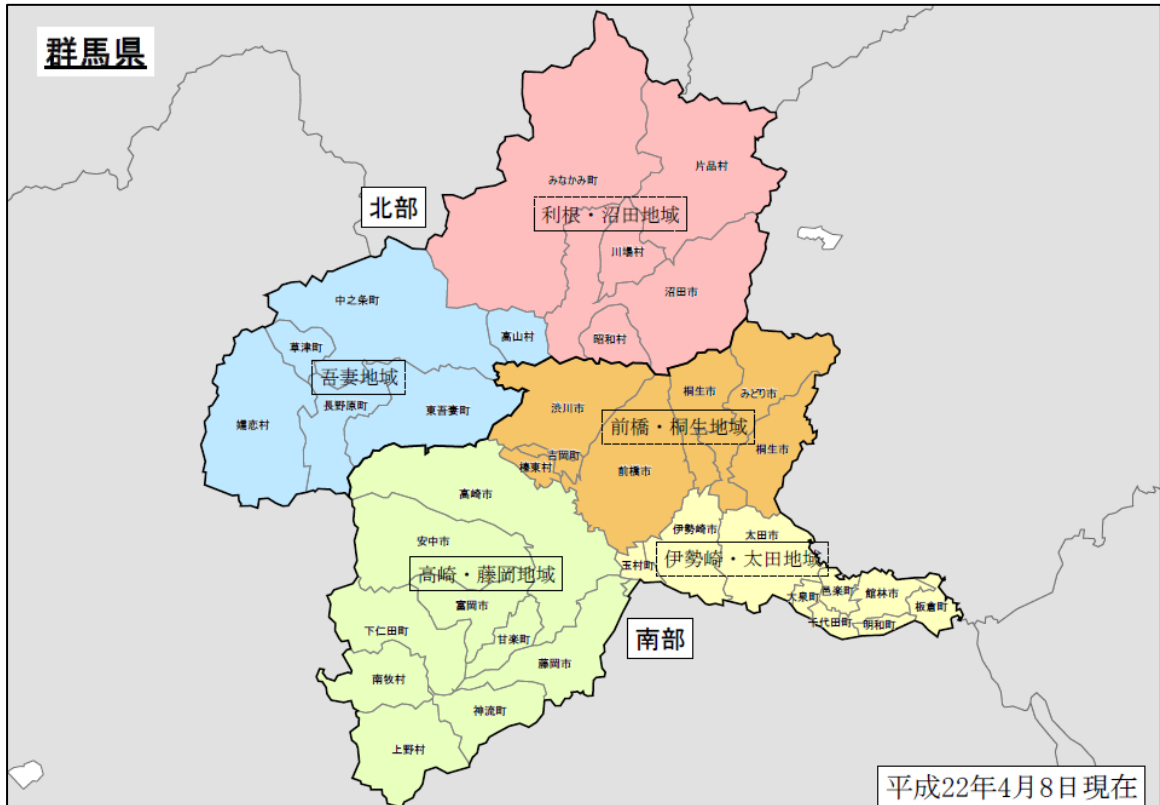
注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。 出典：前橋気象台

(3) 警報等の地域区分

前橋地方気象台は、災害が発生すると予想される地域を技術的に特定し、それが防災上必要と考えられた場合には、地域等を指定して注意報・警報を発表する。

なお、地域区分は次のとおりである。

	一次細分区分	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町村）
群馬県	北部	利根・沼田地域	沼田市、利根郡（片品村、川場村、昭和村、みなかみ町）
		吾妻地域	吾妻郡（中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町）
	南部	前橋・桐生地域	前橋市、桐生市、渋川市、みどり市、北群馬郡（榛東村、吉岡町）
		伊勢崎・太田地域	伊勢崎市、太田市、館林市、佐波郡（玉村町）、邑楽郡（板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）
群馬県	南部	高崎・藤岡地域	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡（上野村、神流町）、甘楽郡（下仁田町、南牧村、甘楽町）



※平成 22 年 5 月から気象警報・注意報は、市町村ごとに発表されるようになったが、テレビやラジオによる放送や 177 天気予報電話サービス等では、従来どおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

2 気象業務法に基づく県気象情報等

気象の予報等について、一般及び関係機関に対して発表する情報を気象情報といい、注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの、注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの等がある。種類としては台風情報、大雨情報等がある。

(1) 前橋地方気象台が、台風その他の異常気象について、警報、注意報の防災上の留意点を解説するなどのため、必要に応じ「群馬県気象情報」を発表する。

(2) 記録的短時間雨量大雨情報

前橋地方気象台が、県内で数年に一度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計の組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する（1 時間に 100 mm 以上の激しい雨を観測・解析した場合）。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、県内に雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、前橋地方気象台が群馬県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から 1 時間である。

3 消防法に基づく警報等

(1) 火災気象通報

前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき、当該状況を県（危機管理室）に通報する。

なお、火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行う。

ア 実効湿度が50%以下で最小湿度が25%以下になる見込みのとき。（乾燥注意報の発表基準と同じ。）

イ 平均風速が13m/s以上になる見込みのとき。（強風注意報の発表基準と同じ。ただし降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想される場合は通報しないことがある。）

ウ 実効湿度が60%以下で最小湿度が35%以下になり、平均風速が8m/s以上になる見込みのとき。

(2) 火災警報の発令

町は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。

■火災警報の発令基準

ア 実効湿度が50%以下で、最小湿度が25%以下となる見込みのとき

(ア) 平均風速が概ね13m/sを超え、主として強風による被害が予想される場合

(イ) 空気が異常に乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合（基準実効湿度50%以下で、最小湿度が25%を下回る見込みのとき）

イ 実効湿度が50%以下及び最小湿度が30%以下で、風速10m/s以上となる見込みのとき

（吾妻広域町村圏振興整備組合火災予防条例抜粋）

4 水防法に基づく洪水予報・洪水警報

県知事は、国土交通大臣から通知があった場合若しくは自ら指定した河川において洪水のおそれがあると認められる場合、水防法第10条第3項及び第11条第1項により水防管理者等に通知を発出する。

5 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている際、土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行うための支援と住民の自主避難の判断等にも利用できることを目的をして、気象業務法、災害対策基本法に基づき、前橋地方気象台と群馬県県土整備部砂防課が共同で作成・発表する情報である。

(2) 土砂災害警戒情報の発表区分は、市町村単位で行う。（35市町村）。

(3) 土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。

(4) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の危険度を降雨に基づいて判定し、発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を

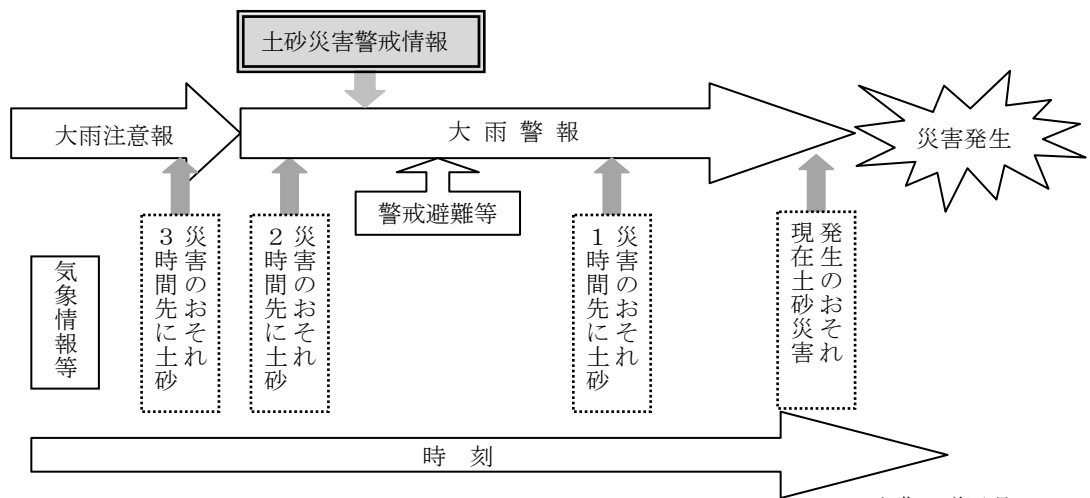
反映したものではない。

したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

そのため、市町村長が行う避難勧告等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況（土砂災害の前兆現象等）や気象状況等も合わせて総合的に判断する必要がある。

土砂災害警戒情報発表のイメージ図

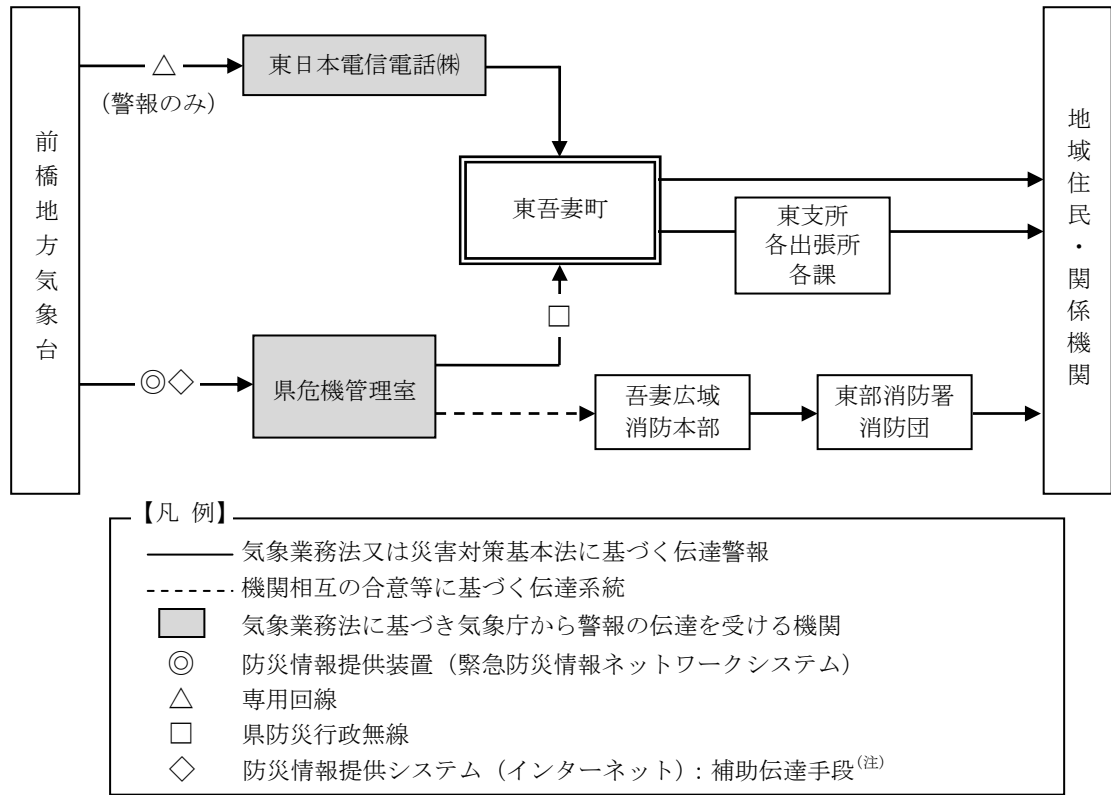


出典：群馬県HP

6 気象情報の伝達系統

(1) 前橋地方気象台からの伝達系統及び伝達手段

前橋地方気象台からの気象情報の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりである。



(注) 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。

(2) 町における伝達体制

町は、気象注意報・警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう、伝達体制を平常時から整備する。

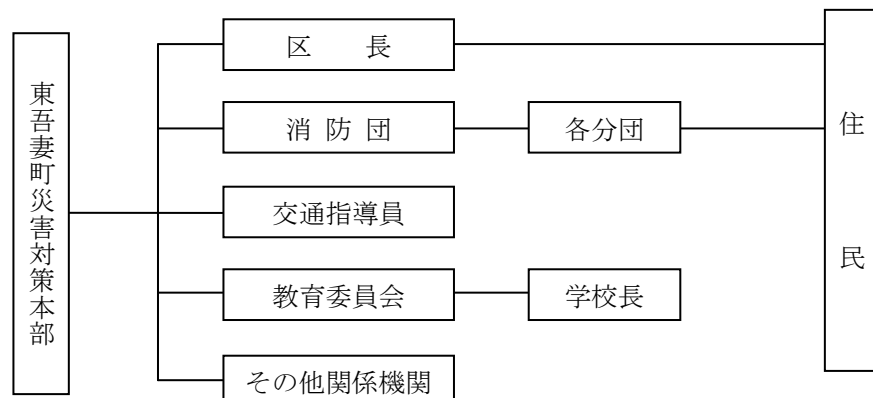
ア 気象注意報・警報等の伝達責任者

(ア) 勤務時間中：総務課長

(イ) 勤務時間外：宿日直者

宿日直者は、警報等を受領したときは、町長及び関係課長に直ちに連絡する。

イ 伝達系統図



※災害対策本部を設置しない場合は、総務課において取り扱う。

7 町における措置

町長は、県及びN T T等関係機関から警報等の伝達を受けたとき、又はテレビ、ラジオ放送等により警報等が発せられていることを知ったときは、次の対策を速やかに実施する。

- (1) 関係機関と緊密に連絡をとるほか、テレビ、ラジオ放送には特に注意し適切な情報の把握に努め、その対策に万全を期する。
- (2) 県危機管理室から火災気象通報の伝達を受けたときは、消防本部と密接な情報交換を行い、地域の条件を考慮のうえ火災警報を発令する。なお、火災警報を発令したときは消防計画の定めるところにより必要な措置をとる。
- (3) 警報等を住民及び関係者に徹底するにあたり、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置についても警告する。
- (4) 警報等を住民及び関係者に周知するにあたっては、防災行政無線、広報車、サイレン・警鐘、使途等の方法により速やかに周知する。

8 異常現象発見時の措置

災害が発生するおそれがある異常な現象(以下「異常現象」という。)を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

- (1) 通報義務（災害対策基本法第54条第1項）
災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報しなければならない。
- (2) 警察官の通報
警察官は異常現象を発見し又は通報を受けた場合は、その旨を速やかに町長に通報する。
- (3) 町長の通報
町長は、上記（1）及び（2）等により異常現象を承知したときは、直ちに次の機関に通報又は連絡する。
 - ア 前橋地方気象台
 - イ 県危機管理室、吾妻行政県税事務所、その地域を管轄する異常現象に関係のある県の出先機関
 - ウ その異常現象に関係のある近隣市町村
- (4) 通報を要する異常現象
異常現象の種類は、概ね次のとおりである。

異常現象の種類	内 容
気 象	強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨 等
水 象	河川の著しい増水、堤防等の水もれ 等
地 象	崖くずれ、地割れ、なだれ等
そ の 他	ガス、石油等の流失 等

第5節 通信計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における気象注意報・警報等の伝達、災害情報の収集その他災害応急措置等の通信は、次により実施する。

1 災害対策本部の通信施設

災害時には、次の通信施設を活用する。町は、災害発生後、通信機器の機能確認や停電等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

■災害時における通信施設

主な通信手段	主な通信区間
一般加入電話・FAX	災害対策本部～支所、防災関係機関
災害時優先電話	
県防災行政無線 行政無線ネットワークシステム	災害対策本部～県・県内市町村、防災関係機関
地域衛星通信ネットワークシステム (一財)自治体衛星通信機構	災害対策本部～全国自治体、防災関係機関等
町防災行政無線(固定系)	災害対策本部～支所、防災関係機関等
町防災行政無線(移動系)	災害対策本部～現場
電子メール	災害対策本部～住民、職員

2 一般加入電話の優先利用

- (1) 町は、災害時における防災関係機関相互の情報連絡が円滑に実施できるよう、あらかじめNTTに災害時優先電話の登録をしておく。
- (2) さらに、一般加入電話について、必要に応じ、NTT電話サービス契約約款に基づく「緊急扱い電話」又は「非常扱い電話」を利用する。
- (3) ただし、これらの電話は、原則として、あらかじめ登録された災害時優先電話から申し込む。この場合の手続きは、「102」でオペレータを呼び出し、内容及び相手先の電話番号を伝えて回線の接続を依頼する。
- (4) 東吾妻町役場が承認を受けた災害時優先電話番号は次のとおりである。

災害時優先電話番号	設置場所
0279-68-2112	東吾妻町役場
0279-68-2113	東吾妻町役場

3 他機関が保有する通信設備の利用

(1) 災害対策基本法に基づく通信設備等の優先利用

災害対策基本法に基づいて、電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設等を利用することができる。

根拠	利用設備等	通信内容
第 57 条	警察通信設備、消防通信設備、鉄道通信設備、水防通信施設、自衛隊通信設備、電気事業通信設備、航空保安通信設備、気象官署通信設備、鉱業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達又は警告
	放送事業者の放送	緊急を要する通知、要請、伝達又は警告
第 79 条	(第 57 条に同じ)	応急措置の実施に必要な緊急通信

(2) 電波法第 52 条に基づく非常通信の利用

利用機関	利用設備	通信内容	利用形態
各防災関係機関	各無線局	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行う無線通信	利用機関からの依頼に基づき無線局が発受する

(3) アマチュア無線の利用

日本アマチュア無線連盟群馬県支部に無線通信の発受を依頼する。

(4) 非常用衛星通信電話の利用

東日本電信電話(株)の非常用衛星通信電話を使用し、「102」でオペレーターを呼び出し、前記「2 一般加入電話回線の優先利用」と同じ要領で回線の接続を依頼する。

4 孤立地帯の通信の確保

町は、災害により交通、通信等が途絶し、孤立地帯において緊急に措置を要するときは、自衛隊飛行機等の出動を県に要請し、移動無線局を設置して連絡の確保に努める。

【関係資料】

〈資料編 6 - 1 東吾妻町防災行政無線局一覧表（固定系）〉

〈資料編 6 - 2 東吾妻町防災行政無線局一覧表（移動系）〉

第6節 避難・誘導計画

災害が発生し又は発生するおそれがある危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対して、避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示の伝達、誘導等を実施することにより、被災者を速やかに避難誘導し、居住者等の生命・身体等を災害から保護する。

1 避難準備（要配慮者避難）情報

町長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難勧告及び避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）を伝達する。

2 避難の勧告・指示

(1) 町長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の勧告又は指示を行う。

(2) 町長のほか法令に基づき避難の勧告又は指示を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため、必要と認めるときは、速やかに避難の勧告又は指示を行う。

(3) 避難の勧告又は指示に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、次表のとおりである。

■ 避難の勧告・指示

	発令者	災害の種類	措置	発令する場合
避難準備	町長	災害全般	要配慮者の避難開始 一部住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき
避難勧告	町長又は知事 (災害対策基本法第60条)	災害全般	立退きの勧告 及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき 知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
避難指示	町長又は知事 (災害対策基本法第60条)	災害全般	立退き及び立退き先の指示	(避難の勧告と同じ)
	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第29条)	洪水	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	地すべり	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき

	発令者	災害の種類	措置	発令する場合
避難指示	警察官 (災害対策基本法第61条)	災害全般	立退き及び立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	災害全般	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき
	自衛官 (自衛官法第94条)	災害全般	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいらないとき

(4) 明示する事項

避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

- 避難対象地域
- 避難を必要とする理由
- 避難先
- 避難経路
- 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等）

(5) 伝達方法

避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示は、防災行政無線、広報車・消防車両、使走、テレビ、ラジオ放送、インターネット、携帯電話のメール配信サービス等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達する。

また、伝達にあたっては、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(6) 町から関係機関への連絡

町は、避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示を行ったときは、その内容を速やかに県（吾妻行政県税事務所を經由して危機管理室）、地元警察機関、地元消防機関等に連絡する。

(7) 屋内での待避等の安全確保措置

避難による立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、町長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

3 避難勧告・避難指示等の発令基準の策定

町長は、災害対策基本法第60条等に基づき、上記の避難準備（要配慮者避難）情報、避難勧告、避難指示等を発令するが、その判断にあたっては、雨量や気象警報、前兆現象等を考慮したうえで総合的に判断するものとし、その際の具体的な基準を作成する。

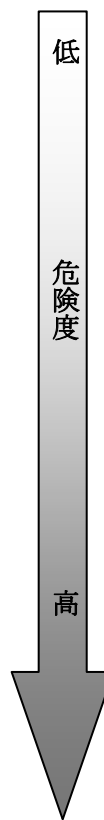
■避難勧告等の発令基準例（土砂災害の場合）

種別	発令基準
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県土砂災害危険度情報（県土整備部砂防課）の5km四方危険度情報の時系列推移グラフにおいて、危険度の3時間予測値が土砂災害発生の危険性が非常に高いとされる判定基準線を上回ると予測される場合 過去の被災時雨量に達すると見込まれる場合 夜間に避難勧告等が発令される見込みがある場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県土砂災害危険度情報（県土整備部砂防課）の5km四方危険度情報の時系列推移グラフにおいて、危険度の2時間予測値が土砂災害発生の危険性が非常に高いとされる判定基準線を上回ると予測される場合 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁や道路等にクラック発生）が発見された場合 近隣で土砂災害が発生した場合 過去の被災時雨量に達した場合 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害発生の危険性が非常に高まった場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県土砂災害危険度情報（県土整備部砂防課）の5km四方危険度情報の時系列推移グラフにおいて、現在の危険度が土砂災害発生の危険性が非常に高いとされる判定基準線を上回る場合 土砂災害が発生した場合 前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合

出典：群馬県版土砂災害避難ガイドライン（案）

■避難情報の発表の目安ととるべき行動

避難情報の種類	発表の目安	とるべき行動
避難準備（要配慮者避難）情報	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する住民が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する住民は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動



出典：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府）

4 避難誘導

- (1) 避難の誘導は、警察官、消防職員、消防団員、自主防災組織、行政区役員等が連携して各地区の単位ごとの集団避難に心掛ける。
- (2) 避難は、緊急に避難する必要がある地域及び施設から開始する。
- (3) 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、最も安全と思われる避難経路を選定する。
- (4) 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。
- (5) 常に周囲の状況に注意し、避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

5 避難行動要支援者への配慮

町は、避難行動要支援者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防火組織の協力を得て、避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示を確実に伝達するとともに、避難の介助及び安全の確保に努める。

6 警戒区域の設定

(1) 町長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため時に必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行う。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、町長その他町長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行う。

(4) 町から関係機関への連絡

町は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県（吾妻行政県税事務所を經由して危機管理室、又は直接危機管理室）、地元警察機関、地元消防機関等に連絡する。

【関係資料】

〈資料編7-1 避難場所・避難施設一覧〉

第7節 災害情報収集及び被害報告取扱計画

町、その他防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報（以下この節において「災害情報」という。）を迅速に収集しなければならない。

また、情報の収集にあたっては、住民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとし、災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集にあたっては概括的な情報を報告することで足りるものとする。

1 被害報告等取扱責任者

町長は、災害報告等が迅速かつ的確に処理できるよう被害報告取扱責任者を定めておく。

■報告内容と取扱責任者

報告内容	取扱責任者	
	正	副
災害状況報告(災害対策基本法第53条に基づく報告)	総務課長	次長及び補佐
町有財産被害状況報告	〃	〃
企画課関係被害状況報告	企画課長	〃
地域政策課関係被害状況報告	地域政策課長	〃
住宅、非住宅等被害状況報告	税務課長	〃
町民課関係被害状況報告	町民課長	〃
農林課関係被害状況報告	農林課長	〃
建設課関係被害状況報告	建設課長	〃
八ツ場ダム関係被害状況報告	〃	〃
東支所関係被害状況報告	東支所長	補佐
教育関係被害状況報告	教育課長	次長及び補佐
社会教育関係被害状況報告	〃	〃
公民館関係被害状況報告	中央公民館長	補佐
保健福祉課関係被害状況報告	保健福祉課長	次長及び補佐
上下水道課関係被害状況報告	上下水道課長	〃
会計課関係被害状況報告	会計課長	〃

2 被害等の調査

被害状況等の調査は、次に掲げる者が関係機関及び団体の協力、応援を得て行うものとし、被害状況等の調査にあつては、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複調査のないよう充分留意する。

また、被害世帯員数等については、現地調査のほか、住民登録、食料供給事務関係の諸帳簿と照合するなどの確に実施する。

■ 被害等の調査事項

調査事項	調査機関	協力応援機関・団体
住宅等一般被害	町	地域（区等）
医療防疫衛生水道施設関係被害	町	吾妻保健福祉事務所
農業関係被害	町	吾妻農業事務所
林業関係被害	町	吾妻環境森林事務所・吾妻森林組合
商工業関係被害	町	東吾妻町商工会
土木施設被害	町	中之条土木事務所
町有財産被害	町	
教育関係施設被害	町	吾妻教育事務所
警察関係施設被害	警察署	
火災速報	広域消防	
水害速報	水防管理者	中之条土木事務所

3 町における災害情報の連絡

町における災害情報の連絡は、次による。

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

ア 「災害報告要領」（昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知）及び「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）の規定により、災害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに吾妻行政県税事務所を経由して県（危機管理室）に報告する。

イ 吾妻行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は、県（危機管理室）に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

消防庁	応急対策室 （平日 9:30～18:15） 地域衛星通信ネットワーク	電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537 衛星 048-500-90-49013、 FAX 048-500-90-49033
	夜間（宿直室） （上記以外） 地域衛星通信ネットワーク	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553 衛星 048-500-90-49101～49102、 FAX 048-500-90-49036

ウ 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

エ 具体的な報告方法は次による。

なお、各様式については、「資料編 18-1 被害報告関係様式」を参照。

(ア) 災害概況即報

災害を覚知後30分以内に様式1「災害概況即報」により報告する。

(イ) 災害状況即報

災害概況即報の後、様式2「被害状況即報」及び様式3「被害状況即報続紙」により報告する。

報告の頻度は次による。

- a 第1報は、被害状況を確認次第報告。
 - b 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。
 - c 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告。
- (ウ) 災害確定報告
- 応急対策を終了した後、10日以内に様式4「災害確定報告」及び様式5「災害確定報告続紙」により報告する。
- (エ) 記入要領
- a 被害認定基準は、「資料編18-1 被害認定基準（災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告）」による。
 - b 続紙（様式3、様式5）の「被害の区分」は、様式2「被害状況即報」及び様式4「災害確定報告」の区分欄による。
 - c 続紙（様式3、様式5）の「被害発生地区」は、市町村内の行政区域による。
 - d 続紙（様式3、様式5）の「数（名称）」は、様式2「被害状況即報」及び様式4「災害確定報告」の区分欄に従い、次による。

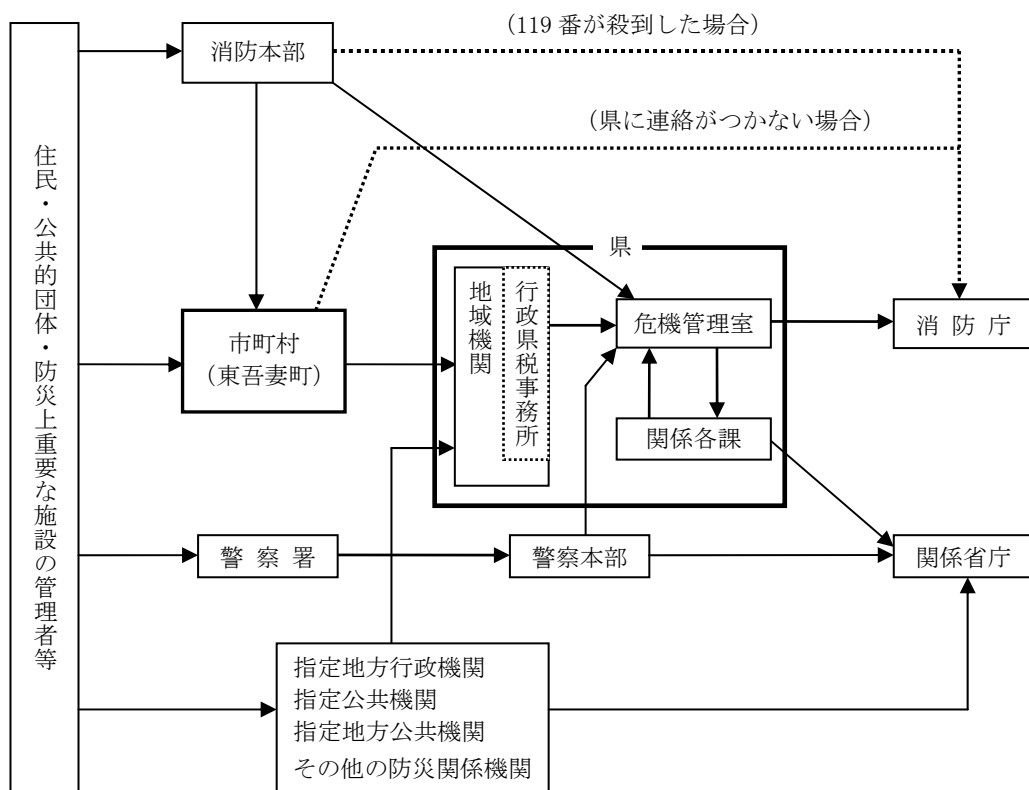
・死者、行方不明、重傷、軽傷-----	人数
・住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水-----	棟数、世帯数、人数
・非住家被害のうち公共建物、その他-----	名称
・その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水-----	面積
・その他のうち文教施設、病院、清掃施設-----	名称
・その他のうち道路、橋梁、河川、港湾、砂防、がけ崩れ、鉄道不通-----	名称、場所
・その他のうち水道、電話、電気、ガス-----	名称・回線数
・その他のうちブロック塀等-----	箇所数
・火災のうち建物-----	棟数
・火災のうち危険物その他-----	名称

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない報告

町は、各行政分野の災害情報をそれぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は地域の関係機関、その他関係機関に連絡する。

4 情報連絡体系

防災関係機関相互における災害情報連絡系統図



【関係資料】

- 〈資料編 18-1 様式 1 災害概況即報〉
- 〈資料編 18-1 様式 2 被害状況即報〉
- 〈資料編 18-1 様式 3 被害状況即報続紙〉
- 〈資料編 18-1 様式 4 災害確定報告〉
- 〈資料編 18-1 様式 5 災害確定報告続紙〉
- 〈資料編 18-1 被害認定基準（災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告）〉

第8節 自衛隊災害派遣要請計画

1 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 車両、航空機等による被害状況の把握
- (2) 避難所の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助
- (3) 行方不明、負傷者等の捜索、救助
- (4) 堤防等の決壊に対する水防活動
- (5) 消防機関の消火活動への協力
- (6) 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
- (7) 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (10) 被災者に対する炊き出し、給水の支援
- (11) 救援物資の支給又は貸付の支援（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令）
- (12) 交通規制への支援
- (13) その他災害の発生時において知事が必要と認め、自衛隊の対応が可能な事項

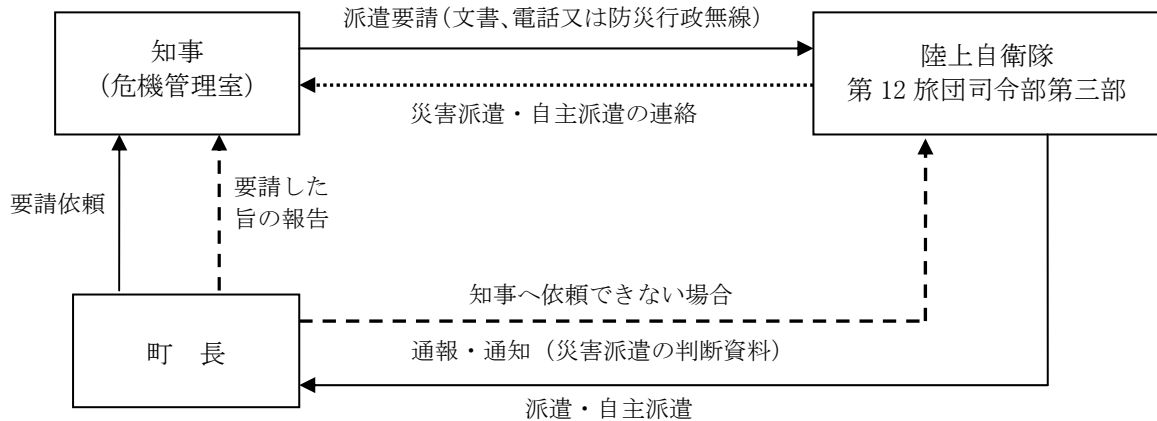
2 自衛隊に対する災害派遣要請

- (1) 町長は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう、知事（危機管理室）に要求する。
- (2) (1)の要求は、様式（資料編14-2 様式「自衛隊の災害派遣要請に係る要求書様式」）で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。
- (3) 町長は、(1)の要求をしたときに、その旨及び町域に係る災害の状況を第12旅団長に通知することができる。
- (4) 町長は、通信の途絶等により、知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、その旨及び町域に係る災害の状況を第12旅団長（司令部第三部）に通知する。
なお、要請文書の送付先（緊急を要する場合の口頭による要請先）は、次表のとおりである。

送付先	所在地	電話番号
陸上自衛隊 第12旅団司令部第三部	〒370-3594 北群馬郡榛東村新井1017-2	0279-54-2011 内線234、239 (夜間) 208 防災行政無線 71-3242

- (5) 町長は、前項の通知をしたときは、災害対策基本法第68条の2第3項の規定に基づき、速やかにその旨を知事に通知する。

要請系統図



3 自衛隊の自主派遣

(1) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を持ついとまがないと認めるときは、自衛隊法第83条第2項ただし書きの規定に基づき、当該要請を待たないで部隊等を派遣（以下「自主派遣」という。）する。

(2) 自主派遣の基準は、次のとおりとする。

ア 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、町長等から災害に関する通報を受け、又は、部隊等が入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ 航空機の異常を察知するなど災害に際し、自衛隊が捜索又は救助の措置を迅速にとる必要があると認められる場合

エ その他、災害に際し、前記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

(3) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行ったときは、速やかに知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施する。

(4) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行った後に知事から派遣要請があった場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

4 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法に基づき以下の権限を行使することができる。

(1) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条第3項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にはない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する

者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(2) 応急公用負担等（災害対策基本法第64条第8項、第9項、第10項）

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

イ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をすることができる。

ウ ア、イの措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

エ イにより、工作物等を除去したときは、これを保管しなければならない。

オ その他手続きについて、基本法第64条による。

(3) 応急公用負担等（災害対策基本法第65条）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

5 災害派遣活動の総合調整

要救助者の救助にあたっては、警察、消防、自衛隊の役割分担及び協力関係の構築が不可欠である。

このため、災害対策本部に自衛隊連絡室を設置するほか、必要に応じて県の現地災害対策本部又は町災害対策本部に県、県警察、町、消防機関及び自衛隊の責任者で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保する。（本編第1節「組織計画」4 自衛隊連絡室の設置）

6 派遣要請後の変更手続

町長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣機関の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続を行う。

7 派遣部隊等の撤収要請

町長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなると認めるときは、直ちに知事（危機管理室）に対し、文書で撤収の要請を要求する。

ただし、緊急を要する場合は口頭で行い、後日文書を送達する。

8 費用負担区分

(1) 派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として町が負担する。

- ア 宿泊施設の借上料
- イ 宿泊施設の汚物処理費用
- ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
- エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用

(2) 前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、町と自衛隊とで協議して決める。

(3) 派遣部隊の活動が2以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定める。

9 派遣部隊の受入れ

(1) 町における派遣部隊の宿泊可能施設は、資料編14-1「派遣部隊の宿泊可能施設一覧」による。

(2) 町における臨時ヘリポートの予定地は、資料編9-1「東吾妻町ヘリコプター離着陸場」に示されている場所を使用する。

臨時ヘリポートの表示は、離着陸するヘリコプター機体の長さを上回る直径の円を画き、その中に「H」マークを入れ、なお発煙、旗等により明示する。

【関係資料】

- 〈資料編9-1 東吾妻町ヘリコプター離着陸場〉
- 〈資料編14-1 派遣部隊の受入施設〉
- 〈資料編14-2 自衛隊派遣要請に係る要求書書式〉

第9節 相互応援対策計画

災害により自力による応急対策等が困難な場合において、県、他の市町村及びその他の機関に応援を求める場合又は近隣市町村等から応援を求められた場合は、別に定めるものを除き、本節の定めるところによる。

1 応援要請

(1) 町長から知事に対する要請（災害対策基本法第68条）

- ア 町長は、必要と認めるときは、災害対策基本法第68条の規定に基づき、知事（県本部長）に対し応援の要請を行う。
- イ 応援要請は、吾妻振興局長を経由して、次に掲げる事項について電話等をもって要請し、事後速やかに文書をもって要請する。
- ウ なお、大規模災害及び緊急を要する場合、その他やむを得ない理由によるときは、直接県（危機管理室）に電話等をもって要請し、事後速やかに吾妻振興局長を経由し、文書で要請する。

要請先	県知事（危機管理室）
要請方法	文書（緊急の場合は電話等で行い、事後文書送付）
要請に伴う付記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の状況及び応援を要する理由 ・ 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量 ・ 応援を必要とする活動内容 ・ 応援の場所及び応援場所への経路 ・ 応援を必要とする期間 ・ 連絡責任者 ・ その他必要となる事項

(2) 町長から他の市町村に対する要請（災害対策基本法第67条）

- ア 町長は、必要と認めるときは、災害対策基本法第67条の規定に基づき、他の市町村長に応援の要請を行う。
- イ 応援要請は電話等をもって要請し、事後速やかに文書をもって要請する。

要請先	他の市町村
要請方法	文書（緊急の場合は電話等で行い、事後文書送付）
要請に伴う付記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の状況及び応援を要する理由 ・ 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量 ・ 応援を必要とする活動内容 ・ 応援の場所及び応援場所への経路 ・ 応援を必要とする期間 ・ 連絡責任者 ・ その他必要となる事項

(3) 町長から民間団体等に対する応援要請（災害対策基本法第62条第2項等）

ア 町長は、必要と認めるときは、災害対策基本法第62条第2項等の規定に基づき、公共の団体及び防災上重要な施設の管理者又は応援締結団体等に応援の要請を行う。

イ 応援要請は、次に掲げる事項を電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書をもって要請する。

建設業者等への応援を要請する場合	
要請先	建設業者等
要請方法	文書（緊急の場合は電話等で行い、事後文書送付）
要請に伴う付記事項 （応急仮設住宅の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・被害戸数（全焼、全壊、流失） ・建設を必要とする住宅の戸数 ・調達を必要とする資機材の品名及び数量 ・応援を必要とする建設業者数 ・連絡責任者 ・その他参考となる事項
（住宅の応急修理の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・被害戸数（半焼、半壊） ・修理を必要とする住宅の戸数 ・調達を必要とする資機材の品名及び数量 ・応援を必要とする建築業者数 ・連絡責任者 ・その他参考となる事項

2 職員の派遣要請

(1) 県、他市町村又は指定地方行政機関に対する派遣要請

ア 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要と認めるときは、災害対策基本法第29条又は地方自治法第252条の17の規定に基づき、職員の派遣を要請する。

イ 要請にあたっては、次に掲げる事項を電話等をもって要請し、事後速やかに文書をもって要請する。

要請先	知事（危機管理室、東吾妻行政県税事務所長経由）、指定地方行政機関の長、他の市町村の長
要請方法	文書（緊急の場合は電話等で行い、事後文書送付）
要請に伴う付記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣を要請する理由 ・派遣を要請する職員の職種別人員数 ・派遣を必要とする期間 ・派遣される職員の給与その他の勤務条件 ・連絡責任者 ・その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣の斡旋の要請

ア 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要と認めるときは、災害対策基本法第30条に基づき、知事に対し、指定地方行政機関の職員及び他の市町村の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

イ 要請にあたっては、吾妻行政県税事務所長を経由して、次に掲げる事項について電話等をもって要請し、事後速やかに文書をもって要請する。

要請先	県知事（危機管理室）
要請方法	文書（緊急の場合は電話等で行い、事後文書送付）
要請に伴う付記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣の斡旋を求める理由 ・派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ・派遣を必要とする期間 ・派遣される職員の給与その他の勤務条件 ・連絡責任者 ・その他職員の斡旋について必要な事項

3 受援体制の確立

(1) 町は、受援のための連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知する。

(2) 受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保する。

4 派遣職員の接遇及び経費の負担

(1) 宿泊を要する派遣職員の受け入れ

応援派遣職員等の受け入れに際しては、被害を免れた公共施設で宿泊可能と認める施設のうちから提供するとともに、できる限りの支援を行う。

(2) 経費の負担

県、他の市町村及びその他の機関の応援要請に係る派遣職員の接遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、同第92条及び同施行令の定めるところによる。

なお、災害時における相互応援協定及び覚書等を締結している市町村においては、協定等の定めるところによる。

5 応援要請に対する措置

(1) 災害の発生に伴う応急対策のため、近隣市町村等から応援要請があったときは、自ら実施する応急措置等に支障がない限り、速やかにこれに応ずるものとし、平素から体制の整備に努める。

なお、近隣市町村等に対する応援は、相互応援協定締結市町村を優先する。

(2) 応援の種類は、次のとおりとする。

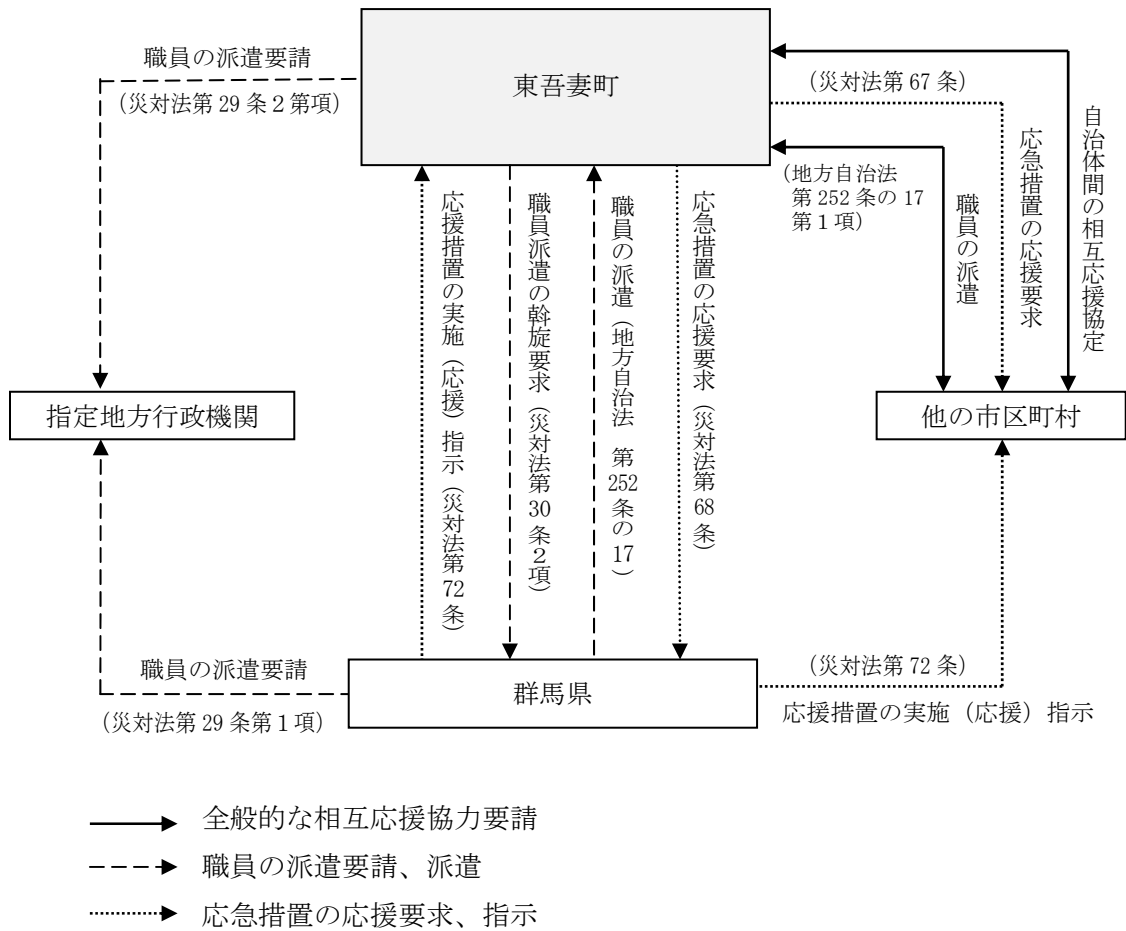
ア 食料、飲料水又は生活必需品並びにその補給に必要な資機材の提供

- イ リ災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材と物資の提供
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- エ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員派遣
- オ リ災者の一時収容のための施設の提供
- カ その他特に要請のあった事項

6 相互応援協定等

- (1) 町は、相互応援協定市町村及び近隣市町村等と平素から協力体制の確立に努めるとともに、応援要請の際にその事務が円滑に行われるよう、あらかじめ相互応援協定市町村等と応援の種類、手続き等の必要な事項について協議し応急措置の万全を期する。
- (2) 町は、自力による応急対策等が困難な場合に備え、民間団体等と積極的に相互応援協定の締結に努めるとともに、協力体制を確立し、災害時の応急対策の万全を期する。

法律、協定に無基く応援協力の要請系統図



7 防災ヘリコプターの要請

(1) 県防災ヘリコプターの要請

災害が発生した場合、広域的で機動性に富んだ活動が可能である県防災ヘリコプターを要請し、災害応急対策の充実強化を図る。

ア 実施責任者

防災航空隊（県防災ヘリコプター）の緊急運航に関する要請は、「群馬県防災航空隊応援協定」の定めるところにより、町長が実施する。

イ 防災航空隊の応援要請

要請の基準は、次のいずれかに該当し、県防災ヘリコプターの運航が必要と認められる場合とする。

- (ア) 町の消防力のみでは、災害の防除又は軽減が困難と認められる場合
- (イ) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (ウ) 県防災ヘリコプターの運航により、災害の予防・改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合
- (エ) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、県防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 広域防災ヘリコプターの応援の要請

大規模な災害が発生し、県防災ヘリコプターの要請が不可能な場合は、町は必要に応じて福島県、茨城県、栃木県及び埼玉県と締結した「航空消防防災相互応援協定」又は新潟県、山梨県及び長野県と締結した「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」に基づき、次の事項を明示して知事（消防保安課）を通して応援要請を行うことができる。

ア 応援活動の種別

イ 応援活動の内容

ウ 発生の日時、場所

エ 現地の気象状況

オ 現場の最高指揮者の職・氏名及び現場との連絡方法

カ ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制

キ 応援に要する資機材の品目及び数量

ク ヘリコプターの給油場所

ケ その他必要な事項

【関係資料】

- <資料編 3-1 東吾妻町災害時における相互支援に関する条例>
- <資料編 3-2 消防組織法第 39 条に基づく相互応援協定書>
- <資料編 3-3 火災又は地震等の災害時における応援に関する協定書>
- <資料編 3-4 火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定書>
- <資料編 3-5 災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書>
- <資料編 3-6 杉並区及び東吾妻町の防災相互援助協定書>
- <資料編 3-7 杉並区及び東吾妻町の防災相互援助協定書実施細目>

- 〈資料編 3－8 愛荘町、藍住町災害協定書〉
- 〈資料編 3－9 南相馬市及び東吾妻町の災害時相互援助に関する協定書〉
- 〈資料編 3－10 災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書〉
- 〈資料編 3－11 災害時における生活物資の供給協力に関する協定〉
- 〈資料編 3－12 災害時における救援物資の提供協力に関する協定書〉
- 〈資料編 3－13 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書〉
- 〈資料編 15－1 国からの派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担〉
- 〈資料編 15－2 県・市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担〉

第10節 災害救助法の適用に関する計画

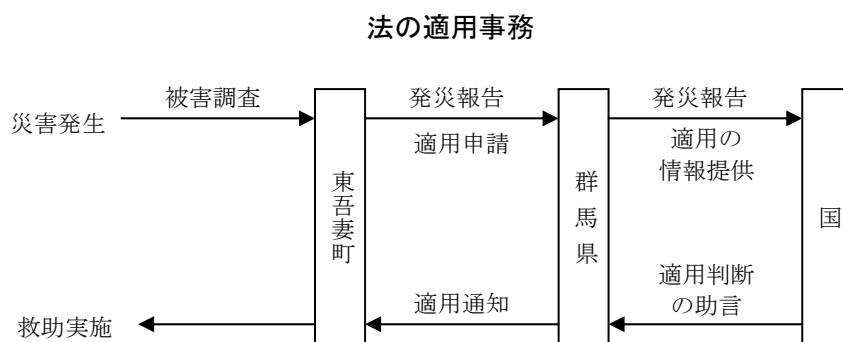
1 災害救助法に基づく救助の実施

町長は、町域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、その旨を直ちに知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。

2 災害救助法に基づく救助の実施

知事は、当該災害が災害救助法の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施する。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。



3 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定によるが、本町における具体的適用は、次のいずれかに該当する場合である。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目		該当条項
(1)	町内の被害世帯が50世帯以上であるとき	第1項第1号
(2)	県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上の場合で、かつ町内の住家滅失世帯数が25世帯以上であるとき	第1項第2号
(3)	県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上の場合で、当町の災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護が著しく困難とする特別な事情であり、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき	第1項第3号
(4)	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令で定める基準に該当するとき	第1項第4号

4 滅失（り災）世帯の算定基準

(1) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の全壊(全焼・流失)した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

■滅失世帯の算定基準

滅失世帯 1 世帯	全壊（全焼・流失）住家	1 世帯換算
	半壊（半焼）住家	2 世帯換算
	床上浸水、土砂の堆積によって一時的に居住できない状態になった住家 (注) 床下浸水、一部損壊は換算しない	3 世帯換算

(2) 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその算定基準は次のとおりとする。

■滅失世帯の算定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊 (全焼・全流出)	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%に達した程度のものである。
住家の半壊 (半焼)	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである。具体的には、住家の損壊又は焼失した部分とその床面積の住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のものである。 うち、損壊部分が延床面積の50%以上70%未満のもので及び損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満のものを「大規模半壊」と判定する。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったものである。

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

5 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 収容施設（避難所及び応急仮設住宅）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にあった者の救出
- (6) 災害にあった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (12) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

6 適用手続き

町長は、町の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告する。

その場合には、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請する。

- (1) 災害発生 の場所及び日時
- (2) 災害発生 の原因及び被害の状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする期間
- (5) 既に実施した救助措置及び今後実施予定の救助措置
- (6) 連絡責任者名
- (7) その他必要となる事項

7 救助の実施機関

災害救助は知事（危機管理室）が実施し、町長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を町長が行うこととすることができる。

8 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等は「災害救助基準」（資料編 16－1 参照）によるが、この基準により実施することが困難な場合は、厚生労働大臣の同意を得て知事が定める基準により実施する。

9 費用負担

- (1) 災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。
- (2) 国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が 100 万円以上となる場合に、当該合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、次表のとおり国庫負担する。

収入見込額に対する割合	2/100 以下の部分	2/100～4/100 の部分	4/100 超の部分
国庫負担率	50/100	80/100	90/100

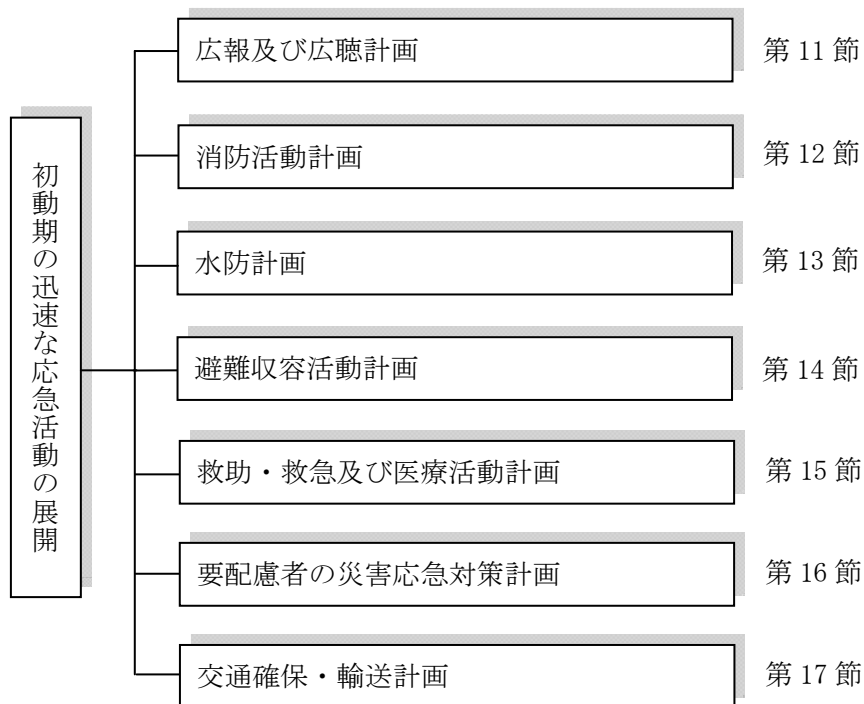
【関係資料】

- <資料編 16－1 災害救助基準>
- <資料編 18－2 災害救助法関係様式>

第2章 初動期の迅速な応急活動の展開

迅速な初動体制の確立後は、町及び関係機関が一体となって、本格的に応急活動を開始し、人命救助や災害の拡大防止に努める必要がある。

このため、消防、避難収容、救助・救急、医療、交通・輸送等の初動期の応急活動を迅速・効果的に展開する。



第11節 広報及び広聴計画

災害に関する情報及び対策等の住民に対する広報は、本計画の定めるところとする。

1 広報活動

(1) 町は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報する。

(2) 広報内容

広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示すると概ね次の事項である。

ア 災害発生直後

- 町災害対策本部設置に関する事項
- 気象予警報等に関する情報
- 安否情報
- 被害区域及び被害状況に関する情報
- 危険区域及び被害状況に関する情報
- 避難指示、指定緊急避難場所等に関する情報
- 医療救護所の開設等救急及び医療に関する情報
- 防疫に関する情報
- 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- ライフラインの被害状況に関する情報
- 生活支援（食料、飲料水等の供給）に関する情報
- 民心安定のための情報
- 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- 道路の交通危険箇所、う回路等の道路情報
- 自主防災組織に対する活動実施要請

イ 生活再開時期

- 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- 相談窓口の設置に関する情報
- 被災者に対する援助及び助成措置（特別融資、緊急融資、税の減免等）に関する情報

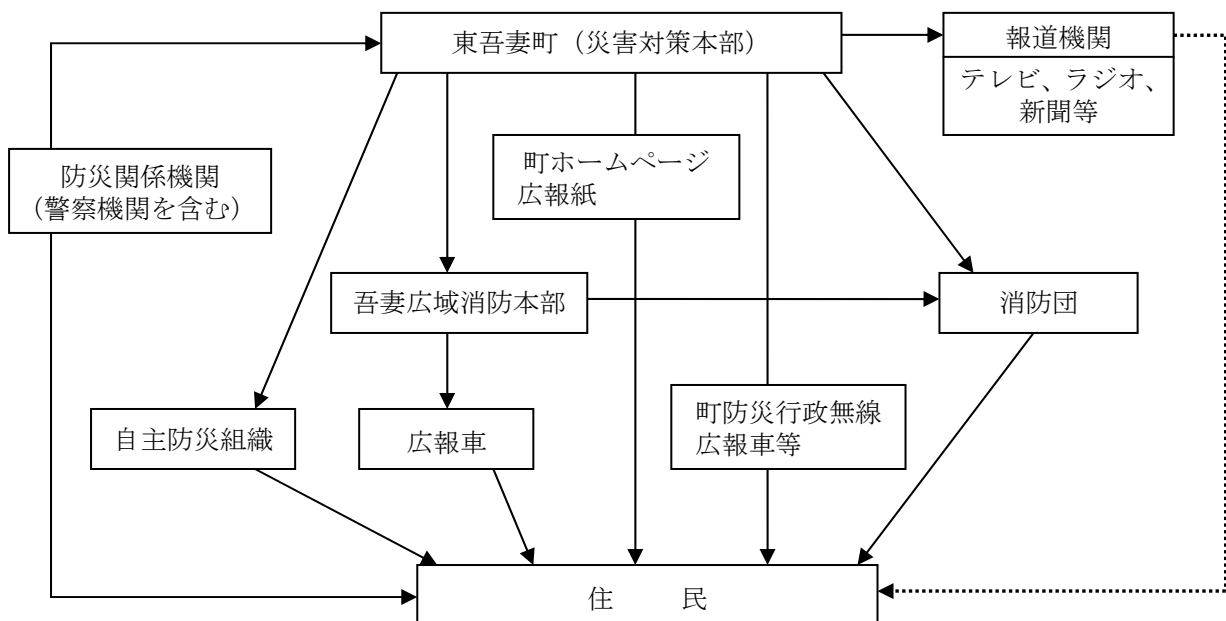
(3) 広報実施方法

広報にあたっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示すると概ね次のとおりである。

特に、被災者生活支援に関する情報については紙媒体での情報提供に努める。

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ○テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む) | ○インターネット |
| ○東吾妻町あづまケーブルテレビ | ○新聞、チラシ、掲示版 |
| ○同報系無線(戸別受信機) | ○携帯電話(メール配信サービスを含む。) |
| ○広報車及び消防車両 | ○ツイッター等のソーシャルメディア等 |

住民に対する災害情報伝達系統



(4) 情報提供機関の連携

町、県、ライフライン事業者等は、災害情報の広報にあたっては、相互に連絡をとりあう。また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力する。

(5) 要配慮者への配慮

町、ライフライン事業者等は、災害情報の広報にあたっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮する。

(6) 情報の入手が困難な者への配慮

町は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2 広聴活動

(1) 相談窓口等の設置

町は、必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置や人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行う。

(2) 巡回相談の実施

町は、災害の状況により必要と認めるときは、巡回相談（公民館、避難所等）を実施する。

3 安否情報照会への回答

(1) 安否情報の照会方法

ア 安否情報の照会を行う者は、次の事項を明らかにするとともに、これらの事項が記載されていて、本人であることが確認できる書類を提示、または提出する。

イ なお、町は、照会者が遠隔に居住するなどの事情により、上述の方法によることができない場合は適切な方法をとる。

- 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- 照会をする理由

(2) 安否情報の提供

ア 町は、次の区分に応じて安否情報を提供する。なお、被災者が提供を行うことに同意をしている場合であつて、公益上特に必要があると認めるときには、当該区分に関わらず提供を行う。

イ ただし、上記に関わらず、当該照会が不当な目的によるものであると認めるとき、または当該照会により知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときには、安否情報の提供を行わない。この他、住民からの安否情報の照会に回答するときには、当該被災者または第三者の権利利益を害することのないよう配慮する。

照会に係る被災者との関係	提供を行う情報の範囲
被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・居所 ・負傷又は疾病の状況 ・連絡先その他安否の確認に必要な情報
被災者の親族または職場の関係者その他の関係者である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷または疾病の状況
被災者の知人その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保有している安否情報の有無

(3) 安否情報の提供のための情報の収集

町は、安否情報の照会への回答を適切に行い、また、当該回答の適切な実施に備えるため、県その他の関係機関に対して必要な情報の提供を求める。

4 報道機関に対する代表取材の要請

町は、報道機関からの取材が殺到することにより、応急対策活動の遂行に支障を来し、又は支障を来すおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請する。

第12節 消防活動計画

住民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、町は、大規模火災や林野火災が発生した場合、速やかに災害情報の収集・伝達に努める。

また、消防機関は、住民等の協力の下、迅速かつ的確な消火活動を行う。

1 町・消防機関における災害情報の収集・連絡

(1) 町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに吾妻行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又急を要する場合は県消防保安課）に連絡する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

(2) 消防本部は、119番、110番、住民等からの情報、町役場・支所からの情報等を総合して火災発生状況や人的被害の状況等を速やかに把握するとともに、把握できた範囲から直ちに県消防保安課に連絡する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

(3) 県又は消防庁への連絡・報告は、「資料編 18-1 火災即報」による。

2 消火活動

(1) 住民及び自主防災組織等による消火活動

災害発生時には、火災発生を最小限に食い止めるため、住民、事業者あわせて出火防止に努めるとともに、住民、自主防災組織、自衛消防組織等が協力して初期消火に努める。

また、町は、台風等による強風等で気象状況が火災の延焼防止上危険であると認められるときは、速やかにラジオ、テレビ等報道機関の協力を得るなど、住民に対して出火防止、初期消火の徹底を呼びかける。

(2) 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努める。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力する。

(3) 消防機関による消火活動

ア 消防本部は、消防団と連携し、火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

イ 延焼実態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

ウ 特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努める。

エ 消防機関の具体的な消火活動については、各機関で定める消防計画による。

3 応援要請

(1) 相互応援協定による応援要請

消防長は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに消防相互応援協定等に基づき、近隣自治体等への応援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊への応援要請

町長は、(1)をもってしても防御し得ないと認めるときは、県に対して他都道府県に対する応援要請を行う。

知事は、町長から応援要請を受けた場合又は県内の消防力のみでは対応しきれないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の出動要請等を行う。

4 二次火災の防御

消防本部は、災害発生から数時間～数日後に発生する災害に関連した火災の発生を防止するため、出火防止措置を講じる。

特に、電力回復時の通電火災について防止を図るため、住民への注意喚起の広報を実施する。

5 林野火災応急対策

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに吾妻行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課）に連絡する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

イ 消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県消防保安課に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

ウ 吾妻行政県税事務所又は県消防保安課への連絡は、資料編「火災即報」による。

(2) 消火活動

ア 住民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力する。

イ 消防機関は、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施する。

ウ 留意事項

林野火災はその発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機応変の措置をとる必要があることから、消火活動にあたっては、事前に次の事項を充分検討し最善の方法を講じる。

(ア) 消防団員の出動区域

(イ) 消防団の出動順路と防御担当区域

(ウ) 携行する消防器材及びその他の器具

(エ) 指揮命令及び連絡の方法並びに通信の確保

- (オ) 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- (カ) 応急防火線の設定
- (キ) 臨時ヘリポートの設定
- (ク) 住民への避難の勧告及び指示
- (ケ) 救急救護対策
- (コ) その他必要事項

(3) 応援要請

町長は、町及び消防本部のみでは消火が困難と判断したときは、時期を失することなく、相互応援協定に基づき近隣自治体に応援を要請し、又は県（消防保安課）に対し、防災ヘリコプターによる空中消火を要請するなど、早期消火に努める。

(4) 消火資機材の備蓄

消防本部は、林野火災を防御するため、必要な資機材の備蓄整備に努める。

(5) 二次災害の防止

林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがある。

このため、町は、降雨等による二次的な土砂災害の防止施策として、土砂災害危険箇所の点検を行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

【関係資料】

- <資料編 3-2 消防組織法第 39 条に基づく相互応援協定書>
- <資料編 3-3 火災又は地震等の災害時における応援に関する協定書>
- <資料編 3-4 火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定書>

第13節 水防計画

東吾妻町水防本部（以下「水防本部」という。）の編成及び組織等は、本計画の定めるところによる。

1 水防本部の組織と機構

(1) 水防本部の設置基準

町長は、水害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めた場合は、東吾妻町水防本部を設置する。

なお、水防本部は、東吾妻町災害対策本部が設置されたときは、同本部が廃止されるまでの間、統合され水防事務を処理する。

(2) 水防本部設置場所

水防本部は、東吾妻町役場内に設置する。なお激甚災害等により、役場内に災害対策本部を設置できない場合には、岩櫃ふれあいの郷施設内に設置する。

(3) 水防本部の組織編成

水防本部は、関係各課と消防団で組織し、一体となって水防活動を実施する。

水防本部	
本部長	町長
本部員	建設課長
	総務課長
	消防団長

(4) 水防本部の廃止基準

本部長は、洪水等の災害のおそれなくなり、災害発生後における水防活動が概ね完了したときに水防本部を廃止する。

2 水位の観測及び通報

(1) 雨量通報

町は、気象状況により降雨が非常に激しく、かつ連続雨量の増加が予想されるときは、中之条土木事務所に次の事項を報告する。

- ア 降雨開始から一時間毎の雨量
- イ 天候が回復して雨が止んだとき

(2) 水位通報

町は、水位の増減見込等を次の各項により積雨量水標の数字を中之条土木事務所に報告する。

- ア 通報水位に達したときからこの水位の下回るまで各時間毎に報告する。
- イ 警戒水位に達したとき
- ウ 最高水位に達したとき
- エ 警戒水位を下回ったとき

- オ 通報水位を下回ったとき
- カ 急激に水位が上昇したとき

3 非常配備と水防活動

(1) 水防本部の配備体制

非常時における職員の配備体制は、次の基準による。

配備体制	配備基準	配備内容
警戒体制	前橋地方気象台から大雨・洪水のいずれかの注意報が発せられたとき	原則として、2名以上で水防業務にあたる。
第1次配備体制	今後の気象情報に注意と警戒を必要とするが、予想される事態発生までかなりの時間的余裕のあるときは、少数の人数であたり、情報、連絡活動を主とし、事態の推移によっては、直ちに指導、その他の活動ができる態勢	所属人員の1/4程度で水防業務にあたる。
第2次配備体制	水防事態が予想され、水防活動の開始が考えられ、水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なくできる態勢	所属人数の半数で水防業務にあたる。
第3次配備体制	事態が切迫し、水防活動の必要が予想されるとき、所属人員全員によって、水防活動ができる態勢	所属人員全員で完全な水防業務にあたる。
注意事項	1 この指令は、事態に応じ第1次配備体制から直ちに第3次配備体制を発令する場合もある。 2 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予想されるときは、自動的に出動しなければならない。 3 水防本部員は、第1次配備指令後はできるかぎり外出を避け、待機しなければならない。 4 非常勤務者は、交替者と引き継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。 5 その他の者は、あらかじめ自己の勤務すべき時間を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。	

(2) 水防団（消防団）の出動区分

非常時における水防団（消防団）の出動区分は次による。

出動体制	配備基準
第1次出動	水害の発生するおそれがあり、予想される事態発生までの時間的な余裕があると認められるとき、必要最小限の水防団員（消防団員）をもって、堤防の巡視、警戒にあたりるとともに、水門等の開閉、危険箇所の水防活動等を行う。
第2次出動	水防事態が発生したとき、その災害発生区域を管轄する全水防団員（消防団員）をもって出動し水防活動にあたる。
第3次出動	水防事態の規模が大きくなり、第2次出動では対処しかねるとき、必要に応じ、管轄区域以外の水防団員（消防団員）をもって出動し、水防活動にあたる。

(3) 水防活動の実施

水防管理者は、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所を発見したときは、直ちに応急対策として水防活動を実施する。

4 地域住民への周知

地域住民への周知徹底は次による。

- 防災行政無線
- サイレン、警鐘
- 広報車等の拡声
- ラジオ（AM放送、FM放送）
- 電話、口頭等による戸別の通知
- 戸別訪問
- 東吾妻町あづまケーブルテレビ、有線放送

5 浸水被害の拡大の防止

- (1) 水防管理者は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施する。
- (2) 河川管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行う。

【関係資料】

- <資料編5-1 雨量観測施設>
- <資料編5-2 水位観測施設>

第14節 避難収容活動計画

風水害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間、あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保することは、住民の安全を確保するとともに、精神的な安心につながるものである。

また、応急仮設住宅の提供等被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。
避難所の開設・受入れ、避難所の運営・管理等については、本計画の定めるところによる。

1 避難所の収容対象者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

- ア 住居が全壊、全焼、流出、半壊、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者
- イ 自己の住宅には直接被害はないが、現実には災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

(2) 災害により、現に被害を受けるおそれがある者

- ア 避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示が発令された場合
- イ 避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示は発せられないが、緊急に避難することが必要である者

(3) 帰宅できない旅行者等

町内に観光又は仕事で来訪し、災害により帰宅が困難になった者

(4) その他避難が必要と認められる場合

2 避難所の開設

(1) 避難所の開設

町は、あらかじめ指定した避難所の中から安全の避難を確保できる施設を選定し、避難所を開設する。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て避難所を開設する。

(2) 孤立地等の避難所

町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(3) 福祉避難所や多様な避難所の開設

ア 町は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、避難行動要支援者の避難生活の負担を軽減するため、福祉避難所の開設を検討する。

イ 町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(4) 避難所開設の報告

町は、避難所を開設したときは、直ちに次の事項を避難所状況（開設・閉鎖）報告書で速やかに県（吾妻行政県税事務所を經由して危機管理室又は直接危機管理室）、吾妻警察署、吾妻広域消防本部等に報告する。

- 避難所の名称
- 避難所開設の日時、場所
- 世帯数及び収容人数（避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者も含める。）
- 開設時期の見込み
- 必要な救助・救援の内容

(5) 避難所管理責任者の配置

避難所を開設したときは、当該避難所に常駐する避難所管理責任者を配置する。

3 避難者の受け入れ

- (1) 避難所管理責任者は、避難地域の被災者を収容するとともに、他地区より避難してきた被災者についても収容する。
- (2) 避難所管理責任者は、避難者の収容をしたときは、直ちに避難者名簿を作成し、避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握する。
また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅被災者等の情報把握に努める。
- (3) 避難所管理責任者は、避難者の収容にあたり当該避難所が被害を受け、収容困難となったとき、又は収容能力に余力がないときは、災害対策本部の指示を受け、被災者を他地区の避難所に移送・収容する。
- (4) 避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、民間施設の管理者等関係機関への要請、屋外避難所の設置、県への要請等により必要な施設の確保を図る。

4 避難所の運営・管理

(1) 運営組織づくり

ア 町は、避難所内の円滑な運営を行うため、避難生活が長期にわたることが予想される場合には、運営委員会の設置を図る。

イ 町は、運営委員会が設置されない場合においても、地域の状況に応じて自主運営の推進を図り、それが不可能な場合は、町職員が主体となり施設管理者、地域住民、ボランティア等の支援を得て避難所の開設、運営を行う。この場合においても、可能な限り早期に避難者の組織化を促し、自主運営を図る。

(2) 避難所の運営

ア 避難所の管理者及び施設の管理者は、住民、自主防災組織及び赤十字奉仕団等ボランティアの協力を得て避難所の運営を行うものとし、避難者は避難所の運営に積極的に参加する。

イ 町は、避難所運営の自治組織の結成を促し、被災者がお互いに助け合う自主的な避難生活が行えるよう支援するとともに、混乱防止のための避難者心得の掲示等を行う。

(3) 避難所管理責任者の業務

ア 避難所管理責任者は、災害対策本部が避難所の状況を確認できるよう、避難所状況報告書により収容状況を定期的に報告する。また、避難所別避難者一覧表を作成しておく。

イ 避難所管理責任者は、次の事項が発生したときは、直ちに災害対策本部に報告する。

- 被災者の収容を開始したとき
- 収容者全部が退出又は転出したとき
- 収容者が死亡したとき
- 避難所に悪疫が発生したとき
- その他報告を必要とする事項が発生したとき

ウ 避難所管理責任者は、常に災害対策本部と情報交換を行い、応急対策の実施状況、予定等適切な情報を適宜避難者に提供し、流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。

エ 避難所管理責任者は、避難所内での迷惑行為の防止や避難所の共同生活の秩序を守るための問題の解決にあたる。

(4) 学校施設が避難所の場合の措置

学校施設が避難所として利用されている場合は、児童生徒の教育の早期再開に努めることを基本とするが、災害初期等においては、教職員は可能な範囲で避難所の運営協力や支援業務を行う。

5 避難者への配慮

(1) 避難生活の長期化

避難生活が長期化する場合、関係各部は協議の上、次の対策を実施する。

対 策	配 慮 す る 事 項
長期化対策	床敷マット、布団、間仕切り、入浴施設、冷暖房器具、洗濯機、仮設トイレ、公衆電話、テレビ・ラジオ、その他必要な設備・備品等の供給
	健康・衛生管理の徹底（保健医療、トイレ、清掃、ゴミ対策）
	防犯対策、被災者の精神安定への対応
	各種相談窓口の設置、救護所の設置、ヘルパーの派遣等
	高齢者や障害者等の社会福祉施設への二次的避難への対応

(2) 避難所以外で生活している避難者への配慮

ア 避難所以外の野外で生活している避難者については、行政区や自主防災組織、消防団等がその状況及び要望等を把握するとともに、対応について検討する。

イ 自宅で寝泊まりする在宅被災者や車中泊被災者に対し、必要な情報提供や食料等の生活支援を行うとともに、健康管理及び衛生管理等について啓発する。

6 良好な避難所生活環境の確保

(1) 町は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

- ア 避難者の健康を守るため、必要に応じ避難所に救護所を設置又は救護班を派遣する。
- イ 夏場や梅雨の時期には食料・物資へのカビの発生や害虫・ねずみの被害等保管場所の衛生管理に十分注意を払う。
- ウ 避難者の最低限のプライバシーが確保されるよう、間仕切りやついたて等を設置する。
- エ 寒暖対策として、ストーブ、扇風機、エアコン等の調達に努める。

■寒暖対策用品目録

	品 目
冬期	毛布、マット（布団）、保温性の高いシート、木炭、カセットコンロ、ストーブ、使い捨てカイロ、防寒着、マスク 等
夏期	網戸、タオルケット、扇風機、クーラー、氷・保冷剤、殺虫剤、蚊取り器、トイレ消臭剤 等

- オ 水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。
- カ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。
- キ 必要に応じ、避難所における愛玩動物のためのスペースの確保に努める。

(2) 男女のニーズの違いへの配慮

町は、避難所の運営にあたっては、次により、男女のニーズの違いや女性に対する暴力の防止等に配慮した運営を行うよう努める。

- ア 避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。
- イ 避難所運営体制への女性の参画を進める。
- ウ 避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- エ プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- オ 生理用品、女性用下着等の女性による配布を行う。
- カ 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する

(3) 要配慮者への配慮

町は、避難所の運営にあたっては、要配慮者の健康状態の保持に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行う。

また、要配慮者を対象とした相談窓口の設置等により、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。

(4) 広報活動及び各種相談窓口の設置

町は、避難所の状況、災害の状況、復旧の状況等を掲示等で住民に広報する。

また、避難者については、チラシの配布や掲示等での災害の状況、復旧の状況等、情報提供を行う。

7 避難所の早期解消

町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。

8 広域避難対策

(1) 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

(2) 町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

9 帰宅困難者対策

町は、地理に不案内な観光客等の帰宅困難者が発生することを想定し、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報提供等観光客等への帰宅支援が円滑に実施できる体制を整備する。

また、帰宅困難者の一時滞在施設の確保や飲料水、食料及び毛布等の物資の備蓄に努める。

【関係資料】

〈資料編 7-1 避難場所・避難施設一覧〉

第15節 救助・救急及び医療活動計画

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、住民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

このため、町は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に救助・救急及び医療活動を実施する。

1 救助・救急活動

(1) 町による救助・救急活動

ア 町は消防署、消防団、警察、医療機関等と連携して、救助に必要な車両、機械器具その他の資機材を調達し、迅速に救助、救護、搬送活動に当たる。

また、住民及び自主防災組織等に救助活動の協力を求める。

イ 町は、町自体の能力で救助作業が困難な場合は、県及び他の市町村に応援を要請する。

(2) 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

ア 大規模災害の発生直後は、道路の損壊等により道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。

このため、住民、自主防災組織及び事業所（企業）は、自発的に被災者を建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努める。

イ 住民、自主防災組織及び事業所（企業）は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力する。

(3) 消防機関及び警察機関等による救助・救急活動

消防機関及び警察機関等は、次により救助・救急活動を行う。

ア 災害発生後、直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。

イ 生存者の救出を最優先に人員を投入する。

ウ 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。

エ 重機類等資機材を有効に活用する。

オ 要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連絡を密にし、情報を共有するとともに、役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。

カ 消防機関は、必要に応じ広域応援協定等により他の消防機関に応援を求め、又は消防組織法第44条の規定により、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう知事（「緊急消防援助隊」については消防保安課、それ以外は危機管理室）に求める。

(4) 県による救助・救急活動

県は、次により救助・救急活動を行う。

ア 自らの判断又は町等からの要請により、救助・救急活動に必要な技術職員及び一般職員を現地に派遣する。

イ 救助・救急活動に当たる機関又は住民に対し、備蓄してある資機材又は調達した資機

材を貸し出す。

ウ 自らの判断又は消防機関等からの要求により、消防組織法第44条の規定により、消防庁長官に対し、他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請する。

エ 自らの判断又は町からの要求により、自衛隊に対し部隊等の災害派遣を要請する。

オ 必要に応じ、防災ヘリコプターにより被災者の救出・搬送を行う。

カ 自らの判断又は消防機関等からの要求により、群馬DMATの派遣を要請する。

（5）サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、県（危機管理室）、町及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請する。

（6）被災地域外の町の役割

町が被災地域に含まれなかった場合、被災地域の市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施する。

（7）関係機関の連携

町は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動する。この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置して活動の円滑化を図る。

（8）資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力により確保する。

（9）惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

2 医療・救護活動

（1）実施責任者

ア 災害により医療機能が停止又は混乱した場合における医療等は町長が実施する。

イ 災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、知事の実施を待ついとまがないときは町長が実施する。

（2）町内の医療機関による医療活動

町内の公的医療機関及び民間医療機関は、次により医療活動を行う。

ア 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。

イ 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。

ウ 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。

エ 転送先の検討にあたっては、「群馬県広域災害・救急医療情報システム」を活用する。



出典：群馬県HP

オ 傷病者の転送にあたっては、必要に応じ、町又は県（消防保安課）等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

なお、町長は、ドクターヘリコプターの緊急運航を要請する場合は、「群馬県ドクターヘリ運用マニュアル」に基づき要請する。

カ 吾妻保健医療圏の災害拠点病院である原町赤十字病院は、消防本部、吾妻郡医師会、基幹災害拠点病院、他の災害拠点病院、DMAT、行政等の各関係機関との連携を密に図り、医療救護体制の拠点を構築する。

(3) 救護所の設置及び救護班の派遣

ア 医療体制

町は、日本赤十字社群馬県支部現地対策本部の設置に協力するとともに、日本赤十字社群馬県支部、消防本部、吾妻郡医師会等と連携して応急医療活動を行う。

イ 救護所の設置

町は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、被災地の適切な場所に救護所を設置する。

ウ 救護班の派遣

町は、吾妻郡医師会、吾妻郡歯科医師会、吾妻薬剤師会に救護班の編成を要請し、救護所に派遣する。

また、日本赤十字社群馬県支部又は県（医務課）に対し、救護班の派遣を要請する。

エ 救護所での活動

救護所では、次の医療活動を行う。

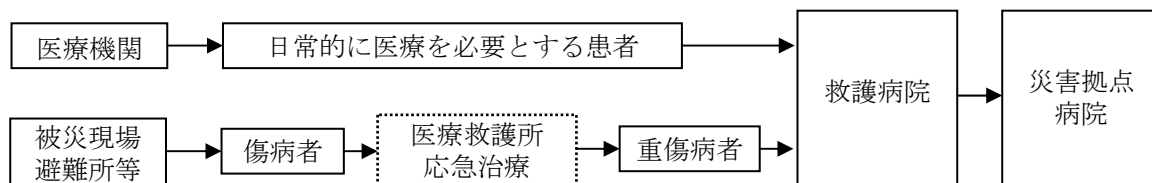
- 傷病者の応急手当
- 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）
- 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- 転送困難な患者に対する医療の実施
- 死亡の確認
- 緊急時の助産

(4) 後方医療活動

ア 医療施設の確保

町は、町内の救護病院の被災状況や稼働状況、収容ベッド数を速やかに把握し、救護所等から搬送される重傷病者の後方医療機関の体制を確保する。

町内の病院で対応できない場合は、町は県（医務課）に対し、重傷者を救急告示病院又は災害拠点病院に収容するよう要請する。



イ 医療施設への搬送

町は、救護所の医師の判断により、後方医療施設に収容する必要がある者が生じた場合、消防署に搬送を要請する。消防署で対応できない場合は、町は、ヘリコプターでの搬送を県、自衛隊に要請する。

(5) 被災者のこころのケア対策

町は、災害により精神的ショックを受けた住民や避難所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者等に対して、県や関係機関と連携し、精神相談やこころのケア活動を推進し、住民の精神的不調の解消や不安の軽減を図る。

(6) 医薬品、衛生材料の調達・確保

ア 医療機関又は救護所の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、町又は県（医務課）に手配を要請する。

イ 町又は県（医務課）は、医薬品又は医療資機材の製造業者若しくは販売業者に連絡し、医療機関への供給を要請する。

【関係資料】

<資料編 8-1 医療機関>

<資料編 8-2 薬局>

<資料編 8-3 トリアージタグ>

第16節 要配慮者の災害応急対策計画

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等の要配慮者や特に避難行動等に支援を必要とする避難行動要支援者が被害を受ける可能性が高まっている。

また、要配慮者や避難行動要支援者は、避難生活にも困難を強いられることが考えられるため、適切な支援が求められる。

このため、町、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、連携して避難行動要支援者の安全を確保するための災害応急対策を行う。

1 災害に対する警戒

- (1) 町は、気象に係る注意報又は警報等が発表されたときには、河川管理者、砂防関係機関等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。
- (2) 町長は、今後の気象予測や河川水位情報及び土砂災害警戒情報等から総合的に判断して、避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示を行う。特に避難準備（要配慮者避難）情報は、避難行動要支援者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する必要がある。
- (3) 町は、避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示が、確実に避難行動要支援者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じる。
- (4) 町は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示を直接伝達する。

2 在宅の要配慮者対策

- (1) 安否確認
町は、地域住民や自主防災組織、行政区、民生委員・児童委員等の協力を得て、在宅の要配慮者について、避難所への収容状況や在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。
- (2) 避難誘導
介助が必要な在宅の避難行動要支援者の避難については、遅れや途中での事故が生じないように、町、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等が連携して介助及び安全確保に努める。
- (3) 避難所における配慮
 - ア 町は、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。
 - イ 福祉避難所の開設
 - (7) 町は、避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間等を勘案し、可能な限り福祉避難所を開設する。
 - (4) 町は、福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。

- (ウ) 福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。

(4) 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設等への緊急入所

町は、避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者について、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

また、適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）に対し、入所先の斡旋を要請する。

イ 相談体制の整備

町及び県は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

3 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 警報又は注意報発表時の対応

要配慮者利用施設の管理者は、気象に係る警報又は注意報が発表されたときは、次の措置を講ずる。

ア 発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。

イ 必要に応じ、避難所を選定するとともに職員を招集し、入（通）所者の誘導態勢を整える。

ウ 地域住民や自主防災組織との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。

エ 自施設周辺の河川の増水や土砂災害の兆候等を監視する。

(2) 避難誘導

要配慮者利用施設の管理者は、町長から避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示があったとき、又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の上、入（通）所者を安全な場所に避難させる。

ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、町、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

イ 入（通）所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

ウ 避難した入（通）所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努める。

(3) 他施設への緊急入所等

ア 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請する。

- イ 要配慮者利用施設の管理者は、アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）又は町に対し、入所先の斡旋を要請する。
- ウ 県（要配慮者利用施設所管の各課）及び町は、イの要請を受けたときは、相互に連携し、斡旋に努める。

【関係資料】

〈資料編7-2 要配慮者施設〉

第17節 交通確保・輸送計画

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

1 交通の確保

(1) 交通状況の調査・把握

ア 町は、町が管理する道路について、災害時における危険予想箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害状況を速やかに調査する。

イ 町は、道路の被害状況を直ちに県、警察署、消防本部、関係機関に連絡する。

(2) 交通規制の実施

交通規制の実施責任者は、次の状況において交通規制を実施することができる。

ア 町による交通規制

町長は、町管理道路について、道路法第46条に基づき、道路の浸水、土砂の堆積、破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。その場合は、警察署にその旨を連絡する。

イ 交通指導員による交通整理

町長は、警察署長の要請により、交通指導員に緊急交通路の確保等緊急時の交通整理を行わせることができる。

■交通規制実施責任者

実施機関	規制種別	規制理由等	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	1 災害により道路の決壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるとき	道路交通法第4条第1項
		2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対法基本第76条第1項
警察署長	同上	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間の短いもの	道路交通法第5条第1項
警察官	同上	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法第6条第2項
		道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項
道路管理者 (国道・県道・町道)	同上	1 道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項

(3) 道路の応急復旧

ア 町は、町管理道路について、応急復旧（障害物の撤去を含む。）を行い、道路機能の確保並びに二次災害の発生防止に努める。

イ 警察署、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う路上の障害物の除去に協力する。

ウ 町は、建設業者との応援協定等に基づき、応急復旧に必要な人員、資機材の確保に努める。

(4) 臨時ヘリポートの整備

町は、ヘリコプターによる応援、救援物資輸送等のため、避難場所と競合しない臨時ヘリポートの整備に努める。

(5) 鉄道交通の確保

東日本旅客鉄道(株)は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、県に連絡するとともに、応急復旧を行う。

(6) バス交通の確保

町は、バス事業者を通じて運行中の車両の状況を把握する。また、収集した被災状況や交通関連情報をバス事業者に伝達し、運行の継続、再開を図る。

(7) 輸送拠点の確保

町は、被害状況や道路等の損壊状況を考慮して、最も適切な場所に輸送拠点を開設するとともに、関係機関、住民等にその周知徹底を図る。

また、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効果的な収集配送が行われるよう職員を配置して管理するとともに、必要に応じて民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

2 輸送計画

災害時における被災者の輸送及び応急対策要員並びに物資の輸送を迅速、かつ円滑に実施するため、所要の車両等の確保は次により実施する。

(1) 輸送にあたっての配慮事項

輸送にあたっては、次の事項に配慮する。

ア 人命の安全

イ 被害の拡大防止

ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおりとする。

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ○救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資 ○消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ○政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員 ○情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資 ○後方医療機関へ搬送する負傷者 ○緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ○第1段階の続行 ○食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 ○傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ○輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ○第1段階、第2段階の続行 ○災害復旧に必要な人員、物資 ○生活必需品

(3) 輸送手段の確保

町は、関係機関と連携し、次により輸送手段を確保する。

ア 自動車の確保

町は、自ら保有する自動車を第一次的に使用し、不足が生じた場合は、他の防災関係機関又は民間の自動車を借り上げるものとするが、その確保は次の順序による。

- (ア) 町及び応急対策実施機関所有の車両等
- (イ) 公共的団体等の車両等
- (ウ) 営業用車両等
- (エ) その他自家用車両等

イ 鉄道の確保

町は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

ウ バス輸送の確保

町は、被災者の避難、入浴施設、商業施設への送迎等の交通手段としてバスが必要となった場合は、バス事業者に運行を要請する。

エ ヘリコプターの確保

町は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効率的な場合は、防災ヘリコプター「はるな」、県警ヘリコプター「あかぎ」、群馬県ドクターヘリのほか、他県防災ヘリの応援、自衛隊機の派遣、民間航空機の借上げにより、ヘリコプターを確保する。

(4) 調達方法

ア 自動車等の調達は、原則として町所有車により、不足するときは他関係機関又は民間の車両を要請する。

イ 一時に多数の車両等を要し他関係機関又は民間に要請を行う場合は、次の事項を明示のうえ協力を要請する。ただし、緊急の時はこれを口頭で行い、後日文書を送付する。

- (ア) 輸送区間
- (イ) 借上期間
- (ウ) 輸送量及び台数
- (エ) その他必要事項

(5) 災害救助法による応急救助のための輸送

災害救助法が適用された場合は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 輸送の範囲

- (ア) 被災者を避難させるための輸送
- (イ) 医療及び助産のための輸送
- (ウ) 被災者救出のための輸送
- (エ) 飲料水供給のための輸送
- (オ) 救助用物資の輸送
- (カ) 死体捜索及び処理のための輸送

イ 期間

当該救助の実施が認められている期間とする。

(6) 緊急通行車両の確認

基本法第76条の規定により県公安委員会が、災害時における交通の禁止及び制限を行う場合、災害応急対策の従事者及び緊急物資の輸送車両等については、「緊急通行車両」として知事（危機管理室・行政県税事務所）又は県公安委員会（警察本部・警察署）が「緊急通行車両確認証明書」及び標章を交付して通行の禁止又は制限の対象外とする。

【関係資料】

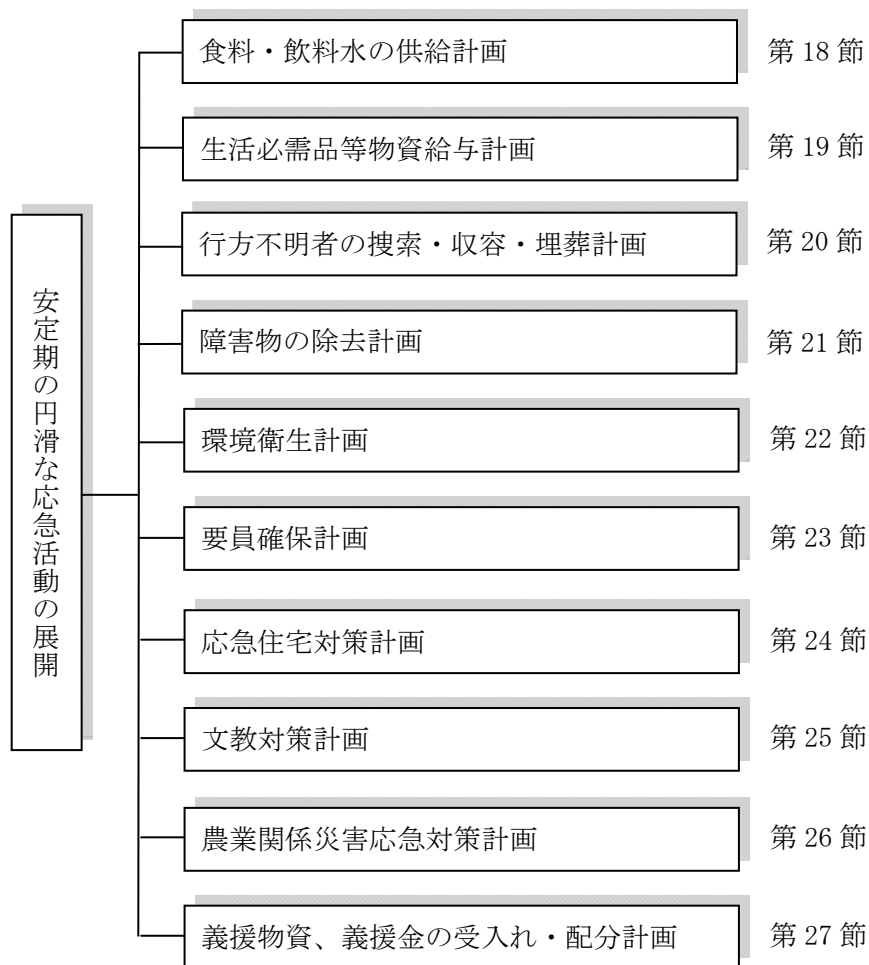
- <資料編3-7 災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書>
- <資料編9-1 東吾妻町ヘリコプター離着陸場>
- <資料編9-2 町有車両一覧表>
- <資料編9-3 異常気象時の通行規制区間及び規制基準>
- <資料編9-4 緊急通行車両確認申請書、証明書及び標章>

第3章 安定期の円滑な応急活動の展開

災害時の混乱が少なくなった安定期においては、避難生活における人心の安定や避難所の生活環境対策等が求められる。

また、引き続き行方不明者の捜索を行うとともに、住宅再建や障害物除去等復旧に向けた活動も開始する必要がある。

このため、ボランティアの効果的な活用等により、これらの応急活動を展開し、被災者の生活支援と復旧に向けた取組みを進める。



第18節 食料・飲料水の供給計画

町は、被災者の生活を維持するために、必要な食料、飲料水を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。食料・飲料水の供給については、本計画の定めるところによる。

1 食料供給計画

(1) 実施責任者

ア 町は、あらかじめ災害時における食料備蓄・供給計画を策定し、被災者及び災害応急現地従事者の食料の確保と供給に努めるものとし、必要な食料の確保と供給ができない場合は、県又は他市町村に対し応援を要請する。

イ 災害救助法が適用された場合、又は知事から災害救助法第30条の規定に基づき委任されたときは、知事の補助機関として町長が実施する。

(2) 需要量の把握及び配給計画の樹立

ア 町は、避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てる。

イ 需要量の把握にあたっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努める。

(3) 応急食料の給与

ア 給与対象者

- 避難所に収容された人
- 住家の被害が全壊（全焼）、流失、半壊（半焼）又は床上浸水により炊事のできない人
- 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある人
- 孤立集落滞在者
- 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない人
- 災害応急対策に従事する人
- その他、食料の調達が不可能となった人

イ 供給する食品等

- おにぎり、パン、弁当、アルファ米食品、ペットボトル飲料
- アレルギー除去食品や要配慮者に配慮した食品 等

ウ 配給基準

1人当りの配給量は、次のとおりとし、乾パン及び麦製品の精米換算率は100%とする。
ただし、生パンは小麦粉の重量で計算する。

品 目	基 準	
米穀等	○炊き出し用として給食する場合	1人1食当り 200g
	○通常の配給機関を通じないで配給する場合	1人1食当り 400g
	○救助作業用として給食する場合	1人1食当り 300g

(4) 食料の調達・配給

ア 食料の調達

町は、自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達する。

- 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
- 製造・販売業者からの購入
- 他市町村に対する応援の要請
- 県に対する応援の要請

イ 政府所有の米穀の調達

町は、災害救助法が適用され、政府所有の米穀の供給が必要と認められる場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、県を通じて、農林水産省に対し、応急用米穀の供給を要請する。

ウ 配給方法

(7) 避難所に収容された人に対するもの

町長は、調達した食料をあらかじめ避難所ごとに組織された組又は班等の責任者を通じて配給する。

(イ) 被災者に対するもの

町長は、調達した食料を直接配給するほか、小売販売業者及び取扱者を指定して行う。なお、被災者に対する食料の配分にあたっては、次の事項に留意する。

- 各避難所における食料の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- 住民への事前周知等による公平な配分
- 要配慮者への優先配分
- 食料の衛生管理体制の確保

(5) 食料の備蓄

ア 住民は、自らの生命は自らで守るとの基本精神のもとに、最低3日分の非常食料を家庭内に備蓄するよう励行する。

イ 町は、災害時の被害想定、住民の家庭内備蓄状況等を勘案し、被災後3日間は、県及び隣接町村の援助物資を待つことなく、被災者及び災害応急現場従事者等に食料等が供給できるよう備蓄に努める。

ウ 備蓄品目は、妊産婦、乳幼児、高齢者、病弱者等の要配慮者の特性にも配慮して決める。特に、通常の食事を摂取できない要配慮者等への配慮に努める。（アレルギー対応の食料（原材料において特定のアレルギー物質不使用）、粉ミルクやお粥等）

(6) 炊き出しの実施

ア 供給の条件

次に掲げる場合で、町長が供給の必要を認めたとときに行う。

(7) 被災者並びに災害救助及び緊急復旧作業等に従事する者に対し、炊き出し等による供給を行う必要がある場合

(イ) 災害により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じない供給を行う必要がある場合

イ 米穀の調達方法

町長は、指定販売業者に所要量を要請し、炊き出し場所に配送する。

ウ 炊き出しの方法

炊き出しは、婦人会や日赤奉仕団等の協力を得て実施するものとし、各現場ごとに責任者を定め、人員の把握を行い配分漏れのないように努める。

2 給水計画

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲用に適する水を得ることができない被災地区に対する飲料水の供給計画は、本計画の定めるところにより実施する。

供給にあたっては、特に要配慮者に配慮し優先的に行う。

(1) 実施責任者

ア 飲料水の供給は、町長が実施する。

イ 被害が甚大で町において実施できないときは、県又は近隣市町村の協力を得て実施する。

ウ 町長は、飲料水の確保が円滑に実施できるよう、常時応急給水資機材の整備に努める。

(2) 給水の方法

ア 被災地において飲料水の確保が困難なときは、近い水源より給水車、容器等により運搬供給する。

イ 給水にあたっては、住民に給水場所、時間等について事前に広報する。

ウ 飲料水が汚染されたと認めるときは、ろ過により浄水して供給する。

エ 供給する飲料水が防疫衛生上滅菌する必要があるときは、消毒剤を用い滅菌のうえ供給する。

(3) 給水量

1人1日あたりの所要給水量は、3ℓ程度とする。

(4) 飲料水の調達

町は、風水害等により、甚大なる被害を受け、水道施設等の復旧に相当な期日が必要と認められるときは、他市町村又は自衛隊に給水の応援を要請する。

ア 町は、水道施設の被災等により、自ら給水できない場合又は自らの給水量で不足する場合は、他の水道事業者に給水車等の応援を要請する。

イ 町長は、給水の応援を求める必要を認めるときは、「群馬県水道災害相互応援協定」に定める方法で他の会員に応援等の要請をする。

ウ 町は、自らが備蓄している飲料水を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達する。

- 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
- 製造・販売業者からの購入
- 他市町村に対する応援の要請
- 県に対する応援の要請

(5) 災害救助法による供給

災害救助法が適用された場合の供給基準は同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

対象者	災害のため、現に飲料水を得ることができない人
供給期間	災害発生の日から7日以内
費用の範囲	群馬県災害災害救助法施行細則別表第2による。
その他	町長は、供給区域に責任者を配し、給水の万全を期する。

【関係資料】

- <資料編3-11 災害時における生活物資の供給協力に関する協定>
- <資料編3-12 災害時における救援物資の提供協力に関する協定書>
- <資料編3-13 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書>
- <資料編10-1 補給水利の所在、水量>
- <資料編10-2 食料調達可能在庫場所、販売店一覧>

第19節 生活必需品等物資給与計画

災害時の被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、本計画の定めるところによる。供給にあたっては、特に要配慮者に配慮し優先的に行う。

1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品等物資の供給は町長が実施する。

ただし、災害救助法が適用されたときは、物資の確保及び輸送は知事が行い、各世帯に対する割り当て及び支給は、その補助機関として町長が行う。

2 生活必需品等の給与又は貸与

(1) 給与又は貸与の対象者

- 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）した者
- 被服、寝具その他生活上必要な最少限度の家財を喪失した者
- 被服、寝具、その他生活上必要物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与・貸与品目

町は、避難所の設置状況や要配慮者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し、次の品目を参考に調達する。

物資名	品目
寝具	タオルケット、毛布、布団 等
被服	肌着（シャツ、パンツ等）、外衣（洋服、作業着） 等
炊事用具・食器	鍋、炊飯器、包丁、茶碗、皿、はし 等
保育用品	哺乳瓶、紙おむつ 等
光熱器具・材料	マッチ、ローソク、コンロ、固形燃料、木炭、プロパンガス 等
日用品	石鹸、手拭、タオル、トイレットペーパー、生理用品、歯ブラシ 等
医薬品	包帯、救急絆創膏、三角巾 等
冷・暖房器具	扇風機、石油ストーブ 等

(3) 調達方法

被服、寝具、その他生活必需品等は町が調達するが、調達が困難なときは、次の手段により速やかに調達する。

- 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
- 製造・販売業者からの購入
- 他の市町村に対する応援の要請
- 県に対する応援要請
- 義援物資の募集

(4) 輸送方法

- ア 物資の調達先に車両配送を依頼する。ただし、調達先が輸送できない場合は、県有車両又は民間借上車両で輸送する。
- イ 交通事情等により陸路輸送が困難な場合は、防災ヘリコプターを活用し、又は自衛隊に対して要請を行い空路輸送を行う。

(5) 配布方法

調達した物資は、東吾妻町町民体育館に集積し、ここから各避難所に配送し、各避難所において行政区長、自主防災組織、ボランティア等の協力により被災者に配布する。

(6) 留意事項

被災者への物資の配分にあたっては、次の事項に留意する。

<ul style="list-style-type: none"> ○避難所には受入確認、供給の適正化を図るために責任者を配置する。 ○高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。 ○平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅者とを隔てることのないよう配慮する。 ○配給漏れが生じないように、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。
--

3 災害救助法による供給

災害救助法が適用された場合の配給基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

<p>給与又は貸与を受ける人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）した人 ○被服、寝具その他生活上必要な最少限度の家財を喪失した人 ○被服、寝具、その他生活上必要物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人
<p>給与又は貸与する品目の範囲</p>	<p>現物をもって行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被服、寝具及び身のまわり品 ○炊事用品 ○日用品 ○光熱材料
<p>費用の範囲</p>	<p>群馬県災害救助法施行細則別表第2による。</p>
<p>給与又は貸与の期間</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>

【関係資料】

- <資料編3-11 災害時における生活物資の供給協力に関する協定>
- <資料編3-13 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書>
- <資料編10-3 物資の保管場所>

第20節 行方不明者の捜索・収容・埋葬計画

災害時において死亡していると推定される人については、捜索及び収容を行い、死亡者については応急埋葬を実施する。

行方不明者の捜索及び遺体の収容、埋葬の方法は本計画に定めるところによる。

1 実施責任者

行方不明者の捜索、処置、埋葬等は、町長、消防機関、警察機関、奉仕団体等が相互に協力して実施する。

2 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索対象は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の実情により既に死亡していると推定される者とする。

遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視(見分)を得る。現場での検視(見分)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

3 遺体の処置

(1) 遺体の収容及び一時保存

ア 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体の収容所(寺院等の施設の利用、体育館、学校等の敷地に仮設)を確保し開設する。

イ 収容所の開設にあたっては、避難所等と適当な距離を置くなど配慮する。

ウ 適当な場所が確保できない場合は、テント等で代用する。

(2) 遺体の検視及び検案

町は、警察官の遺体の検視を得るとともに、医師による遺体(医師の診療中に死亡した者を除く)の検案(死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、町は、医師会、日赤救護班等に対し、遺体の洗浄、消毒、縫合の処置を要請する。

(4) 遺体の安置

町は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視及び検案を終えた遺体を次により安置する。

ア 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。

イ 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。

ウ 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。

エ 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

(5) 遺体の身元確認

町は、身元不明の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

また、歯科医師会等の協力を得て身元の確認を行う。

身元が不明な場合は、行旅死亡人として取扱い、関係機関に手配するとともに、写真の掲示、縦覧等を行って早期に確認できるようにする。

(6) 遺体の引渡し

警察官は、身元の明らかな遺体については、検視をして、所持金品等とともに、遺体を遺族に引き渡す。遺族への引渡しができないときは、死亡地を管轄する町長に引き渡す。

4 遺体の埋火葬

遺族がいないなど、埋火葬の実施者がいない場合は、次により町長が行う。

(1) 対象

ア 災害時の混乱の際死亡した者で、社会混乱のため遺族等により埋火葬を行うことが困難な場合

イ 災害時の混乱の際に死亡した者で、身元が判明せず埋火葬を行う者がいない場合

(2) 方法

土葬又は火葬による応急的な仮葬とする。

(3) 埋火葬相談窓口の設置

町は、速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(4) 埋火葬許可証の発行

迅速な対応を行う必要がある場合は、遺体安置所でも埋火葬許可証を発行する。

(5) 協議・応援要請

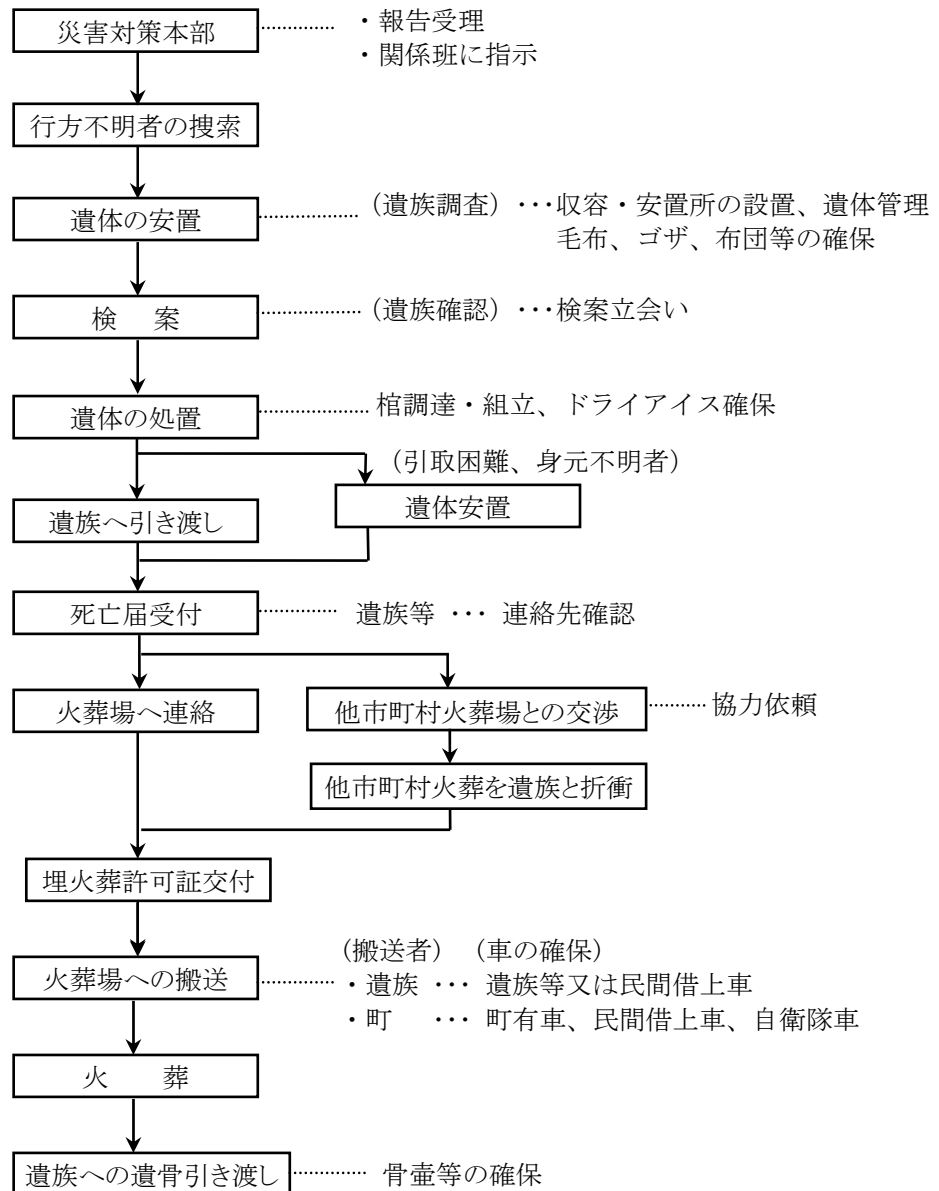
ア 町は、遺体の損傷等により、正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生ずると認めるときは、手続きの特例的な取扱いについて、県を通じて厚生労働省と協議する。

イ 町は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、町内の埋火葬能力では対応しきれないときは、県に応援を要請する。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本編第10節「災害救助法の適用」による。

災害時火葬マニュアル



【関係資料】

〈資料編 11-2 遺体収容所〉

〈資料編 11-3 火葬場〉

第21節 障害物の除去計画

災害により、住居、道路及びその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼす障害物は、本計画の定めるところにより除去する。

1 住居関係障害物の除去

(1) 実施責任者

住居又はその周辺の障害物の除去は、町長が実施する。ただし、町単独で不可能な場合は、国、県等の関係機関に対して応援を要請する。

(2) 除去の対象

障害物除去の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。

- 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にある場合
- 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれている場合
- 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者
- 住宅が半壊又は床上浸水した場合
- 原則として、当該災害により直接被害を受けた場合

(3) 除去の方法

ア 町は、応急対策の機械器具を用い又は状況に応じて土木業者の協力を得て速やかに行う。

イ 障害物の除去の方法は、現状回復ではなく応急的な除去に限られる。

ウ 除去作業のため必要とする機械器具を保有する機関、業者等を明らかにしておく。

2 道路関係障害物の除去

(1) 実施責任者

道路上の障害物の除去は、道路法並びに道路交通法の定めるところにより、道路管理者、警察署長又は警察官が実施する。

(2) 除去の方法

障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合、その他公共的立場から除去を必要とする場合に行う。

ア 障害物除去の優先順位は以下の順位を基準とする。

- 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路（避難道路等）
- 災害の拡大防止上重要な道路（火災防御線となるような道路）
- 緊急輸送を行う上で重要な道路
- その他応急対策活動上重要な道路

イ 実施は、自らの応急対策の機械器具を用い又は状況に応じて土建業者の協力を得て速

やかに行う。

ウ 障害物の除去の方法は、現状回復ではなく応急的な除去に限られる。

エ 実施責任者は各機関と相互に連絡をとり、協力して行う。又、町の能力を超える場合は、県及び関係業者に応援を要請する。

3 河川関係障害物の除去

(1) 実施責任者

河川にある障害物の除去は、河川管理者が実施する。

(2) 除去の方法

河川の流水をよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認めた場合に行う。

ア 橋脚に引っ掛かったような流木等は速やかに除去し、橋梁等の流失を防止する。

イ 除去作業にあたっては、救命胴衣や命綱等を装着して安全を確保する。

ウ 実施は、自らの応急対策器具を用い又は状況に応じて土木業者の強力を得て、速やかに行う。

4 障害物の集積及び処分

(1) 障害物の集積場所

以下の事項に留意し、障害物の集積場所を選定しておく

ア 付近の遊休地を利用し、再び人命、財産に被害を与えない場所

イ 道路交通の障害とならない場所

ウ 盗難等の危険のない場所

エ 県、町有地空地の活用

(2) 障害物の処分

障害物処理の実施者は、がれき等の処理・処分方法にあたり、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めることとし、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適切な処分を行う。

5 災害救助法による障害物の除去

災害救助法が適用された場合の措置は、本編第10節「災害救助法の適用」による。

【関係資料】

〈資料編2-7 東吾妻町廃棄物の処理及び清掃に関する条例〉

第22節 環境衛生計画

災害時における被災地及び避難所の保健衛生、防疫及び清掃活動は、本計画に定めるところによる。

1 保健衛生活動

(1) 健康相談・保健指導

ア 町は、被災者の心身の健康を確保するため、避難所や被災家庭に医師、看護師、保健師、管理栄養士等を派遣し、被災者の健康状態の確認と必要な保健指導の実施に努める。

イ 町は、健康相談・保健指導に従事する保健師等が不足する場合は、県(医務課、障害政策課、保健予防課)に応援を要請する。

ウ 健康相談等の実施にあたっては、要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施する。

(2) 医療情報等の提供

ア 町は、避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行う。

イ 町は、エコノミークラス症候群等の避難生活等に起因する疾病に関する知識や予防措置を広報し、その発症を未然に防止する。

■避難所生活で起こりやすい疾病や心身の不調

- 生活不活発病
- 高血圧、高血糖、喘息等の慢性疾患の悪化
- 肺炎、インフルエンザ、感染性胃腸炎、食中毒等の感染症
- エコノミークラス症候群
- 熱中症、低体温症
- 便秘
- 低栄養、栄養不足
- 介護者不足による褥そう形成や悪化
- ストレスの蓄積、不安、不眠
- PTSD（心的外傷後ストレス障害）等

(3) こころのケア活動

ア 被災児童に対する精神相談の実施

被災により精神的に不安定になっている児童に対して、必要に応じて児童相談所や保育士と協力し、精神相談や遊び等を通じて児童の精神的不調の早期治療や不安の軽減を図るとともに、その保護者に対する指導を行う。

イ 被災高齢者及び障害者に対する精神相談の実施

高齢者や障害者は、被災後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の支えあいの体制とも連携し、精神相談を実施する。

(4) 食品衛生の確保

町は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努める。

2 防疫活動

(1) 実施責任者

災害時における被災地の防疫は、町長が県（保健予防課）の指示等に基づいて実施する。
被害が甚大で町の防疫活動が十分でないとき、県（保健予防課）に協力を要請する。

(2) 実施体制

ア 防疫班の編成

町は、被災地の防疫活動を迅速、的確に実施するため、必要数の防疫班を編成し、関係機関と連携して避難所及び被災家屋の清潔、消毒、ねずみ族・昆虫の駆除、飲料水の消毒等を実施する。

イ 感染症予防委員の選任

町は、感染症患者が拡大するおそれがあるときは、知事の指示に従い、感染症予防委員を選任し防疫活動に従事させる。

(3) 感染症の予防

ア 防疫の措置

町は次の事項について、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）に基づき、必要と認めるとき又は知事の指示・命令により、範囲、期間を決めて行う。

- 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症予防法第27条第2項）
- ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症予防法第28条第2項）
- 感染症の病原体に汚染された物件に関する指示（感染症予防法第29条第2項）
- 生活の用に供される水の使用制限に関する指示（感染症予防法第31条第2項）
- 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条第1項及び第9条）
- 公共の場所の清潔方法に関する指示

イ 検病調査及び保健指導の実施

(ア) 避難所において、検病調査が必要な場合は、県の検病調査班と連携し検病調査を行う。

(イ) 町は、検病調査の結果、必要がある場合は、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施する。

ウ 臨時予防接種

町は、知事の指示により感染症を予防するため、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施する。

エ 消毒

町は、感染症予防法第27条第2項の規定による知事の指示があったときは、同法施行規則第14条に定めるところにより、防疫班によって速やかに消毒を実施する。

オ ねずみ族・昆虫等の駆除

町は、感染症予防法第 28 条第 2 項の規定による知事の指示があったときは、同法施行規則第 15 条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにねずみ族・昆虫等の駆除を実施する。

カ 生活用水の供給

町は、感染症予防法第 31 条第 2 項の規定による知事の命令があったときは、その期間中継続して、容器により搬送又はろ水器によりろ過給水等衛生的に処理して生活水の供給を行う。

(4) 患者等に対する措置

ア 町は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに隔離収容の措置をとる。

イ ただし、交通途絶のため隔離病舎に収容することが困難な場合は、なるべく近くの災害を免れた地域内の適当な場所に臨時隔離施設を設けて収容する。

ウ やむを得ない事由により隔離収容ができない病原体保有者に対しては、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導し処理する。

(5) 避難所の防疫指導等

避難所を開設したあとは、施設管理者は、県（保健予防課）又は吾妻保健福祉事務所の防疫関係職員の指導及び地区衛生組織団体の協力を得て避難所の防疫措置を実施し、指導の徹底を期する。

(6) 防疫資機材の備蓄、調達

ア 町は、防疫用資材の備蓄に努める。防疫活動によって防疫用資材が不足するときは、業者等から調達するほか、県に対して調達を要請する。

イ 防疫用資材の内容

逆性石けん、消毒用エタノール、両性界面活性剤、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器 等

3 清掃活動

(1) 実施責任者

被災地の清掃は町が実施する。ただし、被害が甚大で、町において実施が不可能又は困難なときは、吾妻保健福祉事務所に応援を要請し、県又は近隣市町村からの応援を得て実施する。

(2) 実施体制

町は、被災地の清掃活動のため、清掃班を編成するものとし、1 班の構成は概ね次のとおりとする。

ア し尿

1 班は、運搬車 1 台、作業員 2 人～3 人とし、運搬車及び運転手については委託業者等の応援を受ける。

イ ごみ

1班は、運搬車1台、作業員5人～6人とし、運転手については委託業者の応援を受ける。

(3) 廃棄物の応急的処理

ア し尿の適正処理

- (ア) し尿の収集は、業務委託業者により実施する。
- (イ) 収集順位は、避難所等緊急汲取りを必要とする所から優先的に実施する。
- (ウ) 収集したし尿の処理は、吾妻東部衛生センターのし尿処理施設で行うことを原則とするが、必要に応じて貯留するなどの方法で行う。
- (エ) 町は、災害が大規模なため、処理施設が被災により処理が困難な場合、若しくは処理能力を超えるときは、県、他市町村に協力を依頼する。

イ 生活ごみの適正処理

- (ア) ごみの収集は、委託業者により実施するものとし、ごみの量が大量若しくは収集困難なときは、建設業者等の車両を借上げるとともに、被災地住民、消防団員、ボランティア等の協力を得て迅速に実施する。
- (イ) 収集場所は、指定の場所とするが、被災地の状況に応じて臨時集積場所を設置し、緊急処理を必要とする区域から実施する。
- (ウ) 収集した生活ごみは、吾妻東部衛生センターのごみ処理施設で焼却するほか、環境衛生上支障のない方法で行う。
- (エ) 町は、収集場所、収集日、分別排出等のごみ収集方法について、住民に対して速やかに必要な情報を提供するとともに、廃棄物を分別して排出するなど、町の廃棄物処理活動に協力するよう広報を行う。

ウ 産業廃棄物の適正処理

- (ア) 事業主は、現有の人員、機械及び処理施設により、自ら産業廃棄物を処理するか、又は現有の運搬車両により搬出し、産業廃棄物処理業者の焼却施設で処分する。
- (イ) 事業主は、機械、運搬車両及び処理施設を備えていない場合は、産業廃棄物処理業者に委託して処分する。
- (ウ) 町は、有害廃棄物を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正な処理に努める。

(4) がれきの適正処理

- ア 災害時には、倒壊家屋や解体を要する建物等大量のがれきが発生するため、予想される被害想定からがれきの発生量を事前に予測し、必要な機材や仮置場を確保する。
- イ 町は、がれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、これらを一時的に保管するがれき置き場をあらかじめ確保する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確保する。

(5) 災害時アスベスト等危険物処理対策の検討

大規模な災害時には、建築年次の古い建造物の倒壊が想定され、アスベスト等の古い建築材の廃棄処理が予想される。アスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき措置を講ずる。

なお、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

（6）仮設トイレの設置

ア 避難所等での仮設トイレの設置

町は、下水処理施設の被害状況と稼動見込みを把握して、必要に応じて仮設トイレを避難所等に設置する。

設置にあたっては、立地条件を考慮して、漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設けるとともに、障害者への配慮を行う。また、閉鎖にあたっては、消毒等を実施して避難所等の衛生確保を図る。

イ 仮設トイレの仮置き場の確保

仮設トイレの設置及び撤去に際しては、組立、解体のためのオープンスペースを確保する。

ウ 仮設トイレ、消毒剤及び脱臭剤等の調達

仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤等は、あらかじめ備蓄に努めるとともに、調達を行う体制を整備しておく。

（7）死亡獣畜の処理

ア 死亡獣畜の処理は、所有者が行う。

イ 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、町が実施する。

ウ 死亡獣畜の処理は、専門業種等に依頼して処分する。

4 動物愛護

災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や関係機関、ボランティア、関係団体等との協力体制を確立する。

（1）愛玩動物の情報の提供

県が動物管理センター内に動物救護本部を設置し、愛玩動物等の収容対策を実施するにあたり、町は、避難所における愛玩動物の状況等情報を提供する。

（2）被災地における動物の適正な飼養

ア 町は、飼養者とともに避難した動物の飼育に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

イ 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

【関係資料】

〈資料編 11－1 廃棄物処理施設〉

第23節 要員確保計画

1 労務供給計画

災害時における応急対策に必要なときは、次により労務者等を確保し、災害対策の円滑な推進を図る。

(1) 実施責任者

ア 災害応急対策の実施に必要な労務者等は、必要に応じ町長が確保する。

イ 災害救助法が適用された場合は、町長に委任されているものを除き、その実施に必要な労務者等は知事が確保する。

(2) 要員確保

次の救助を実施するため必要があるときは、必要最小限の労務者等を雇上げする。

- | | |
|------------------|---------------------|
| ○被災者の避難 | ○医療及び助産における移送 |
| ○被災者の救出 | ○飲料水の供給 |
| ○救済用物資の整理、輸送及び配分 | ○遺体の搜索 |
| ○遺体の処理 | ○その他災害応急対策のために必要な業務 |

(3) 雇上げ期間

被災者の避難の場合は、被害が現に発生し又はそのおそれのある1日程度とし、他は当該救助の実施が認められる期間内とする。

(4) 費用

労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。

(5) 救助法が適用された場合の費用等

群馬県災害救助法施行細則別表第2掲げる範囲内において町が県に請求できる。

(6) 渋川公共職業安定所中之条出張所への要請

町長は、労務者等の募集のみでは労働力の確保が不十分なときは、渋川公共職業安定所中之条出張所長に、次の事項を明らかにして求人の申込みを行う。

- | | |
|--------------|----------|
| ○職種別所要賃金職員等数 | ○作業場及び内容 |
| ○労働条件 | ○宿泊施設の有無 |
| ○その他の必要事項 | |

(7) 公共職業安定所の紹介

公共職業安定所長は、労務者等の求人申込みを二の機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介する。

(8) 賃金及びその他の費用負担

- ア 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。
- イ 労務者等に対する賃金については、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を基本とする。

2 公共的団体等の活用計画

災害時において、公共的団体等の組織による奉仕団の編成及び活動は次による。

(1) 奉仕団の種別、編成

奉仕団は、概ね地域（行政区等）、婦人会をもって編成し、各団体別に編成する。

(2) 奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は次のとおりとする。

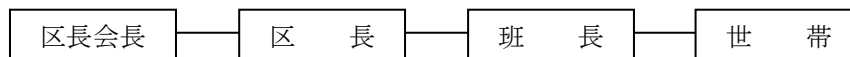
○炊き出しその他災害救助の応援	○簡易な清掃作業
○簡易な防疫作業	○災害対策用物資の輸送及び配分
○その他軽易な作業及び事務	

(3) 奉仕団の動員

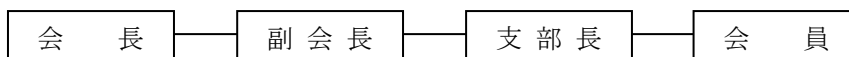
奉仕団の動員は、奉仕団の属するそれぞれの機関において行う。

なお、町における動員は次のとおりとする。

ア 地域（行政区等）→ 総務課



イ 婦人会→ 教育課



3 ボランティアの受入れ計画

災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関等だけでは十分に対応できないことが予想されることから、各種ボランティア団体の活用を図る。

(1) 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導	被災者の救出（消防・警察業務経験者等）
情報連絡	救護（医師、看護師、救命講習修了者等）
給食、給水	建物応急危険度判定（建築士等）
物資の搬送・仕分け・配給	被災宅地危険度判定
入浴サービスの提供	外国語通訳
避難所の清掃	手話通訳

一般ボランティア	専門ボランティア
ゴミの収集・廃棄 高齢者、障害者等の介助 防犯 ガレキの撤去 住居の補修 愛玩動物の保護	介護（介護福祉士等） 保育 アマチュア無線 各種カウンセリング

(2) ボランティア団体等の協力

町及び防災関係機関等は、日本赤十字社群馬県支部又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力、申入れ等により、災害応急対策の実施について協力を受ける。

(3) 災害ボランティアセンターの開設

ア 町は、災害発生後、町社会福祉協議会と連携の上、必要に応じて「災害対策ボランティアセンター」を設置し、ボランティア活動の調整等を行う。

イ 災害ボランティアセンターは、町社会福祉協議会を中心に、日本赤十字社群馬県支部やボランティア団体等によって運営し、活動方針や運営については、災害ボランティアセンター自らの決定に委ねることとし、町はその運営に協力する。

ウ 災害ボランティアセンターの主な役割は、次のとおりである。

- ボランティアの受付け・登録、配置、活動内容の指示
- ボランティアニーズの把握及びボランティアへの情報提供
- 災害対策本部からの要請に基づくボランティアの派遣
- 災害対策本部との連絡調整
- ボランティア活動情報の集約・管理
- 活動に関するボランティアへの事前説明（活動内容、宿泊、食事等）
- 外部ボランティア組織や地元ボランティア組織との活動調整
- ボランティア保険加入義務

(4) ボランティアの受入れと周知

ア 災害ボランティアセンターは、各避難所等のボランティアニーズに基づき、相互に連絡・調整の上、ボランティアの受入れを行う。

イ 町は、ボランティアが円滑に受け入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、行政職員等に周知する。

(5) ボランティア活動の支援

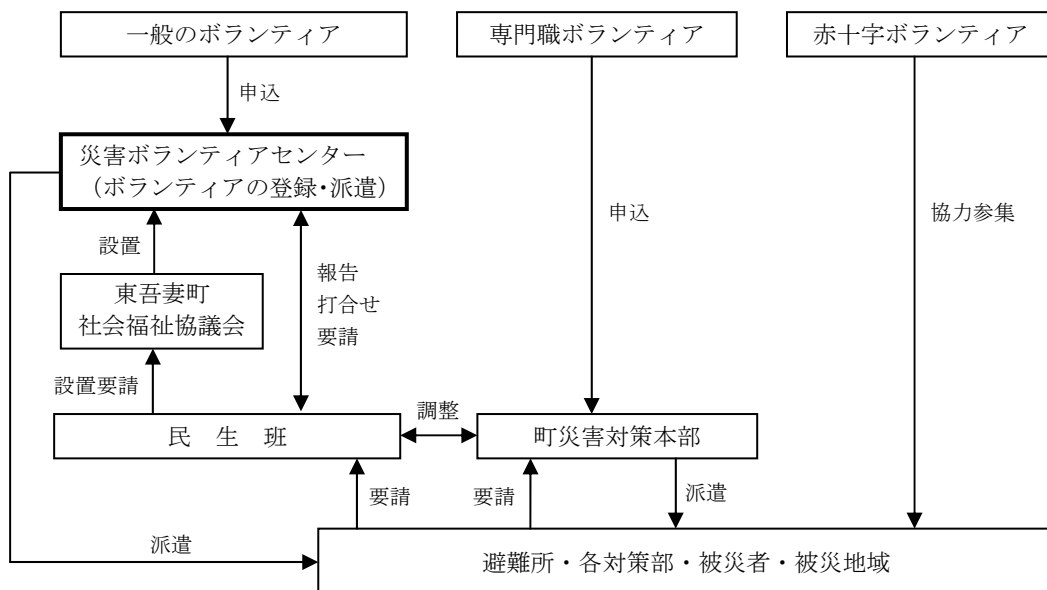
ア 町は、災害ボランティアセンターに対し、被災地の情報及び被災者のボランティアに対するニーズ等の情報を提供し、地域の実情にあった活動ができるよう速やかに支援体制を整える。

イ 町は、災害ボランティアセンターの設置及び運営について、必要に応じ次の支援を行う。

- 災害ボランティアセンターの場所及び資機材の提供
- 災害ボランティアセンターの設置及び運営に係る経費の助成
- 町職員の派遣（県に対する職員派遣要請）
- 被災状況についての情報提供
- その他必要な事項

ウ 町は、災害復旧が長期間にわたる場合は、県及び近隣市町村等の協力を得て長期的な支援体制を確立する。

ボランティアの受入れ～派遣の流れ



第24節 応急住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった世帯に対する住宅対策は、本計画に定める。

1 被災建築物応急危険度判定士による使用の適否判定

町は、被災建築物応急危険度判定士等の協力を得て、住宅に破損等が見られる場合は、使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

また、修理に伴い、必要となる応急危険度判定の見直しに対応できる体制の確保に努める。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 実施責任者

ア 災害救助法適用前

応急仮設住宅の決定は、町長が行う。なお、事業の内容については、災害救助法の規定に準じて行う。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は原則として知事が行う。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が実施する。

(2) 入居対象者

次に掲げるいずれかに該当する人を入居対象者とする。

ア 家屋が全壊、全焼又は流失した人

イ 居住する住家がない人

ウ 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で、次に該当する人

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、ひとり親世帯、高齢者、病弱者、身体障害者、勤労者、小企業者等

(3) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が町長の協力を求めて行う。ただし、状況に応じて町に事務委託される。

(4) 建設戸数

ア 建設戸数は、全壊、全焼及び流失世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合には、近隣市町村相互間において県が設置戸数の融通をすることがある。

イ 被害の程度、深刻さ、住民の経済能力、住宅事情等により特に必要な場合には、厚生労働大臣の承認を受けて限度戸数を引き上げることがある。

(5) 規模・構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の一戸あたりの規模は、1戸あたり平均29.7㎡とする。構造については、厚生労働省が示した標準的仕様等を参考とする。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事完了後、3月以内であるが、特定行政庁の

許可を受けて2年以内とすることができる。

ウ 費用は、群馬県災害救助法施行細則別表第2に定めるところによる。

(6) 建設予定場所

原則として町有地とする。ただし、これによりがたいときは、適当な公有地又は私有地とする。

町は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能予定地や建設可能戸数について、あらかじめ把握しておく。

(7) 着工及び完成の時期

ア 着工の時期

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設しなければならない。

イ 着工時期の延長

大災害時で20日以内に着工できない場合には、事前に厚生労働大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

(8) 維持管理

救助法が適用され、県が設置する応急仮設住宅の管理については、知事から委託を受け町が管理する。救助法が適用されない場合、町が設置するものは町が管理する。

3 応急仮設住宅の運営管理

(1) 応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。

(2) また、運営管理にあたっては、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(3) 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

4 公営住宅及び民間賃貸住宅の利用

町は、応急仮設住宅の供給と合わせて、災害時における被災者用の住居として、公営住宅及び民間賃貸住宅等の空き家を利用して、不足する住宅を確保する。

5 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける人

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない人

(ア) 応急修理の対象は住家であること

(イ) 住家が半壊（半焼）したものであること

(ウ) 災害に起因するものであること

(エ) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること

イ 自らの資力で応急修理ができない人

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、ひとり親世帯、高齢者、病弱者、身体障害者、勤労者、小企業者等

(2) 応急修理の方法

応急修理は、現物給付をもって実施する。ここにいう現物給付とは、実施機関が建設業者等を動員し住みうる状態にすることをいう。

(3) 応急修理の戸数

ア 限度数は、半壊及び半焼世帯の3割とする。ただし、やむを得ない場合には、市町村相互間において県が戸数の融通をすることがある。

イ 災害の状況により必要があれば例外的措置として、厚生労働大臣の承認を得て修理戸数の限度を引き上げることがある。

(4) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、群馬県災害救助法施行細則別表第2に定めるところによる。

(5) 応急修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完了しなければならない。ただし、特殊事業等により期間内に完了できないときは、事前に厚生労働大臣の承認を得て、最小限度において期間を延長することができる。

6 資機材の調達と要員の確保

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にあたり、資機材の調達及び要員の確保について、関係業者に協力を依頼するほか、調達が困難な場合は県に斡旋を依頼する。

7 住宅の応急復旧活動の推進

町は、必要に応じて、住宅工事事業者等と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

8 要配慮者への配慮

町は、応急仮設住宅等の提供にあたっては、要配慮者の居住に適した構造の住宅の建設に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮する。

【関係資料】

〈資料編 12-1 町内建設業者名簿〉

〈資料編 12-2 仮設住宅建設予定地〉

〈資料編 17-2 住宅再建・取得の支援制度〉

第25節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒の安全の確保や通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策は、本計画の定めるところによる。

また、文化財としての価値を損なわないよう、文化財施設の保全対策を講ずる。

1 学校の災害応急対策

(1) 気象状況の把握

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の管理者（以下「学校管理者」という。）は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努める。

(2) 学校施設の安全性の点検

災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、学校施設の安全性を点検する。

(3) 児童生徒の安全確保

学校管理者は、次により、児童生徒の安全を確保する。

ア 児童生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童生徒を安全な場所に移動させる。

イ 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに、応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

ウ 児童生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

(4) 災害情報の連絡

学校管理者は、児童生徒、教職員、校舎等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡する。

(5) 応急教育対策

応急教育の実施については、教育委員会と学校管理者が協議の上、実施する。

ア 休校措置

(ア) 被害により授業が不可能となったときは、学校管理者は自らの判断により、又は教育委員会の指示により、必要に応じて休校措置をとる。

(イ) 休校措置を児童生徒の登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話、その他確実な方法により保護者等に連絡する。

(ウ) 授業の不可能な状態が長期にわたるときは、学校と児童生徒の連絡方法、組織（通学班、子供会等）、家庭学習等の整備工夫を行う。

イ 教室の確保

学校管理者は、校舎が被災したため授業を行えなくなったときは、被災校舎の応急修理、仮設校舎の建設、体育館、その他公共施設等を利用し、教室の確保を図る。

ウ 代替教員の確保

教育委員会その他教員の任命権者は、災害により教員に欠員を生じ、授業の担当が困難となった場合は、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により、代替教員の確保を図る。

エ 応急教育の方法

- (ア) 応急授業にあたっては、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、被災児童生徒の負担にならないよう配慮するとともに、授業の方法、児童生徒の保健、危険防止等に留意する。
- (イ) 学校が避難所となった場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないように留意する。
なお、当初は臨時休校とするなどして、避難者の援護を優先させる。
- (ウ) 被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分に配慮し、児童生徒の心のケアに努める。

オ 教材、学用品等の調達及び支給

実施者	教材、学用品の調達及び配給は、教育委員会並びに学校の協力を得て、町長が実施する。
支給対象者	住家が全壊（全焼）、流失、半壊（半焼）等の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書、学用品を喪失又は毀損した児童生徒に対して支給する。
支給品名	・教科書及び教材 ・文房具（ノート、鉛筆、クレヨン、画用紙、下敷等） ・通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）
支給期間	○教科書及び教材：災害発生の日から1ヶ月以内 ○文房具及び通学用品：災害発生の日から15日以内
費用の範囲	群馬県災害救助法施行細則別表第2による。
<p>※災害救助法が適用されない場合等の措置</p> <p>災害救助法が適用されない場合、又は適用されても被害がイに達しない場合であっても、学用品を喪失又は毀損した児童生徒に対しては、町長は原則として学用品の支給又は斡旋を行う。</p>	

(6) 学校給食対策

- ア 施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、教育委員会は、速やかに代替措置として応急給食を実施する。
- イ 学校給食施設が被災者向けの炊き出し施設として利用される場合は、教育委員会は、学校給食の一時休止その他の対応により、被災者向けの炊き出しとの調整に留意する。
- ウ 衛生管理には特に留意し、食中毒等の事故防止に努める。

2 文化財施設の災害応急対策

(1) 気象状況の把握

文化財の管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想される場合は、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努める。

(2) 文化財収蔵施設の安全性の点検

災害危険区域における文化財の管理者は、文化財収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検する。

(3) 観覧者の安全確保

災害危険区域における文化財の管理者は、次により観覧者の安全を確保する。

ア 施設内に観覧者がいる時に施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させる。

イ 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

(4) 文化財の安全確保

文化財の管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずる。

(5) 被災状況の連絡

文化財の管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡する。

(6) 応急修復

ア 文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を実施する。

イ 県（教育委員会事務局文化財保護課）及び町は、アの応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力する。

【関係資料】

〈資料編 13-1 指定文化財一覧〉

第26節 農業関係災害応急対策計画

災害による農業関係被害の応急対策は、次により実施する。

1 農作物関係

(1) 改植用苗の確保

ア 町は、水害等により水稻の改植の必要が生じたときは、県等に依頼し余剰苗の確保に努める。

イ 町は、果樹の改植を必要とする場合は、県に要請し、群馬県園芸協会等を通じて改植用苗を斡旋する等の措置を講じる。

(2) 病虫害防除対策

ア 防除の指示及び実施

町は、必要に応じ、県の指示に基づき防除班を編成し、防除の実施を図る。

イ 防除機具の確保

町は、町内の防除機具の状況を把握し、緊急防除の実施に際し効率的に防除機具の使用ができるよう努める。

(3) 転換作物の導入指導

町は、必要に応じ、J A等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導する。

2 畜産関係

(1) 家畜の避難

飼養管理者は、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、責任を持って家畜をより安全な場所に避難させるとともに、家畜が他に及ぼす影響も考え、慎重かつ迅速に対処する。

(2) 家畜の防疫

町は、家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、J Aや飼養者等の協力を得て必要な措置を講ずる。

また、家畜排せつ物等が流出し、周囲への悪影響が予想される場合は、飼養者に対し速やかに流出防止措置を講ずるよう指導する。

(3) 被災家畜の処理等

町は、死亡家畜については、飼養者に対し、化製場等で速やかに処理するよう指導する。

(4) 飼料の確保

町は、災害により飼料の確保が困難なときは、県及び関係機関に協力を要請する。

第27節 義援物資、義援金の受入れ・配分計画

災害発生時における義援物資及び義援金の募集、受入れ及び配分計画は、本計画による。

1 義援物資の受入れ

(1) 需要の把握

町は、各避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量等を把握する。

(2) 受入機関の決定

町は、県（健康福祉課）と調整の上、義援物資の受入機関（町と県が個別に受け入れるか共同で受け入れるか）を定める。

(3) 集積場所の確保

受入機関は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所をあらかじめ確保する。なお、集積場所の選定にあたっては、仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町村からの選定も検討する。

(4) 受入希望物資の公表

受入機関は、受入れを希望する物資のリスト及び送り先を報道・放送機関を通じて国民に公表する。また、被災地のニーズは時間とともに変化することに留意し、同リストは、現地の需給状況を勘案して随時改定するよう努める。

(5) 受入物資の仕分け

受入機関は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行う。

(6) 受入物資の配分

町が受け入れた物資については、町の判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、県（健康福祉課）と町とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分する。

なお、配分にあたっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意する。

(7) ボランティア等の活用

物資の仕分け及び配分は、相当の労力を要するため、必要に応じて、ボランティアや委託業者を活用する。

2 義援金の受入れ

(1) 義援金の募集

町は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集する。

(2) 「義援金募集・配分委員会」の設置

町は、義援金の「義援金募集・配分委員会」を設置し、配分計画を作成する。

県において、「義援金募集・配分委員会」が設置された場合は、義援金受入事務を一元化する。

(3) 募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報する。

(4) 義援金の配分

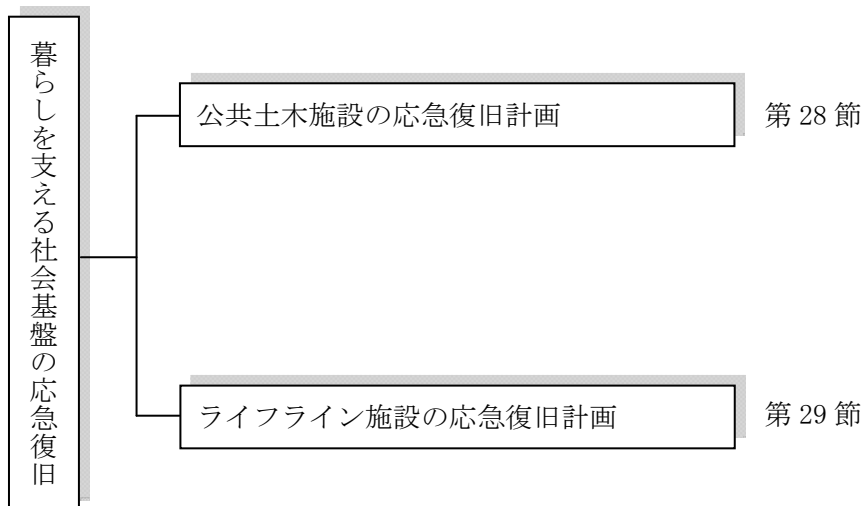
ア 義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定める。

イ 義援金の被災者への支給は、町が行う。

第4章 暮らしを支える社会基盤の応急復旧

公共土木施設や電力、ガス、水道、電気通信等のライフラインは、災害により被害を受けた場合、社会生活に大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となる。

このため、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧・機能回復を図る。



第28節 公共土木施設の応急復旧計画

1 迅速な応急復旧の実施

町は、被災した道路、橋梁等のうち、緊急輸送道路等の緊急を要するものについて、被害状況等の緊急点検を行うとともに、速やかに応急復旧を行う。

また、所管する公共施設の応急危険度判定及び被災状況を把握し、迅速な復旧に努める。

2 重要施設の優先復旧

町は、所管する公共土木施設の応急復旧を行うにあたっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させる。

3 関係業界団体に対する協力の要請

町は、所管する公共土木施設の応急復旧を行うにあたり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請する。

第29節 ライフライン施設の応急復旧計画

1 電力施設の応急復旧計画

東京電力(株)は、被災地の生活確保や公共施設の機能維持等のため、速やかな応急復旧対策を講じ、電力供給の確保を図る。

(1) 迅速な応急復旧の実施

東京電力(株)及び県(発電課)は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行う。

(2) 重要施設の優先復旧

東京電力(株)は、送電設備の応急復旧にあたっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

ア 医療機関、避難所、公官庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

(3) 代替設備の活用

東京電力(株)は、必要に応じ、発電機車、移動変圧器車を活用して応急送電を実施する。

(4) 電力関係機関の相互間の応援

東京電力(株)及び県(発電課)は、電力施設の応急復旧の実施にあたり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請する。

(5) 広報活動

ア 東京電力(株)は、災害時における住民の不安解消、事故防止のため、報道機関の協力及び巡回車により、次の事項について周知する。

- 垂れ下がり電線による感電防止
- 浸水家屋に関する屋内配線、電気器具等の使用による漏電出火の注意
- 電力施設の被害状況
- 復旧の見込み

イ 東京電力(株)は、被害、事故の状況により、各防災関係機関の協力を得て、広報巡回を実施する。

2 ガス施設の応急復旧計画

ガスの漏洩による火災・爆発の二次災害の防止により、住民の安全確保を図るとともに、迅速な応急復旧により、被災者の生活確保に努める。

(1) 被害情報の収集

ガス事業者は、災害が発生した場合には、早急に施設の点検、供給区域内の巡視を行うほか、住民等からの通報等により被害状況を早期に把握する。

(2) 応急復旧措置

ア ガス事業者は、ガス事業法第30条により定められた「保安規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、警察機関、消防機関

と連携を密にし、二次災害の防止に努める。

イ ガス事業者は、二次災害の発生するおそれがある場合は、町と協力して住民に避難措置を行う。

ウ ガス事業者は、重要施設や被害軽微地区の復旧優先を考慮した効率的な復旧計画を立て、復旧作業を実施する。

(3) 供給再開時の安全確認

ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行う。

(4) 代替設備の活用

ガス事業者は、必要に応じ、小型容器、コンロ等の緊急支援物資の調達と避難所等への輸送を行う。

(5) 関係機関相互間の応援

ガス事業者は、ガス施設の応急復旧の実施にあたり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請する。

(6) 広報活動

ガス事業者は、住民に対し次の事項について広報を行う。

ア 災害発生直後

テレビ、ラジオ、広報車等を通して、災害発生後の二次災害防止のため、器具栓、ガス栓、メーターガス栓を閉めるよう周知する。

イ ガス供給停止時

ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について周知する。

3 水道施設の応急復旧計画

水道施設は、電気、ガス等と並び、快適な生活環境のために不可欠なライフラインであり、災害時においてもライフラインとしての機能の確保に努める。

(1) 迅速な応急復旧の実施

町は、被災した浄水設備、配水管、下水道管渠、浄化センター等の上下水道施設について、速やかに応急復旧を行う。

(2) 重要施設の優先復旧

町は、水道施設の応急復旧にあたっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

ア 医療機関、避難所、公官庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

(3) 代替設備の活用

町は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施する。

(4) 水道関係機関の相互間の応援

町は、水道施設の応急復旧の実施にあたり要員や資機材が不足する場合は、他の水道関

係機関に応援を要請する。

(5) 広報活動

町は、断水の状況、応急給水に関する情報、復旧の見通し等について、住民に対し広報を実施し、住民の給水や生活排水に関する不安解消に努める。

4 電気通信施設の応急復旧計画

東日本電信電話(株)群馬支店は、電気通信設備が被災した場合には、速やかに応急復旧作業を実施し、公共機関等の重要通信の確保や被災地域における通信の孤立化防止を図る。

(1) 迅速な応急復旧の実施

東日本電信電話(株)群馬支店は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行う。

(2) 重要施設の優先復旧

東日本電信電話(株)群馬支店は、電気通信施設の応急復旧にあたっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させる。

ア 医療機関、避難所、公官庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

(3) 代替設備の活用

東日本電信電話(株)群馬支店は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供する。

ア 避難所等への特設公衆電話の設置

イ 避難所又は防災拠点等への携帯電話の貸出し

ウ 「災害用伝言ダイヤル」及び「災害用伝言板」の提供

(4) 電気通信関係機関の相互間の応援

東日本電信電話(株)群馬支店は、電気通信設備の応急復旧の実施にあたり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請する。

(5) 広報活動

東日本電信電話(株)群馬支店は、電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合は次の事項について周知する。

- 電気通信の途絶・輻そうの状況
- 復旧の見通し
- 「災害用伝言ダイヤル」及び「災害用伝言板」の利用案内
- その他必要な事項

第4編 その他の災害対策計画

第1節 雪害対策計画

本町は、積雪地帯と比べて雪害に対する対策基盤が脆弱であり、また住民意識もそれほど高くないため、大規模な雪害に至らない程度の降雪が発生した場合であっても、住民生活に及ぼす影響が大きい。

このため、平素より雪害への対策を行い、雪害から住民の生命、身体及び財産を守り、安全で安心なまちづくりを実現する。

1 雪害予防計画

雪害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に軽減するための措置について本計画に定める。

(1) 雪害時の心得の周知

町は、降雪・積雪時において、住民が適切な行動をとれるよう、雪害時の心得について周知を図る。

- ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。
- 暴風雪や大雪が予想される場合は、外出は見合わせる。
- エンジンをかけたままの駐車における一酸化炭素中毒に注意する。
- カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。
- 隣近所等と協力し、消火栓等の防災設備の周り等を除排雪する。
- 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除排雪に協力する。
- 屋根雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。
- 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。
- 雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。
- 協力しあって生活道路、歩道等の除排雪を行う。

(2) 道路の除雪体制の整備

ア 町は、冬期の交通を確保するため、次により除雪体制の整備を進める。

- | | |
|-----------|----------|
| ○除雪資機材の整備 | ○排雪場所の確保 |
| ○融雪剤の備蓄 | ○除雪要員の確保 |

イ 除雪計画等の策定

(ア) 町は、大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、他の道路管理者と連携した道路除雪の方法等について事前に協議、確認し、次の事項に考慮した基本的な方針を定めておく。

- 各道路管理者の連携強化による効率的な除雪体制
- 優先して除雪作業を行うべき区間
- 効率的な除雪作業を行うための通行規制の実施
- 道路管理者間の道路交通規制情報の共有
- 道路利用者等に対する情報提供
- 災害の危険があり、早急に人命救助の必要な孤立集落が発生するおそれがある地域等における関係道路管理者の相互協力

(4) 各道路管理者による除雪計画の策定

各道路管理者は、迅速かつ効率的な道路除雪が行えるよう、上記アの基本的な方針を踏まえ、除雪計画を策定するよう努める。

(3) ライフライン施設の雪害予防計画

電力、ガス、水道、電気通信等の施設は、住民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできないものであることから、各ライフライン事業者は、降積雪時においてもその機能を確保できるよう施設の耐雪化等を図るとともに、除排雪による被害防止計画等をあらかじめ策定しておく。

(4) 要配慮者対策

ア 町は、要配慮者が利用する施設の優先的除雪や自力で除雪が困難な要配慮者に対する除雪ボランティアの確保等要配慮者に配慮した施策の推進を図る。

イ 町は、在宅の要配慮者に対する定期的訪問や雪害時の心得等の普及啓発等の支援体制づくりに努める。

(5) 地域ぐるみの除雪援助体制の整備

大雪時において、高齢者のみ世帯や障害者世帯等については、自力による除雪作業が困難であることから、平素から大雪を想定した地域住民や自主防災組織、消防団等による地域ぐるみの除雪体制や支援のための仕組みづくりを図る。

(6) 孤立予防対策

ア 町は、積雪や雪崩等により外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能になる可能性のある地区を、雪害による孤立予想地区として事前に把握しておく。

イ 町は、積雪、雪崩等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保、食料備蓄の奨励等万全の事前措置を実施する。

(7) 児童生徒の安全確保

降積雪時における児童生徒の安全確保については、教育委員会、学校管理者等においてあらかじめ十分協議し、特に次の事項についてその万全を期する。

ア 通学路の状況を常に把握し、除雪拡幅について適切な措置を講ずるとともに、集団登下校時には誘導責任者等を定めるなど十分考慮する。

イ 車道での通行、横断等については十分注意するよう指導する。

ウ 屋根の雪下ろしに対する危険防止について十分指導する。

エ 臨時休校等の措置については、あらかじめその基準を定めておく。

2 雪害応急対策計画

豪雪が発生した場合に、雪害の拡大を防止するための措置並びに被害者に対する応急的救助の措置について本計画に定める。

(1) 情報の収集・伝達

ア 気象情報の収集と伝達

町は、県及び前橋地方気象台からの降積雪等に関する気象情報を収集するとともに、関係機関等へ迅速に伝達する。

イ 災害情報の収集・伝達

町は、災害の発生直後において、人的被害の状況や建築物等の被害情報を収集し、県及び防災関係機関に連絡する。

(2) 住民に対する避難誘導等

町は、事前避難が必要と判断される場合、住民に対する避難勧告・指示等を行い適切な避難誘導を行う。

(3) 警戒体制

町は、前橋地方気象台の発表する予警報及び情報並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合は警戒体制に入る。

ア 災害警戒本部の設置

町長は、県下に大雪警報が発表されたとき、災害警戒本部を設置し、情報収集をはじめとして対策を講じる。

イ 災害対策本部の設置

町長は、災害対策本部設置基準により次の状況を勘案し、必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

- 町に相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めるとき。
- 町に雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき。
- 町に災害救助法による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき。

(4) 道路交通の確保

町は、道路交通の確保と積雪による交通事故の発生を防止するため、次により除雪体制の整備を進める。

ア 道路の除雪

- (ア) 国道、県道は県が行う。
- (イ) 町道は町が行う。

イ 除雪の方法

道路交通確保のための除雪は、町有除雪車を使用し実施する。ただし、積雪量の状況

により町有除雪車において困難な場合は、町内建設業者等関係機関の協力を得て実施する。

ウ 除雪の出動

除雪のための出動は、現に交通困難な場合において地域住民の要請により、その地区の区長を経由して出動の要請を行う。

エ 消防団の出動

雪害時において、緊急除雪を実施するため消防団員の出動が必要であると認めるときは、町長は速やかにその出動について所要の措置をとり、早期に除雪ができるよう努める。

なお、自衛隊の出動を要請する必要があるときは、第3編災害応急対策計画 第8節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続きにより行う。

オ 住民による除雪

町は、幹線以外の道路の除雪については、あらかじめ行政区、自主防災組織等の団体を通じ、住民による除雪体制づくりを推進する。

カ 雪捨て場

除雪作業に伴う雪処理については、雪捨て場へ搬入するものとし、特に次の事項に留意する。

(ア) 雪捨て場は、交通の支障のない場所を選定することとし、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設けるなど、交通の妨げにならないよう配慮する。

(イ) 河川敷地等を利用し、雪捨て場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、水が溢れたりしないよう十分配慮する。

(5) 屋根の雪下ろし

ア 町は、積雪による家屋の倒壊を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろし等の除雪を督促するとともに、必要に応じ支援を行うよう努める。

イ 特に、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、民生委員、行政区、消防団と連携して除雪の支援を行う。

ウ 雪下ろし等の除雪作業に当たっては、転落等の事故防止について、注意を喚起する。

(6) 雪崩対策

ア 危険箇所 の 査 察

町は、雪崩の発生が予想される箇所について調査並びに巡回査察を実施するとともに、雪崩の発生が予想される危険な箇所に表示板等により表示を行い、災害の未然防止に努める。

イ 避難の指導

町は、気温の上昇等により雪崩の危険が増大したときは、県及び関係機関と緊密に連絡をとり、危険区域の住民に対し避難が的確に行われるよう指導する。

ウ 応急措置

(ア) 町は、雪崩災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を実施し、必要に応じて応急工事を実施する。

(イ) 町は、雪崩の発生した地域に対し、災害の状況に応じて速やかに除雪、食料、医薬品等について必要な措置を講じる。

(7) その他の雪害応急対策

その他の雪害応急対策については、第3編 災害応急対策計画の各節に準じて行う。

ア 災害広報

- ・災害の状況、二次災害の危険性に関する情報の広報 等

イ 救急・救助、医療救護活動

- ・急病人の搬送、医療救護体制の確保 等

ウ 避難収容対策

- ・安全な避難所、避難路の選定、除雪等による避難路の確保 等

エ 要配慮者対策

- ・要配慮者の安否確認、避難行動要支援者の避難誘導
- ・社会福祉施設等の保全対策 等

オ 食料・生活物資の確保

- ・食料、飲料水及び生活物資等の確保
- ・広域的な物資供給体制の整備 等

カ ライフラインの応急対策

- ・電力、ガス、水道、電気通信施設の迅速な復旧 等

キ 児童生徒の安全確保

- ・通学道路の確保、集団登下校、臨時休校、授業打ち切り等児童生徒等の危険防止対策
- ・学校施設の保全対策 等

ク 孤立集落対策

- ・救援隊の派遣、食料、燃料等の供給、交通の確保 等

【関係資料】

〈資料編2-10 東吾妻町大雪による被災支援金等支給要綱〉

第2節 火山災害対策計画

県内には、浅間山、日光白根山、赤城山、榛名山、草津白根山の5つの活火山が存在し、浅間山、草津白根山、日光白根山については気象庁により24時間常時観測・監視されており、さらに、浅間山、草津白根山に関しては噴火警戒レベルが導入されている。

県では、浅間山及び草津白根山の噴火等による被害の軽減を図るため、火山周辺市町村等関係機関による連絡協調体制を確立し、火山防災対策を期することを目的に、昭和54年に「群馬県火山防災対策連絡会議」を設立しており、本町は当会議に属している。

このため、以下に火山災害の予防対策並びに災害応急対策について定める。

1 火山災害予防計画

火山の爆発その他火山現象による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、地域住民及び観光客等の生命、身体及び財産を保護するため、各防災関係機関は連携を図り、火山災害予防対策の諸施策を行う。

(1) 噴火警報等の概要

ア 気象庁が発表する噴火警報及び噴火予報

気象庁は、気象業務法に基づき、平成19年12月1日より噴火災害軽減のため噴火警報及び噴火予報の発表を開始した。噴火警報及び噴火予報は、全国の活火山を対象とし、火山毎に警戒等を必要とする市区町村を明示して発表するものである。

種 類	内 容
噴火警報	<p>気象庁火山監視・情報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流等）の発生やその拡大が予想される場合等に、警戒が必要な範囲（影響範囲）を付して発表する。</p> <p>警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」（略称は「火口周辺警報」）として発表する。</p>
噴火予報	<p>気象庁火山監視・情報センターが、噴火警報の解除を行う場合等に発表する。</p>
噴火警戒レベル	<p>噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や必要な防災対応を踏まえて5段階に区分したものである。</p> <p>住民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「平常」のキーワードをつけて警戒を呼びかける。</p> <p>噴火警戒レベルは、噴火警報・予報に含めて発表する。また、各火山の火山防災協議会において、発表基準や避難対象地域等の共同検討を通じて、導入や改善を行う。</p> <p>県内では、浅間山と草津白根山について噴火警戒レベルが導入されている。</p>

■噴火警戒レベル導入火山（浅間山、草津白根山）

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域) ↓ (略称) 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。
	噴火警報 (火口周辺) ↓ (略称) 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	—	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

■噴火警戒レベル未導入火山（日光白根山、榛名山、赤城山）

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域) ※ ↓ (略称) 噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓及びそれより火口側の範囲において嚴重に警戒 (居住地域嚴重警戒) ※※	居住地域又は山麓及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域又は山麓の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 (入山危険)	火口から居住地域又は山麓の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 (火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	—	火口内等	平常	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

出典：平成24年度火山噴火（爆発）防災計画（群馬県火山防災対策連絡会議）

※居住地域が不明確な場合は「噴火警報（山麓）」

※※居住地域が不明確な場合は「山麓嚴重警戒」と記載

■浅間山の噴火警戒レベル

(平成19年12月1日から実施、平成22年12月22日改正)

予備 警報	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応	想定される現象等
噴 火 警 報	居 住 地 域 及 び そ れ よ り 火 口	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達 【天明噴火(1783年)の事例】 8月4日～5日：吾妻火砕流、鎌原岩屑なだれ、吾妻泥流、鬼押出溶岩流等が発生 ・中噴火が頻発し、天仁天明クラスの噴火が切迫している。 【天明噴火(1783年)の事例】 8月1日～3日：軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる。 ・積雪期中噴火に伴う火砕流が発生し、融雪型火山泥流が居住地域に到達、又は到達すると考えられる。 【過去事例】観測事例なし
		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・中噴火が断続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 【天明噴火(1783年)の事例】 7月26日～31日：中噴火が断続的に発生 ・噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし ・積雪期中噴火が発生し、居住地域に影響する融雪型火山泥流の原因となる火砕流が発生した可能性がある。
大 口 周 辺 警 報	火口から居住域近くまで広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ・山頂火口から中噴火が発生し、4km以内に噴石や火砕流が到達 【2004年噴火の事例】 9月1日：噴石が山頂火口から約2.7kmまで飛散 【その他の事例】 1973年2月1日：噴石が山頂火口から約2kmまで飛散、火砕流が約1.5kmまで、融雪型火山泥流が2km付近まで到達 1958年11月10日：噴石が山頂火口から約3kmまで飛散、火砕流が約3kmまで到達 ・中噴火が切迫している。 【過去事例】 2004年8月31日：山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増 1973年2月1日：地震急増
	火口から少し離れたまでの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ・山頂火口から小噴火が発生し、2km以内に噴石や火砕流が到達 【1982年噴火の事例】 4月26日：噴石が山頂火口から約1kmに飛散、火砕流が約1kmまで到達 ・小噴火の発生が予想される。 【2004年噴火の事例】 7月下旬：噴煙量増加、火山性地震増加

予備警報	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火予報	火口内等	レベル1(平常)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	・火山活動は静穏、状況により山頂火口から500m以内に影響する程度の噴出の可能性あり

出典：平成24年度火山噴火(爆発)防災計画(群馬県火山防災対策連絡会議)

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) 表中にある火口からの距離はいずれも概ねの数値を意味する。

注3) 天仁天明クラスの噴火とは、火砕流、泥流等が居住地域まで到達して広範囲に影響するような噴火とする。

注4) 中噴火とは、山頂火口から概ね4km以内に噴石飛散させる噴火とする(稀に噴石が概ね4kmをこえることがある)。

注5) 小噴火とは、山頂火口から概ね2km以内に噴石飛散させる噴火とする。

イ 気象庁が発表するその他の火山活動等に関する情報

気象庁は、噴火警報・予報のほか、以下の火山防災情報を提供する。

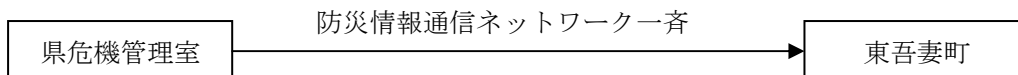
種類	内容
降灰予報	噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火等一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。
火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等、火山性地震や微動回数及び噴火等の火山状況を知らせる情報。
火山活動解説資料	各火山について毎月活動状況をわかりやすく取りまとめ、解説資料として翌月上旬に発表する。なお、火山活動異常時には必要に応じ作成される。
週間火山概況	過去一週間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。
月間火山概況	前月一ヶ月の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。
噴火に関する火山観測報	噴火が発生した場合に、その時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

出典：平成24年度火山噴火(爆発)防災計画(群馬県火山防災対策連絡会議)

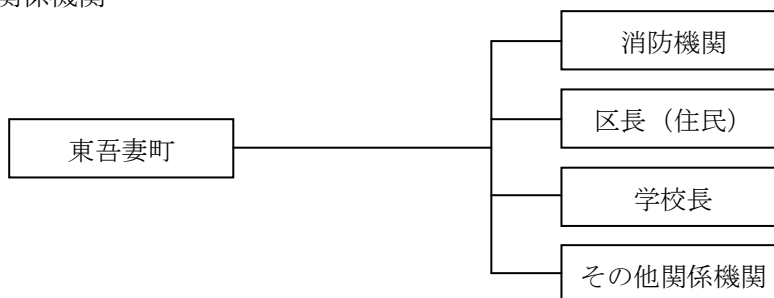
(2) 火山情報の通報伝達系統

噴火警報及び噴火予報等が発表された場合における機関別伝達先は、原則として次のとおりとする。

ア 県から町へ



イ 町から関係機関へ

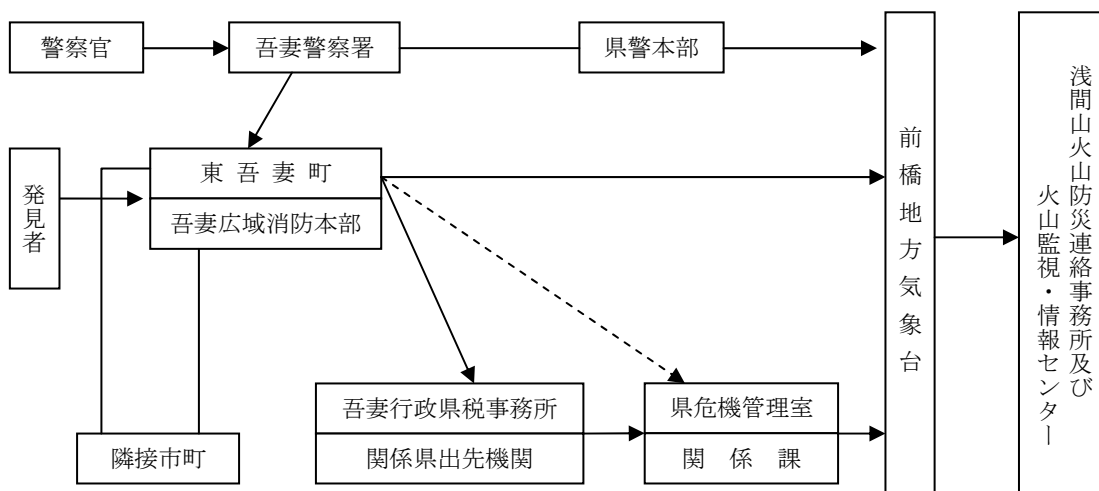


(3) 異常現象の通報

次のような噴火（爆発）前兆現象と思われる異常現象を発見又は覚知した者は、以下により関係機関に通報する。

- 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰等
- 火山地域での火映、鳴動の発生、地震の群発
- 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤の上昇・沈下・陥没等の地形変化
- 噴気口・火口の新生拡大・移動、噴気噴煙の量・色・温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化
- 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大あるいは移動及びそれらに伴う草木の立ち枯れ等
- 火山付近の湖沼、河川の水の異常変化（量・臭い・色・湿度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等）

通報系統図



(4) 避難誘導體制の整備

ア 噴火警報等の伝達体制の整備

- (ア) 町は、噴火警報等を住民、観光客等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルート
を明確にしておく。
- (イ) 町は、噴火警報等及び避難の勧告又は指示の内容を住民、観光客等に迅速かつ確実に
伝達できるよう、広報車、防災行政無線、サイレン等の整備を図る。

イ 避難誘導訓練の実施

町は、消防機関、警察機関等と協力して住民、観光客等の避難誘導訓練を実施する。

ウ 火山災害の危険性の周知

町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、火山災害の危険性を次により住民に周知
する。

- 広報紙等を活用して、予想される噴火（爆発）の態様と被害の内容を周知する。
- 噴火（爆発）時における溶岩流、火砕流等の到達予測範囲等を示したハザードマ
ップの作成を必要に応じて検討する。

エ 避難所等の周知

町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対
し次の事項を周知する。

- 避難の準備情報（要配慮者避難）、勧告又は指示を行う基準
- 避難の準備情報（要配慮者避難）、勧告又は指示の伝達方法
- 避難所の名称、所在地及び対象地区
- 避難経路及び誘導方法
- 避難時の心得

オ 案内標識の設置

- (ア) 町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、避難所の案内標識の設置に努める。
- (イ) 町は、案内標識の作成にあたっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解で
きるように配慮する。

カ 避難行動要支援者への配慮

町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民や自主防災組織の協
力を得て、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努める。

(5) 住民の防災行動力の向上

ア 防災知識の普及啓発

地域住民等に対し、噴火（爆発）時における避難等が円滑に実施できるよう、次によ
り防災知識の普及を図る。

(7) 普及方法

- 新聞、広報、インターネット（気象庁・国土交通省ホームページ）等
- テレビ、ラジオ、防災行政無線等
- 写真、ビデオ、スライド等
- 講演会等による普及
- 立て看板等による普及
- チラシ、パンフレットによる普及

(イ) 普及事項

- 異常現象の種類や内容、噴火（爆発）現象とその影響等火山の知識
- 火山情報の種類及び内容
- 避難指示等の伝達系統及び方法
- 避難の時期、場所及び避難に際しての留意事項
- 町及び防災機関の対策内容
- その他必要な事項

イ 防災訓練の実施

町は、火山噴火（爆発）等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各種の応急措置が円滑に実施されるよう、関係機関の協力を得て必要な訓練を計画し実施する。

2 火山災害応急対策計画

(1) 活動体制の確立

ア 配備体制基準

群馬県火山防災対策連絡会議構成機関は、火山の異常現象又は噴火（爆発）に伴う被害の発生に対処するため、居住地域への影響が予想される場合は、次表のとおり共通の体制をとることとなっている。

■ 配備体制基準

体制区分	状 況	配備体制
警戒体制	噴火警戒レベル2又は3が発表され、異常現象の発生等噴火（爆発）のおそれがあり警戒体制を必要とするとき	噴火警報及び噴火予報等の収集、関係機関との連絡調整、その他所要の措置が円滑に実施し得る配備体制
応急体制	噴火警戒レベル2又は3が発表され、火口から1 km～2 km以内に噴石があり、軽微な物的被害が発生した場合、もしくは引き続き被害の発生するおそれがあるとき	被害情報の収集、応急対策、その他所要の措置等が円滑に実施しうる配備体制
非常体制	噴火警戒レベル4、又は5が発表され、規模の大きな噴火、あるいはそのおそれがあり、人的及び物的被害が生じ、又は生じるおそれがあるなど、事態が重大であると認められるとき	被害情報の収集、応急対策、その他所要の措置等が円滑に実施しうる配備体制

イ 災害対策本部の設置

町長は、次のいずれかに該当し、必要と認めたときは、防災の推進を図るため、災害対策本部の設置を決定する。

- 浅間山について噴火警報（噴火警戒レベル5）が発表されたとき
- 浅間山又は噴火したとき（微噴火・小噴火を除く）
- 噴火警戒レベル等にかかわらず県内に噴火による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応を行うため知事が必要と認めたとき

ウ 火山対策コアグループについて

群馬県火山防災対策連絡会議では、平常時の火山防災対策及び火山災害応急対策の迅速な協議・実行を期すため、以下の機関の担当者レベルでの火山対策コアグループを編成している。浅間山火山対策コアグループの構成機関は、次のとおりである。

■浅間山火山対策コアグループ編成機関

- ①前橋地方气象台
- ②長野地方气象台
- ③浅間山火山防災連絡事務所
- ④東京大学地震研究所火山噴火予知研究センター
- ⑤国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所
- ⑥陸上自衛隊第12旅団
- ⑦長野原町
- ⑧嬭恋村
- ⑨長野原警察署
- ⑩吾妻広域消防本部
- ⑪中之条土木事務所
- ⑫群馬県警察本部警備第二課
- ⑬群馬県総務部危機管理室

(2) 避難対策

ア 町長は、あらかじめ避難計画を定めておき、気象庁が噴火警報等を発表した際には、噴火警戒レベルにあわせて、避難が必要となることが予想される場合には「避難準備」を呼びかけ、さらに事態が進行した場合には、「避難指示等」を発令する。

イ なお、前兆現象が観測されず、気象庁が噴火警報等を発表することがない中で突然噴火する場合も考えられることから、噴火警報等の発表の有無にかかわらず、町長は迅速に避難指示等を発令し、住民の避難を実施する。その際、町長は、前橋地方气象台等と連絡を密にし、情報の共有を図る。

ウ また、降灰後の降雨による土石流に対する警戒避難も必要であり、大雨警報、土砂災害警戒情報等の情報や土石流発生のおそれ等の情報に基づき、町長は、適切に避難指示等を発令する。

エ 関係市町間での調整

町長は、火山噴火時等の避難指示の発令や交通規制の対応等について関係市町と整合性を保つため、緊密な情報連絡を行い、整合性がとれた広域的な防災対応に努める。

(3) 情報提供

噴火時等の異常発生時において、迅速な避難を実施できるか否かは、住民を含む全ての関係者が、火山活動に関する最新の情報を共有し、正確に把握できるか否かにかかってくる。また、火山活動に伴う住民の不安を解消していくためにも、正確な情報を適確に提供していくことが重要である。

このため町は、火山活動が活発化した段階、避難の段階、避難後の段階、沈静化した段階等段階ごとのきめ細かな情報提供に努める。

広報の実施方法については、第3編災害応急対策計画 第11節「広報及び広聴計画」に定めるところによる。

(4) 救助・救護体制

ア 救助・救護体制の確立

町長は、避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告・指示を行ったときは、万一の場合に備え、消防機関に出動の準備体制を要請するほか、日本赤十字社群馬県支部、地元医療機関等と連絡を密にし、救助・救護体制の確立を図る。

イ 救護所の設置

(7) 町長は、噴火（爆発）等により負傷者が出るなど救護所設置の必要を認めるときは、日赤県支部、地元医療機関と協議のうえ、避難場所に救護所を設置する。

(4) 救護所を設置したときは、日本赤十字社群馬県支部、地元医療機関と協議のうえ、負傷者の救護に必要な医師、看護師を配置する。

ウ 負傷者の搬送

(7) 救護所での手当では不十分な重傷者については、最寄りの病院へ搬送する。

(4) 搬送は原則として地元消防機関による。ただし地元消防機関のみでは対応できないときは、隣接消防機関に応援を要請するほか、警察等の協力を得て搬送を実施する。

(5) 通信手段の確保

噴火（爆発）等により地域の有線電話等が途絶又はふくそうにより使用不能となった場合の関係機関との通信は、第3編災害応急対策計画 第5節「通信計画」に定めるところによる。

(6) 自衛隊に対する災害派遣要請

知事は、大噴火（爆発）等による応急対策の実施にあたり、関係町村等では十分に対処し得ないと認められた場合は、自衛隊法第83条の規定及び群馬県地域防災計画に定めるところにより、自衛隊に対し派遣を要請する。

具体的な対策については、第3編災害応急対策計画 第8節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(7) 災害救助法に基づく救助活動

大噴火（爆発）等により多数の死傷者等が出たため、災害救助法の適用が決定したときは第3編災害応急対策計画 第10節「災害救助法の適用に関する計画」により必要な救助活動を実施する。

(8) 二次災害の防止活動

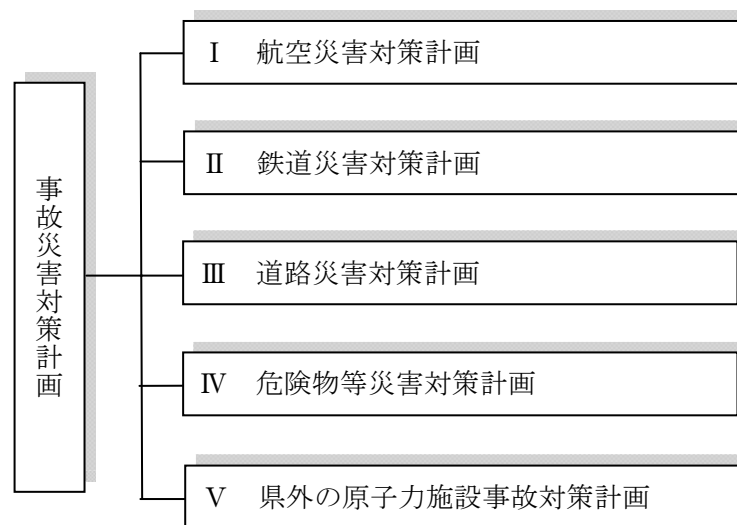
町は、火山噴火による噴出物が堆積している地域においては、降雨による土石流等の土砂災害の発生のおそれがあることから、降雨の状況把握や監視体制を強化するとともに、専門技術者等を活用し、危険性が高い判断された場合には、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保するなど、二次災害の防止に努める。

第3節 事故災害対策計画

航空機事故や鉄道事故、道路事故、危険物等事故等は、ひとたび発生すると大規模な災害になるおそれがあり、万が一発生した場合には、迅速に救出・救護活動を実施するとともに、事故の拡大防止を図る必要がある

本節では、次の各事故災害についての防災対策の一層の充実強化を図るため、災害予防計画及び災害応急対策計画を定める。

なお、当該計画に定められていないものについては、第2編災害予防計画並びに第3編災害応急対策計画の規定に準ずる。



I 航空災害対策計画

町域又は近隣において、航空機の墜落炎上等による航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、迅速かつ的確に対応するため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は本計画の定めによる。

1 災害予防計画

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

航空災害が発生した場合の情報の収集・連絡体制については、第2編災害予防計画 第13節「情報の収集・連絡体制の整備計画」に準ずる。

(2) 通信手段の確保

航空災害における通信手段の確保については、第2編災害予防計画 第14節「通信手段の確保計画」に準じて行う。

(3) 応急活動体制の整備

職員の応急活動体制については、第2編災害予防計画 第15節「応急活動体制の整備計画」に準じて体制の整備を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

(4) 捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備

ア 救助・救急活動体制の整備

町及び消防機関は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

イ 消火活動体制の整備

消防機関は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

ウ 医療活動体制の整備

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

(5) 緊急輸送活動体制の整備

発災時において、緊急搬送や消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するための体制については、第2編災害予防計画 第17節「緊急輸送活動体制の整備計画」に準じて行う。

(6) 広報・広聴体制の整備

事故に関する情報を迅速・的確に提供し、被災者、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するための広報・広聴体制の整備については、第2編災害予防計画 第20節「広報・広聴体制の整備計画」に準じて行う。

2 災害応急対策計画

(1) 災害対策本部の設置

航空事故が発生し、相当な被害が予想される場合は、第3編災害応急対策計画 第1節「組織計画」の定めるところにより災害対策本部を設置し、応急活動体制を確立する。

(2) 職員の非常参集

災害応急対策のための職員の動員については、第3編災害応急対策計画 第2節「動員計画」の定めるところにより体制を整え、応急活動を実施する。

(3) 通信手段の確保

災害情報の収集や災害応急措置等の通信の実施については、第3編災害応急対策計画 第5節「通信計画」の定めるところにより実施する。

(4) 災害情報の収集・連絡

旅客機が墜落した場合、搭乗者が多数死傷するおそれがある。また、旅客機以外の航空機であっても住宅地等に墜落した場合は、住民が多数死傷するおそれがある。

このため、迅速な救助活動が展開されるよう、関係機関は、機種、搭乗者数、墜落地点、負傷者数、消火活動の要否等の災害情報を速やかに収集・連絡する必要がある。

また、飛行中の航空機が消息を絶った場合も、墜落を想定し、機種、搭乗者数、墜落予想区域等の情報を収集・連絡する必要がある。

ア 町・消防機関における災害情報の収集・連絡

(ア) 町は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに吾妻行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理室）に連絡する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

(イ) 消防本部は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理室に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防庁長官通知）の規定に基づき、県危機管理室に報告するとともに消防庁に対して直接報告する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 航空機火災2 死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれがある救急・救助事故3 ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 |
|---|

(ウ) 県又は消防庁への連絡・報告は、「資料編18-1 被害報告関係様式」の「救急・救助事故即報」による。

(5) 自衛隊への災害派遣要請

航空事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、第3編災害応急対策計画 第8節「自衛隊災害派遣要請計画」に準じて行う。

(6) 広域応援の要請

航空災害により自力による応急対策等が困難な場合において、県、他の市町村及びその他の機関に応援を求める場合は、第3編災害応急対策計画 第9節「相互応援対策計画」に準じて行う。

(7) 広報・広聴計画

住民への広報や報道機関に対する代表取材の要請等については、第3編災害応急対策計画 第11節「広報及び広聴計画」に準じて行う。

(8) 捜索、救助・救急及び消火活動

ア 捜索活動

(7) 消防機関、県警察は、ヘリコプター等多様な手段を活用し、相互に連携して墜落機又は行方不明機の捜索を実施する。

(イ) 自衛隊は、知事（危機管理室）からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、捜索活動を行う。

イ 救助・救急活動

(7) 消防機関及び警察機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請、県に対する群馬DMA T等の派遣要求等を行う。

(イ) 自衛隊は、知事（危機管理室）からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行う。

(ウ) 県（医務課）は、自らの判断又は消防機関等からの要求により、群馬DMA Tの派遣を要請する。

(エ) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

(オ) 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(カ) 医療機関への負傷者の搬送にあたっては、群馬県広域災害・救急医療情報システム等を活用し、負傷者の負傷状態に適した医療施設及び医療技術を有する医療機関へ搬送する。また、搬送に要する時間を短縮するためにヘリコプターを有効に活用する。

ウ 消火活動

(7) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(イ) 発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努める。

(9) 医療活動

航空災害時における医療活動については、第3編災害応急対策計画第15節「救助・救急及び医療活動」の定めるところにより実施するほか、次による。

ア 救護所の設置及び救護班の派遣

(7) 地理的条件等により医療機関への負傷者の搬送が手間取る場合、町は、事故現場に近い場所に救護所を設置する。

(イ) 町は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県（医務課）に対し、救護班の派遣を要請する。

イ 医療機関による医療活動

負傷者を受け入れた医療機関は、次の事項に留意して治療に当たる。

- (ア) 負傷の状態により、負傷者を他の医療機関に転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (イ) 転送先の検討にあたっては、群馬県広域災害・救急医療情報システム等を活用する。
- (ウ) 負傷者の転送にあたっては、必要に応じ、町又は県（消防保安課）等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

ウ トリアージの実施

負傷者が多数に上るため、救護所又は医療機関において治療の優先順位をつける必要がある場合は、トリアージを行う。

(10) 交通の確保・緊急輸送活動

航空事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、第3編災害応急対策計画 第17節「交通確保・輸送計画」に準じて行う。

【関係資料】

〈資料編 18-1 被害報告関係様式（救急・救助事故即報）〉

II 鉄道災害対策計画

列車の脱線、転覆、衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又は発生しようとしている場合に、迅速かつ的確に対応するため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は本計画の定めによる。

1 災害予防計画

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

鉄道災害が発生した場合の情報の収集・連絡体制については、第2編災害予防計画 第13節「情報の収集・連絡体制の整備計画」に準ずる。

(2) 通信手段の確保

鉄道災害における通信手段の確保については、第2編災害予防計画 第14節「通信手段の確保計画」に準じて行う。

(3) 応急活動体制の整備

職員の応急活動体制については、第2編災害予防計画 第15節「応急活動体制の整備計画」に準じて体制の整備を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

(4) 救助・救急及び医療及び消火活動体制の整備

ア 救助・救急活動体制の整備

(ア) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

(イ) 町及び消防機関は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

イ 医療活動体制の整備

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

ウ 消火活動体制の整備

(ア) 消防機関は、平常時から機関相互間の連携の強化を図る。

(イ) 鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

(5) 広報・広聴体制の整備

事故に関する情報を迅速・的確に提供し、被災者、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するための広報・広聴体制の整備については、第2編災害予防計画 第20節「広報・広聴体制の整備計画」に準じて行う。

2 災害応急対策計画

(1) 災害対策本部の設置

鉄道事故が発生し、相当な被害が予想される場合は、第3編災害応急対策計画 第1節「組織計画」の定めるところにより災害対策本部を設置し、応急活動体制を確立する。

(2) 職員の非常参集

災害応急対策のための職員の動員については、第3編災害応急対策計画 第2節「動員計画」の定めるところにより体制を整え、応急活動を実施する。

(3) 通信手段の確保

災害情報の収集や災害応急措置等の通信の実施については、第3編災害応急対策計画 第5節「通信計画」の定めるところにより実施する。

(4) 災害情報の収集・連絡

ア 町・消防機関における災害情報の収集・連絡

(ア) 町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに吾妻行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理室）に連絡する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

(イ) 消防本部は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理室に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防庁長官通知）の規定に基づき、県危機管理室に報告するとともに、消防庁に対して直接報告する。

1 列車火災

2 死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆等による救急・救助事故

(ウ) 県又は消防庁への連絡・報告は、「資料編18-1 被害報告関係様式」の「救急・救助事故即報」又は「火災即報」による。

(5) 自衛隊への災害派遣要請

鉄道事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、第3編災害応急対策計画 第8節「自衛隊災害派遣要請計画」に準じて行う。

(6) 広域応援の要請

鉄道災害により自力による応急対策等が困難な場合において、県、他の市町村及びその他の機関に応援を求める場合は、第3編災害応急対策計画 第9節「相互応援対策計画」に準じて行う。

(7) 広報・広聴計画

住民への広報や報道機関に対する代表取材の要請等については、第3編災害応急対策計画 第11節「広報及び広聴計画」に準じて行う。

(8) 救助・救急活動

ア 鉄道事業者による救助・救急活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

イ 消防機関・警察機関による救助・救急活動

消防機関及び警察機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、

必要に応じ、広域応援の要請、県に対する群馬DMAT等の派遣要求等を行う。

ウ 自衛隊による救助・救急活動

自衛隊は、知事（危機管理室）からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行う。

エ 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等に協力して救助・救急活動を行う。

オ 資機材等の調達

(7) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

(4) 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(9) 医療活動

鉄道災害時における医療活動については、第3編災害応急対策計画第15節「救助・救急及び医療活動」の定めるところにより実施する。

(10) 交通の確保・緊急輸送活動

鉄道事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、第3編災害応急対策計画 第17節「交通確保・輸送計画」に準じて行う。

(11) 代替交通手段の確保

ア 代替交通手段の確保

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

イ 関係鉄道事業者の協力

被災していない関係鉄道事業者は、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

3 災害復旧計画

鉄道事故の災害復旧計画は、第5編「災害復旧・復興計画」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

(1) 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定められた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設及び車両の復旧に努める。

(2) 復旧予定時期の明確化

鉄道事業者は、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努める。

【関係資料】

〈資料編 18-1 被害報告関係様式（救急・救助事故即報、火災即報）〉

Ⅲ 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又は発生しようとしている場合に、迅速かつ的確に対応するため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は本計画の定めによる。

1 災害予防計画

(1) 異常現象の発見及び情報提供

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(2) 道路施設の整備

町は、管轄する道路について、次により道路施設の整備を図る。

ア 道路施設の点検を通じ、道路施設の現況の把握に努める。

イ 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

ウ 道路施設の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

(3) 情報の収集・連絡体制の整備

道路災害が発生した場合の情報の収集・連絡体制については、第2編災害予防計画 第13節「情報の収集・連絡体制の整備計画」に準ずる。

(4) 通信手段の確保

道路災害における通信手段の確保については、第2編災害予防計画 第14節「通信手段の確保計画」に準じて行う。

(5) 応急活動体制の整備

職員の応急活動体制については、第2編災害予防計画 第15節「応急活動体制の整備計画」に準じて体制の整備を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

(6) 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

ア 救助・救急活動体制の整備

町及び消防機関は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

イ 医療活動体制の整備

(ア) 町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

(イ) 消防機関及び医療機関は、群馬県広域災害・救急医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図る。

ウ 消火活動体制の整備

道路管理者、消防機関等は、平常時から機関相互間の連携の強化を図る。

(7) 緊急輸送活動体制の整備

発災時において、緊急搬送や消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するための体制については、第2編災害予防計画 第17節「緊急輸送活動体制の整備計画」に準じて行う。

(8) 広報・広聴体制の整備

事故に関する情報を迅速・的確に提供し、被災者、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するための広報・広聴体制の整備については、第2編災害予防計画 第20節「広報・広聴体制の整備計画」に準じて行う。

(9) 防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

(7) 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

(4) 町、県、県警察、消防機関、道路管理者等は、相互に連携した訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

(7) 町、県、県警察、消防機関及び道路管理者が訓練を行うにあたっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。

(4) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) その他の災害予防

ア 危険物等の流出時における防除活動

消防機関及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

イ 応急復旧活動体制の整備

道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

ウ 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

エ 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

オ 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

2 災害応急対策計画

(1) 災害対策本部の設置

道路事故が発生し、相当な被害が予想される場合は、第3編災害応急対策計画 第1節「組織計画」の定めるところにより災害対策本部を設置し、応急活動体制を確立する。

(2) 職員の非常参集

災害応急対策のための職員の動員については、第3編災害応急対策計画 第2節「動員計画」の定めるところにより体制を整え、応急活動を実施する。

(3) 通信手段の確保

災害情報の収集や災害応急措置等の通信の実施については、第3編災害応急対策計画 第5節「通信計画」の定めるところにより実施する。

(4) 災害情報の収集・連絡

ア 町、消防機関における災害情報の収集・連絡

(ア) 町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに吾妻行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理室）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

(イ) 消防本部は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理室に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防庁長官通知）の規定に基づき、県危機管理室に報告するとともに消防庁に対して直接報告する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 トンネル内車両火災2 死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が30人以上発生し、又は発生するおそれがあるバスの転落等による救急・救助事故 |
|--|

(ウ) 県又は消防庁への連絡・報告は、「資料編18-1 被害報告関係様式」の「救急・救助事故即報」又は「火災即報」による。

(5) 自衛隊への災害派遣要請

道路事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、第3編災害応急対策計画 第8節「自衛隊災害派遣要請計画」に準じて行う。

(6) 広域応援の要請

道路災害により自力による応急対策等が困難な場合において、県、他の市町村及びその他の機関に応援を求める場合は、第3編災害応急対策計画 第9節「相互応援対策計画」に準じて行う。

(7) 広報・広聴計画

住民への広報や報道機関に対する代表取材の要請等については、第3編災害応急対策計画 第11節「広報及び広聴計画」に準じて行う。

(8) 救助・救急活動

ア 道路管理者による救助・救急活動

道路管理者は、消防機関、警察機関等からの要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

イ 消防機関、警察機関による救助・救急活動

消防機関及び警察機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、

必要に応じ、広域応援の要請、県に対する群馬DMAT等の派遣要求等を行う。

ウ 自衛隊による救助・救急活動

自衛隊は、知事（危機管理室）からの災害派遣要請に基づき、又は必要部応じ、救助・救急活動を行う。

エ 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等に協力して救助・救急活動を行う。

オ 資機材等の調達

(7) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

(4) 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(9) 医療活動

道路災害時における医療活動については、第3編災害応急対策計画第15節「救助・救急及び医療活動」の定めるところにより実施する。

(10) 消火活動

ア 道路管理者による消火活動

道路管理者は、消防機関等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

イ 消防機関による消火活動

(7) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(4) 発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努める。

(11) 交通の確保・緊急輸送活動

道路事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、第3編災害応急対策計画 第17節「交通確保・輸送計画」に準じて行う。

(12) その他の災害応急対策

ア 危険物等による二次災害の防止

(7) 道路管理者は、危険物等の流出が認められたときは、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

(4) 消防機関、警察機関は、危険物等の流出が認められたときは、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

イ 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

(7) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

(4) 道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

(4) 県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずる。

(4) 県警察は、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、

交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

3 災害復旧計画

道路事故の災害復旧計画は、第5編「災害復旧・復興計画」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

(1) 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

(2) 復旧予定時期の明示

道路管理者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

【関係資料】

〈資料編 18-1 被害報告関係様式（救急・救助事故即報、火災即報）〉

IV 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、高圧ガス、毒物・劇物）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、迅速かつ的確に対応するため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は本計画の定めによる。

■危険物等の定義

危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの 〈例〉石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等
火薬類	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの 〈例〉火薬（黒色火薬、無煙火薬等）、爆薬（ダイナマイト等）、火工品（電気雷管、実包、導火線、煙火等）等
高圧ガス	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの 〈例〉液化石油ガス（LPG）、アセチレン、液化塩素、圧縮水素等
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの 〈例〉毒物：シアン化ナトリウム、水銀、ヒ素、アジ化ナトリウム等 劇物：アンモニア、塩化水素、ホルムアルデヒド、硫酸等
放射性物質	放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

■町内の危険物施設数

（平成26年3月末現在）

	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所			合 計
		屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	一 般 取 扱 所	小 計	
東吾妻町	—	11	12	1	23	—	9	1	57	22	28	50	107

出典：消防年報（吾妻広域町村圏振興整備組合消防本部）

1 災害予防計画

（1）危険物等施設の安全性の確保

ア 技術基準の遵守

危険物等の製造、貯蔵、取扱い又は輸送を行う事業者（以下「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守する。

イ 立入検査の徹底

危険物等の取扱規制担当官公署*は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。

ウ 自主保安体制の整備

事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

エ 講習会・研修会の実施

危険物等の取扱規制担当官公署は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

オ 再発防止の徹底

危険物等の取扱規制担当官公署及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

※危険物等の取扱規制担当官公署：消防庁、経済産業省、厚生労働省、関東東北産業保安監督部、県消防保安課、県業務課、消防本部・消防署 等

(2) 情報の収集・連絡体制の整備

危険物等災害が発生した場合の情報の収集・連絡体制については、第2編災害予防計画 第13節「情報の収集・連絡体制の整備計画」に準ずる。

(3) 通信手段の確保

危険物等災害における通信手段の確保については、第2編災害予防計画 第14節「通信手段の確保計画」に準じて行う。

(4) 応急活動体制の整備

職員の応急活動体制については、第2編災害予防計画 第15節「応急活動体制の整備計画」に準じて体制の整備を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

(5) 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

ア 救助・救急活動体制の整備

町及び消防機関は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、エンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材及び危険物施設から発生する有毒ガスや放射性同位元素、核燃料等からの放射線漏洩に対する救急救助用資機材の整備に努める。

イ 医療活動体制の整備

(ア) 町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

(イ) 消防機関及び医療機関は、群馬県広域災害・救急医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図る。

ウ 消火活動体制の整備

(ア) 消防機関は、平常時から消防本部、消防団、自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(イ) 消防機関は、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図る。

(ウ) 消防機関及び事業者は、危険物等の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

(6) 緊急輸送活動体制の整備

発災時において、緊急搬送や消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するための体制については、第2編災害予防計画 第17節「緊急輸送活動体制の整備計画」に準じて行う。

(7) 広報・広聴体制の整備

危険物等災害に関する情報を迅速・的確に提供し、被災者、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するための広報・広聴体制の整備については、第2編災害予防計画 第20節「広報・広聴体制の整備計画」に準じて行う。

(8) 防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

(7) 事業者、消防機関、警察機関等は、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。

(4) 訓練には、地域住民を参加させるよう努める。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

(7) 訓練を行うにあたっては、危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。

(4) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(9) その他の災害予防

ア 防災業務関係者の安全確保

事業者、消防機関、警察機関は、応急対策活動を行う防災要員の安全を確保するため、危険物等の性状に応じた防護マスク、防護服、環境測定機器等防護用資機材の整備を図る。

イ 防除活動体制の整備

(7) 事業者、消防機関等は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動のための体制の整備に努める。

(4) 事業者、消防機関、町、県（環境保全課）、河川管理者等は、危険物等が河川等に大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材の整備を図る。

(7) 石油事業者団体は、油等が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図る。

ウ 応急復旧活動体制の整備

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

2 災害応急対策計画

(1) 災害対策本部の設置

危険物等事故が発生し、相当な被害が予想される場合は、第3編災害応急対策計画 第1節「組織計画」の定めるところにより災害対策本部を設置し、応急活動体制を確立する。

(2) 職員の非常参集

災害応急対策のための職員の動員については、第3編災害応急対策計画 第2節「動員計画」の定めるところにより体制を整え、応急活動を実施する。

(3) 通信手段の確保

災害情報の収集や災害応急措置等の通信の実施については、第3編災害応急対策計画 第5節「通信計画」の定めるところにより実施する。

(4) 災害情報の収集・連絡

ア 町・消防機関における災害情報の収集・連絡

(ア) 町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに吾妻行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

(イ) 消防本部は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県消防保安課に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防庁長官通知）に基づき、県消防保安課に報告するとともに、消防庁に対して直接報告する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 m²程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの2 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの<ol style="list-style-type: none">(1) 河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの(2) 大規模タンクからの危険物等の漏えい等3 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故4 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの5 原災法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの |
|--|

(ウ) 県又は消防庁への連絡・報告は、「資料編18-1 被害報告関係様式」の「特定事故即報」による。

(5) 自衛隊への災害派遣要請

危険物等災害が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、第3編災害応急対策計画 第8節「自衛隊災害派遣要請計画」に準じて行う。

(6) 広域応援の要請

危険物等災害により自力による応急対策等が困難な場合において、県、他の市町村及びその他の機関に応援を求める場合は、第3編災害応急対策計画 第9節「相互応援対策計画」に準じて行う。

(7) 広報・広聴計画

住民への広報や報道機関に対する代表取材の要請等については、第3編災害応急対策計画 第11節「広報及び広聴計画」に準じて行う。

(8) 救助・救急活動

ア 事業者による救助・救急活動

事業者は、危険物等災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力する。

イ 消防機関、警察機関による救助・救急活動

消防機関及び警察機関は、事業者と協力して救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請、県に対する群馬DMA T等の派遣要求等を行う。

ウ 自衛隊による救助・救急活動

自衛隊は、知事（危機管理室）からの災害派遣要請に基づき、又は必要部応じ、救助・救急活動を行う。

エ 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等に協力して救助・救急活動を行う。

オ 資機材等の調達

(ア) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

(イ) 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

カ 救助・救急活動従事者の安全の確保

救助・救急活動実施機関は、当該危険物等の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講ずることにより、救助・救急活動に従事する職員の安全を確保する。

(9) 医療活動

危険物等災害時における医療活動については、第3編災害応急対策計画第15節「救助・救急及び医療活動」の定めるところにより実施する。

(10) 消火活動

ア 事業者による消火活動

事業者は、危険物等災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する消防機関に協力する。

イ 消防機関による消火活動

(ア) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(イ) 発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努める。

ウ 消火活動従事者の安全の確保

消防機関は、当該危険物等の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講ずることにより、消火活動に従事する職員の安全を確保する。

(11) 交通の確保・緊急輸送活動

危険物等事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、第3編災害応急対策計画 第17節「交通確保・輸送計画」に準じて行う。

(12) 危険物等の大量流出に対する応急対策

事業者、消防機関、町、県（環境保全課）、河川管理者等は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会の活用等既存の組織を有効に活用する。

(13) 避難収容活動

危険物等事故発生時の住民等の避難誘導や避難所の開設及び運営管理等については、第3編災害応急対策計画第6節「避難・誘導計画」及び第14節「避難収容活動計画」に準じて行う。

3 災害復旧計画

危険物等事故の災害復旧計画は、第5編「災害復旧・復興計画」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

(1) 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

公共施設の管理者は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行う。

(2) 復旧予定時期の明示

公共施設の管理者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

【関係資料】

〈資料編 18-1 被害報告関係様式（特定事故即報）〉

V 県外の原子力施設事故対策計画

1 災害予防計画

(1) 基本方針

ア 目的

群馬県内には、原子力施設（原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 6 条の 2 第 1 項に基づき定める「原子力災害対策指針」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。）が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」設定の目安となる範囲※にも本県の地域は含まれていない。

しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、今までの想定を超える事態が発生している。

本県においても、福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、これまで空間放射線量率のモニタリング強化や県産農林水畜産物等の放射性物質検査を実施するなど前例のない災害対応を実施してきたところである。

本対策では、これらの災害対応を踏まえ、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、町が関係機関等と連携して実施するべき予防対策、応急対策及び復旧対策について必要な事項を定め、市民の不安を解消することを目的とする。

※平成 25 年 3 月 21 日現在、原子力災害対策重点区域設定の目安となる範囲は、実用発電用原子炉に係る原子力施設について、最大でも「原子力施設から概ね 30 km」とされている。

イ 原子力施設事故災害対策において尊重すべき指針

県外の原子力施設事故災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を十分に尊重する。

なお、国においては、今回の事故検証結果等を踏まえ、原子力災害対策指針を定めたところであるが、今後の検討課題とされている事項も多数あり、これらの事項を踏まえた原子力災害対策指針の見直しが予想される。

このため、町では、国による原子力災害対策指針の見直し等の動きを注視し、県の動向も踏まえながら、必要に応じて随時本対策を見直す。

ウ 町地域防災計画における本対策の位置づけ

この対策において定めのない事項については、「一般災害対策編」による。

(2) 情報の収集・連絡体制等の整備

県外に立地する原子力施設の事故に対し、万全を期すため、町は県と協力し、国、他の市町村、原子力施設が立地する都道府県、原子力事業者等の防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

2 災害応急対策計画

(1) モニタリング体制の強化

ア 空間放射線量率モニタリングの強化

県は、平常時に行っているモニタリングポスト等によるモニタリング結果の取りまとめを行うとともに、観測データの推移に留意し、必要に応じて、その状況を逐次、国や

市町村等関係機関へ連絡する。また、必要に応じて、モニタリングの箇所数の増加や可搬型測定機器による測定等モニタリングの強化を図る。

イ 水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査

県及び市町村等上下水道事業者は水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を実施し、結果を共有する。

(2) 住民等への情報伝達・相談活動

ア 住民等への情報伝達活動

(7) 町は、県や国等と連携し、異常事象等に関する情報を提供し、町内における混乱の防止、あるいはその軽減に努める。

(イ) 町は、防災行政無線やメール、ホームページ等により情報提供するとともに、テレビやラジオ等の放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得た広域的な情報提供に努める。

(ウ) 町は、情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じて伝達する情報について県や国、原子力事業者等と連絡を取り、内容を確認し情報提供を行う。

(エ) 町は、住民等のニーズに応じた多様な内容を情報提供するよう努める。

情報提供すべき内容としては、以下のような事項が想定される。

- 町内の空間放射線量率に関する情報
- 水道原水、水道水、県産農林畜産物、上下水処理等副次産物等の放射性物質に関する検査結果
- 相談窓口の設置状況

イ 相談窓口等の設置

(7) 町は、県等連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応できるよう相談窓口を開設し、必要な要員を配置する。

想定される相談窓口としては、以下のようなものが挙げられる。

- 放射線による健康相談窓口
- 水道水、飲食物等の放射性物質に関する相談窓口
- 県内の空間放射線量に関する相談窓口

(イ) 町は、住民からの相談等で、十分な情報がない場合、県や国、関係機関等と連絡を取り、情報を収集し、解決を図るよう努める。

(3) 風評被害等の未然防止

町は、県及び国、他の市町村と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を行う。

(4) 各種制限措置の解除

町は、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。

3 災害復旧計画

(1) 風評被害等の影響軽減

町は、県及び国、他の市町村と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を引き続き行う。

第4節 複合災害対策計画

本節では、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策について示す。

なお、町及び防災関係機関は、平素から備えを充実させ、本計画の各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。

1 災害予防計画

(1) 防災知識の普及

町は、自然災害は単独で発生するばかりではなく、複合的に発生する可能性があること、また、その災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関で共有するとともに、住民等に対して周知する。

(2) 活動体制の整備

町は、複合災害発生時において、従来業務に付加される業務を明確にし、対応の優先順位の決定や具体的なスケジュールの立案に努めるなど、活動体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡体制の整備

町は、県、国及び防災関係機関と連携し、複合災害発生時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集及び連絡体制並びに防災行政無線、専用回線、衛星回線等複数の通信手段の整備に努める。

(4) 複合災害を想定した防災訓練の実施

町は、県や関係市町村、防災関係機関等と連携して、複合災害を想定した防災訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

また、発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集や合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

(5) 避難対策

町は、複合災害発生時に住民等が迅速・確実に避難できるよう、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておくとともに、平素から多様な避難手段の把握に努める。

2 応急対策計画

(1) 活動体制の確立

町は、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

(2) 情報の収集・連絡

町は、県や国、防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、

被災情報等の収集・連絡を行う。

(3) 避難対策

ア 単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想されるため、町は各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させるとともに、避難所の再配置を行う。

イ 町は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。

(4) 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達

町は、情報収集により得られた道路や避難所等の被災状況をもとに、警察や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。

(5) 広域応援・自衛隊派遣要請

町は、複合災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合は、国及び県、並びに協定締結市町村等に対して応援を要請し、応急対策活動を実施する。

第5編 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興にあたっては、被災者の生活再建を支援し、災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る必要があり、町は関係機関と連携して、迅速かつ円滑な復旧・復興に取り組む。

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1 災害復興対策本部の設置

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町は、町長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置し、各分野の災害復旧・復興活動の一元化を図る。

2 基本方向の決定

町は、被災の状況、地域の特性、住民の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。

3 住民の参加

被災地の復旧・復興は、町が主体となって住民の意向を尊重しつつ、国の支援を受けながら共同して計画的に行う。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

4 国等に対する協力の要請

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 原状復旧

1 被災施設の復旧等

- (1) 町、県その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。
- (2) 町、県その他の防災関係機関は、被災施設の復興にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。
- (3) 町は、国、県の協力により、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

2 災害廃棄物の処理

- (1) 円滑かつ適切な処理の実施
町は、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適切な処理を行う。
- (2) リサイクルの励行
町は、損壊建物の解体等にあたっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努める。
- (3) 環境への配慮
町は、損壊建物の解体、撤去等にあたっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮する。
- (4) 広域応援
町は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請する。

第3節 計画的復興の推進

1 復興計画の作成

(1) 町は、特定大規模災害による被害を受けた場合、必要に応じ、「大規模災害からの復興に関する法律」(平成25年6月21日法律第55号)を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成する。

また、同計画に基づき土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 復興計画においては、計画の期間、復興計画の目標、土地利用に関する基本方針、重点プロジェクト等について定める。

(3) 町は復興計画の作成に際しては、被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたり、地域のコミュニティの存在が復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、作成過程において女性の参画を進めるとともに、復興計画に障害者、高齢者等の要配慮者等多様な住民の意見を反映するよう努める。

(4) 町は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のため、県や近隣市町村との連携、広域調整等の体制整備に努める。

2 防災まちづくり

(1) 防災まちづくりの実施

ア 町は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

イ 防災まちづくりにあたっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 被災市街地復興特別措置法等の活用

町は県と連携し、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

(3) 防災まちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

(4) 町は県と連携し、既存の不適合建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、適切な事業推進によりその解消に努める。

(5) 町は県と連携し、被災施設等の復旧事業、がれきの処理事業にあたり、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅

速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。

- (6) 町は県と連携し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行う。

第4節 被災者等の生活再建の支援

1 被災者台帳の作成

- (1) 町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- (2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。
- (3) 被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録する。

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- 援護の実施の状況
- 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 電話番号その他の連絡先
- り災証明書の交付の状況
- 被災者本人が台帳情報の外部提供に同意している場合の提供先
- その他町長が必要と認める事項

2 り災証明の発行

(1) 証明事項

り災証明書の発行は、被災者にとって、税の減免、公共料金の減免、見舞金・義援金の受給、貸付金の申込み等災害後の早期立ち直り及び生活の安定化のためには極めて重要な行為となる。

町長は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、同法第90条の2の規定に基づき遅滞なく、り災証明を発行する。なお、火災にかかるものについては、消防署長が証明する。

- ア 全壊（流出）、大規模半壊、半壊、床上浸水、床下浸水、一部損壊
- イ 火災による全焼、半焼、水損

(2) 証明書の発行要領

ア 現に災害により家屋に被害を受け、その家屋について「り災証明書」の発行を受けようとする者は、町へ申請を行わなければならない。

イ 町は、申請のあった家屋について、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び「災害に係る住家被害認定基準運用指針」（平成21年6改定内閣府（防災担当））に基づき、原則、申請者等の立会いのもとで、外観及び内部からの被害調査を行う。

ウ 町は、被害調査の結果に基づき、被害家屋台帳を作成する。

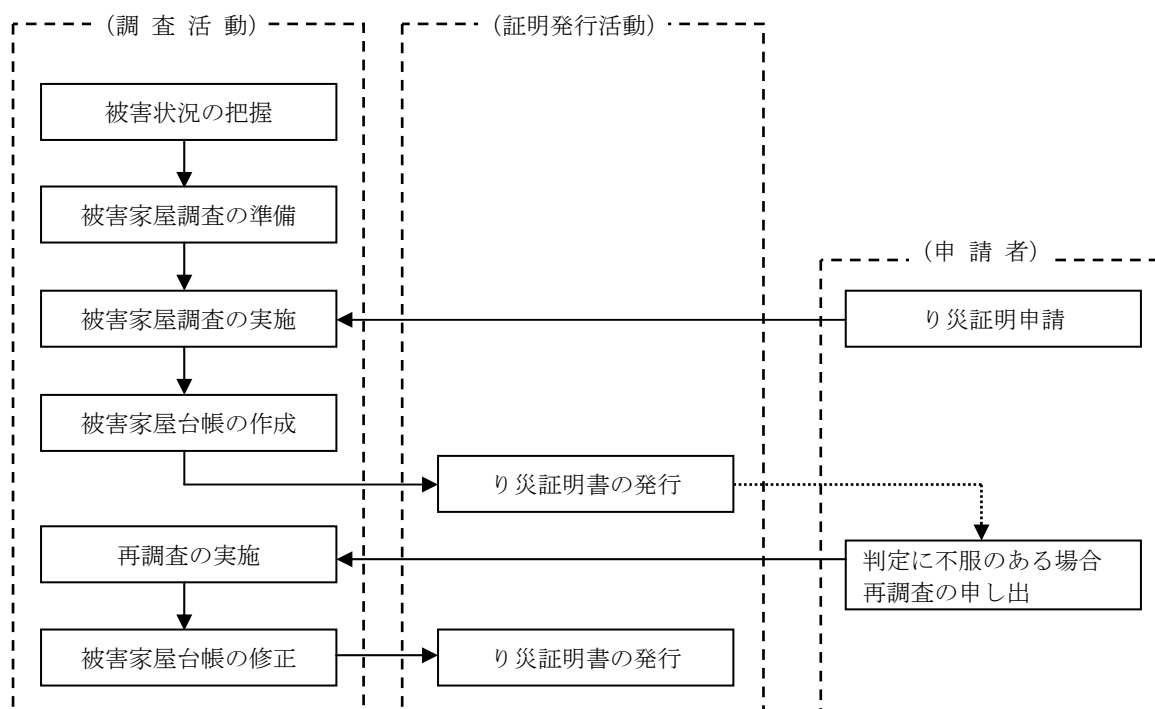
エ 町は、被害家屋台帳に基づき、申請者に対して「り災証明書」を発行する。

(3) 再調査

ア り災証明書の交付を受けた者で、その判定について不服のある者は、再調査の申し出を行うことができる。

イ 再調査については、建築の専門家の協力を得ながら、その意見を参考に行う。

り災証明書発行の流れ



3 災害弔慰金の支給等

町及び県は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。

これらの支援制度は次のとおりであり、概要については資料編参照。

(1) 災害弔慰金

「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金

「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(4) 群馬県（小規模）災害見舞金

災害弔慰金、災害見舞金の対象者以外の被災者に災害見舞金を支給する。

(5) 被災者生活再建支援金

「被災者生活再建支援法」(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金を支給する。

(6) 生活福祉資金(災害援護資金)

「生活福祉資金貸付事業制度要綱」(厚生労働省)に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。なお、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

(7) 災害救助法による生業資金の貸与

別途災害援護資金貸付制度及び生活福祉資金貸付制度が設けられているので、原則としてこの制度による資金の活用を図る。

4 税の徴収猶予及び減免等

町は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免の措置を講ずる。

5 雇用の確保

(1) 雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

公共職業安定所は、災害によりその雇用される適用される適用事業所(災害救助法が適用された地域に限る。)が休業するに至ったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給する。

(2) 被災者に対する職業の紹介

公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、男女のニーズの違いに配慮するなど、被災者に対するきめ細かな職業紹介を行う。

県(労働政策課)は、群馬労働局等と連携しつつ、被災者に対するきめ細やかな就労支援を行う。また、県(産業技術専門校)は、失業者(休業者)の転職を容易にするための職業訓練を充実させる。

6 住宅再建・取得の支援

町及び県は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図る。なお、各支援措置の概要は資料編参照。

(1) 災害復興住宅融資

- ア 建設資金
- イ 購入資金
- ウ 補修資金

(2) 地すべり等関連住宅融資

(3) 母子・寡婦福祉資金(住宅資金)

7 恒久的な住宅確保の支援

町は県と連携し、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等

の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家を活用する。

8 安全な地域への移転の推奨

町は県と連携し、災害危険区域等における被災者等の住宅再建にあたっては、防災集団移転促進事業を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

9 復興過程における仮設住宅の提供

町は県と連携し、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

10 支援措置の広報等

町は県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築する。

11 災害復興基金の設立等

町及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

【関係資料】

〈資料編 2－9 東吾妻町災害見舞金支給要綱〉

〈資料編 2－10 東吾妻町大雪による被災支援金等支給要綱〉

〈資料編 17－1 災害弔慰金等の支給制度〉

〈資料編 17－2 住宅再建・取得の支援制度〉

第5節 被災中小企業等の復興の支援

1 中小企業者に対する低利融資等の実施

町は県と連携し、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知する。なお、各制度の概要については資料編に示す。

- (1) 経営サポート資金（Cタイプ：災害復旧関連要件）
- (2) 中小企業高度化資金（災害復旧貸付）
- (3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇
- (4) 既往貸付金の貸付条件の優遇
 - ア 小規模企業者等設備導入資金
激甚災害の場合、2年を超えない範囲内で償還期間を延長
 - イ 中小企業高度化資金
被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる
- (5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例
 - ア 激甚災害法第12条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円
 - イ 中小企業信用保険法第2条第4項の経営安定関連保証（災害別枠保証）
通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

2 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

町は県と連携し、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知する。なお、各制度の概要は資料編参照。

- (1) 助成措置
- (2) 経営資金
- (3) 事業資金
- (4) 農漁業用施設資金
- (5) (株)日本政策金融公庫による貸付け

3 地場産業・商店街への配慮等

町は県と連携し、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずる。

4 支援措置の広報等

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

【関係資料】

〈資料編 17-3 中小企業者に対する低利融資制度〉

〈資料編 17-4 農林水産業者等に対する助成・低利融資制度〉

第6節 公共施設の復旧

1 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成する。

なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備える。

2 早期復旧の確保

(1) 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努める。

(2) 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずる。

■主な災害復旧事業

事項・内容	根拠法律等	関係省庁
(1) 公共土木施設災害復旧事業 河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	国土交通省、 農林水産省
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林水産省
(3) 文教施設等災害復旧事業 ①公立学校施設災害復旧事業 ②その他（国立学校、文化財）	公立学校施設災害復旧国庫負担法	文部科学省
(4) 厚生施設等災害復旧事業 ①社会福祉施設等災害復旧事業 生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設等 ②環境衛生施設等災害復旧事業 ③医療施設等災害復旧事業 ④その他（水道施設、感染症指定医療機関）	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法	厚生労働省、 環境省
(5) その他の施設に係る災害復旧事業 ①都市災害復旧事業（街路、都市排水施設等） ②既設公営住宅復旧事業 ③空港災害復旧事業 ④鉄道災害復旧事業	公営住宅法 空港法（旧空港設備法） 鉄道軌道整備法	国土交通法

出典：内閣府資料

3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧にあたっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用する。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症予防法
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (9) 下水道法
- (10) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- (11) 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

第7節 激甚災害法の適用

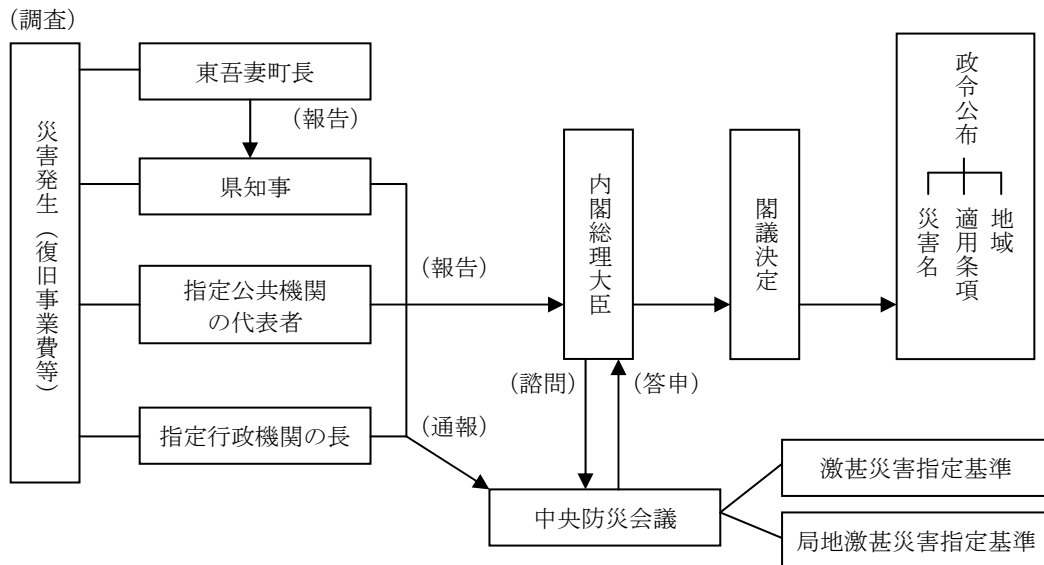
1 激甚災害の早期指定の確保

(1) 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、県知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。この手続きを図示すると次のとおりである。

(2) 町長は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下この節において「激甚災害法」という。）に基づき、内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事に対し、査定事業費等を速やかに報告する。

激甚災害指定手続き



2 激甚法に定める事業

激甚法の適用対象事業は次のとおりである。なお、激甚の指定を受けた場合には速やかに関係調書等を作成し、県の関係部局に報告を行う。

なお、同法に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条の施設の新設又は改良に関する事業

ウ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

エ 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修

に関する事業

- オ 生活保護法第 40 条又は第 41 条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
- カ 児童福祉法第 35 条第 2 項から第 4 項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
- キ 老人福祉法第 15 条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
- ク 身体障害者福祉法第 28 条第 1 項又は第 2 項の規定により県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
- ケ 障害者自立支援法第 79 条第 1 項もしくは第 2 項又は第 83 条第 2 項もしくは第 3 項の規定により県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業
- コ 売春防止法第 36 条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
- サ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
- シ 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 58 条の規定による県、保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの。
 - (イ) 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認められたものについて、市町村が行う排除事業
- セ 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き 1 週間以上にわたり 30ha 以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚災害法第 5 条）

農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚災害法第 6 条）

農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第 7 条）

開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚災害

法第8条)

(7) 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。

(イ) 天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。

オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚災害法第9条）

森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚災害法第10条）

土地改良区等の行う湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

キ 森林災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第11条の2）

(7) 県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。

(イ) 県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

(3) 中小企業に関する特別の助成

ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）

災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。

イ 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（激甚災害法第13条）

小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。

ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第14条）

事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

(4) その他の特別の財政援助及び助成

ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第16条）

公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の2/3を補助する。

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第17条）

私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。

ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚災害法第19条）

エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例（激甚災害法第20条）

特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。

オ 水防資材費の補助の特例（激甚災害法第21条）

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の2/3を補助する。

カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚災害法第22条）

滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は市町村が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。

キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚災害法第24条）

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（激甚災害法第25条）

労働の意志及び能力を有するにもかかわらず、激甚災害によって就労することができず、かつ賃金を受けることができない状態にある労働者には、失業しているものとみなして基本手当を支給することができる。

第8節 復旧資金の確保

1 復旧資金の確保

町は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努める。

- (1) 普通交付税の繰上交付の要請
- (2) 特別交付税の交付の要請
- (3) 一時借入れ
- (4) 起債の前借り

2 関東財務局の協力

関東財務局（前橋財務事務所）は、復旧資金の確保について町から要請があったときは、次の協力を行う。

- (1) 災害つなぎ資金の融資（短期）
- (2) 災害復旧事業資金の融資（長期）
- (3) 国有財産の貸付け、譲与及び売払い

3 日本郵便（株）の協力

日本郵便（株）（関東支社）は、復旧資金の確保について県又は市町村から要請があったときは、簡易生命保険資金を原資とした短期融資を行う。